高知市立

自由民権記念館紀要

No.28

2024. 3

(令和6)

○ 論 文 自由民権運動と政治小説「戀の革命」 ····································		
○資料紹介川井家史料について	公文	豪 (29)
吾川郡秋山村 細川梶日記-近代高知における女性の日常をよむ- 		実侑(51) 弑章(69)
○ 目 録		
2022 年度 寄贈寄託資料目録 2022 年度 図書等寄贈者一覧		

高知市立自由民権記念館

民権運動と政治小説 戀の革命」

汲 \mathbb{H} 美 砂

はじめに

来た絵であると言えるだろう。 とが一枚に収められている。演説会の弾圧を示す構図として見事で、 弁士の姿と、演説を止めに入る官吏、そして演説中止に反対する聴取の暴動 付『絵入自由新聞』に掲載された、芳宗の手に成る挿絵である。熱弁を揮う れているため、見覚えのある人も多いだろう。これは明治二一年三月 まず、左に掲載した一つの挿絵を見てもらいたい。多くの教科書に掲載さ よく出 四四 \exists



(原紙所蔵:東京大学大学院法学政治学研究科附属

近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫)

いるならば必要不可欠な、ごく基本的な情報はあまり周知されていないよう が」「なにをしている」様子を描いたものなのかー 非常に有名な挿絵でありながら、この絵については「いつ」「どこで」「だ -授業の題材として用

> とへの言及はほとんどみられなかった。これには、多くの小中学校社会科教 面 のに至っては「自由党の演説の様子」などと題して、さも実際の事件の一 科書・資料集で当該挿絵が「自由民権運動の演説会の様子」や、甚だしいも 絵の教材利用に関する論文をいくつか確認してみても、小説の挿絵であるこ 物は板垣退助ですか」というような質問を受けたことがある。また、当該挿 あると受け取っている者も少なくないだろう。実際、当館でも「この髯の人 イ に思う。その結果として、これが「戀の革命」という小説の一場 クションであるということを知らず、現実に起こった事件を描いたもので であるかのように掲載されていることも影響しているだろう。 画 即 ちフ 場

関心が近代文学や言文一致体の創出へと注がれていることもまた、明治二〇 度が非常に高いのに反して、作品自体はほとんど日の目を見ずに埋もれてし 年代の政治小説が等閑にされる要因であると考えられる一。 民権運動が挫折したとされる時期 — はない。自由民権運動上において盛んに編まれた政治小説については、明治 う小説を取り上げ、明治二○年代初頭、国会開設前夜の自由民権運動と当該 まっている理由の一端もここにあるだろう。 い。ちょうど明治一八年に坪内逍遥の『小説神髄』が著され、以降国文学の 七年頃までの作品についての議論が主であり、自由党解党ー 期の政治小説に見られる特徴を整理していきたい。 とはいえ、本稿における目的はこうした教科書の与える誤解を解くことで -以降のものが言及されることは少な 本稿ではこの「戀の革命」とい 当該挿絵の知名 — | 般に自

よるものである。 有名詞についてはこの限りでない。また、資料引用中の傍線部は全て筆者に お、資料の引用にあたって旧字や異体字は適宜現代表記に改めたが、

自由民権運動と小

見られた活動で、特筆すべき点の一つとして政治小説の連載が挙げられる。 民権家の活動目標には、自由民権思想を広く、これまで政治に関心のなかっ た人々にまで知らせることがあった。そのため、自由民権運動においては都 自由民権運動の主戦場といえば演説と新聞であるが、このうち新聞紙上

て世に生み出された作品の数々とともに、国文学や文化史だけではなく、 用 類しているような読み物たちも当時は「戯作」や「草双紙」などと呼ばれて 士族たちが、 般に、その地位は低いものであったとされている。知識階級を自認する旧 .民権運動史においてももっと注目されてよいだろう。 いたとは、 た。「稗史小説」と呼ばれた物語は、「婦女童蒙」が読むものとされてお 治小説もまた、そうした流れの中に生まれたものである。明治初期には「小 :逸がつくられたり、踊りが用いられたりと通俗的な手段が用いられており、 」という言葉は未だ馴染みのないもので、現代の我々が それ自体が驚くべきことだった。このことは、 自らが主導する政治運動において、 そうした「卑俗」な手段を 「近世小説」と分 運動の結果とし b, 自

する諷刺的武器として利用することであった三」と。 意識を反映させる一面、政府を支持する人々、政府を構成する諸勢力を暴露 表乃至社会改良思想の積極的期間に充て、 義を拝借しながら、そこに明治政治小説特有の事項を補足し次のように記 究は国文学を中心に行われてきている。その先駆者の一人である柳田泉は、 たというのである。 は、民権運動や政治制度の段階的な発展に伴い、その性質を変化させていっ の革命的宣伝乃至闘争の補助的武器として利用し、 日本の、とりわけ明治期の政治小説について、スピーアによる政治小説の定 位置を明らかにしておかねばなるまい。先にも触れたとおり、政治小説の研 った文学作品である、ということだろうか。 では「政治小説」とはいったい何か。特定の一作品を扱う前に、 政治小説の「作者の主なる目的」は「(最初は) 全期間を通して言い得るのは、 (最後には)新興日本の国権伸張 人民の政治的啓蒙、 政治的な活動の一翼を担 (中頃は) つまり日本の政治小説 個人的政見発 その立ち 政党

もこの頃 運動期の政治小説作家として名高い、末広鉄腸が相次いで作品を発表したの この頃は政党復興期とされ、 て『絵入自由新聞』 :運動を起こした時期である。 事件を契機に高まった不平等条約改正を求める世論を味方に再興、 ために一度は沈静化していた自由民権運動が、 本稿で取り扱う「戀の革命」は明治二一年二月五日 自由党の解党や政府による言論統制の強化、 で連載された政治小説である。 政治小説の全盛期でもあるという言 この頃、 外交失策の回復、 明治一九年のノルマントン こから同り 柳田の区分に従えば、 地租軽減、 経済的不況など 年 -四月一 自由民権 大同団 言論 日 にか

> 京 自 へ壮士たちが押し寄せてい 由の三つを主訴とし行われた三大事件建白運動によって地方各地から

東

四五回が最終回であるが、 っており、 ての回に付されている。 小説である。 のだけでなく、作者が挿絵の依頼を失念していたという第九回を除 |戀の革命」の著者は「冥々遁史」なる人物で、芳宗による挿絵は 以降付番がずれてしまっている。 各回の掲載年月日は表のとおりだ。 途中、 第二九回となるべきところが第三○回とな つまり、 正しくは全四 紙面表記上は第 四回 いた全 前 |の連 掲

b

第 1 回	明治21年2月 5日	第23回	明治21年3月 4日
第 2 回	明治 21 年 2 月 7 日	第24回	明治21年3月 6日
第 3 回	明治 21 年 2 月 8 日	第25回	明治21年3月 7日
第 4 回	明治 21 年 2 月 9 日	第26回	明治21年3月 8日
第 5 回	明治 21 年 2 月 10 日	第27回	明治21年3月 9日
第 6 回	明治 21 年 2 月 11 日	第28回	明治21年3月11日
第 7 回	明治 21 年 2 月 14 日	第30回	明治21年3月13日
第 8 回	明治 21 年 2 月 16 日	第31回	明治21年3月14日
第 9 回	明治 21 年 2 月 17 日	第32回	明治21年3月15日
第10回	明治 21 年 2 月 18 日	第33回	明治21年3月16日
第11回	明治 21 年 2 月 19 日	第34回	明治21年3月17日
第12回	明治 21 年 2 月 21 日	第35回	明治21年3月18日
第13回	明治 21 年 2 月 22 日	第36回	明治21年3月20日
第14回	明治 21 年 2 月 23 日	第37回	明治21年3月22日
第15回	明治 21 年 2 月 24 日	第38回	明治21年3月23日
第16回	明治 21 年 2 月 25 日	第39回	明治21年3月24日
第17回	明治 21 年 2 月 26 日	第40回	明治21年3月25日
第18回	明治 21 年 2 月 28 日	第41回	明治21年3月28日
第19回	明治 21 年 2 月 29 日	第42回	明治21年3月29日
第20回	明治 21 年 3 月 1 日	第43回	明治21年3月30日
第21回	明治 21 年 3 月 2 日	第44回	明治21年3月31日
第22回	明治 21 年 3 月 3 日	第45回	明治21年4月 1日

あり、 美人」として言及される。 上に於てハ人民の味方たり社会上に於てハ婦女の良友たらんと自から志す 家「大江清水」の二人だ。 大筋は、 ·語の中心となるのは一九歳の華族令嬢「梶原良子」と二四·五歳 社交界においては女子の目を惹く好男子として描写されている。話 女子でありながら学問に親しみ、 また、清水は『立憲論』を著した評判の壮士でも 良子の器量については、作中で度々「滅多にない 自立した考えを持つ良子と「政治 の小

上においても取り立てて名前が挙げられてこなかったのも已むを得な は見られなかった。 その証左か 治小説においてよく見られたもので、半ば鋳型のようになっていた。 だ。こうした美男美女が艱難を乗り越え成功を勝ち取る、という筋書きは 「がある として見るのであれば、 .使など様々な旧習に阻害され苦悩しながらも遂には結ばれる、というも のない親に決められた縁談や、二人の結婚を良く思わない華族による特 年の政治家」たる清水の二人が出会い、 「戀の革命」に言及する投書も、 同時代の数多ある政治小説の一つとして埋もれ、 出来の良い、目を惹く作品であるとは言 互いに想い合い、 書籍化の広告も、 女子の自立に理 管見の い難 の限りで 研究史 文学作 ζ, 側 政の

言われる。 く様な世の中」エなどという一節が社説に見られるように、文学、 傾注していた時分なのである。 :家が力をいれたのが「家庭の民主的改革と女権拡張の問題」 ホであったと 来政治闘争的活動を沈静化させていた自由民権運動もまた、社会改良運動 というのも、 、台がいずれも明治二○年前後であることが関係していると考えられる。 促す啓蒙的な側面が強いところにある。このことには、連載時期と物語 巧拙はともあれ、当該小説の興味深い点は政治的闘争よりは寧ろ社会改 ありとあらゆるものが そうした運動内容の変化は、当時の政治小説にも如実に反映され らゆるものが「改良」の俎上に載せられた時期で、自由党解党≒などという一節が社説に見られるように、文学、演説、風明治二○年頃は「右も改良、左も改良、到る所改良で目を突 社会改良が活発に論じられる中で、 特に民 その 良

長くなるが、本文を先に確認しておこう。 内容としては翌一五日掲載「戀の革命」第三二回の場面を描いたものである。かといえば、これは『絵入自由新聞』明治二一年三月一四日掲載の挿絵で、つことはない。では、肝心の前述した演説会の挿絵は一体どこに出てくるの物語を通じて、主人公格である良子と清水の両者ともに、一度も演台に立

ッて坐を占めつゝ演説の始まる前に話し合ふ(甲)オイ伊藤君今日の弁士らもあらざる中に相互ひに心易き三四人の書生が聴衆の中央に一塊となず数百人の聴衆ハ午前より井生村楼の広間に詰掛け針を立つべき余地す今日ハ○○党の大演説がある筈なれバ入梅の雨降りしきる天気をも厭ハ

弓 りしが猛夫は固より覚悟の事と見え従容として畏る、色もなく笑を含ん引中より法廷の糺問を蒙り遂に有罪と定まり重禁錮一ヶ年に処せられた 呼 説したるが最後に出でし が出た!〜静かにし給〜」是より演説者ハ立替はり入替はり壇に登つて演 藤)だがどうも似て居ない処を見れバ怪しい奴かも知れぬ(梅村)能 些ッと物凄過る(伊藤)ナニさうで無いあの愛嬌を見給へ彼の男と何 だ彼の位の美人ハ滅多にハないぜ洋服が似合て丸で西洋の別嬪だハ併し れバ見る程素的な代物だから驚いて居る処だ(岩井) オイ伊藤君給 の別嬪だな(梅村)あたり前よそこに抜目ハないから先刻から気を付て見 ると愉快だから……オイ梅村君々ハ何をそんなに見て居るハア分ッた彼 紳士でも存外名論があらうも知れぬ併し烈しい事を言ふのが面白い何ん とふ其熱心丈が感心だ何を言ふかまア聞くが善いねエ岩井君(岩井)田 剛情今更に詮術のあらん由もなく只頻りに養父が身の安全を祈り居る中 して一方ならず驚きたりしが過る日話しの時すらも自分の説諭 叔父ながらも今ハ養父なる小泉猛夫が演説の始末また処刑の事をも伝聞 で裁判宣告を受けたり大江ハ病院にありて日々全快に趣きついありし 侮辱の中に最と重き内閣諸公を侮辱したるものなりとの告訴を受けて拘 事済みたるが扨て済まざるハ小泉猛夫が演説にてありし が れバ成程年が大変に違つて居るからまア安心だは・・・オイ諸君演説者 ま!~しい(岩井)何んだと云事があるものか彼れハ親子に違ひない しをする笑ひ顔の何とも言れんでハ無いか(梅村) 彼の男ハ何んだらうい でも手を拍て賞めて遣るべし図に乗ッて途方もない事を言つて中止と来 だと云ふ事だ名望もなけれバ学問もない癖に東京の真中で演説をし 体どう云ふ人だか知らん (伊藤) 彼等ハ大方今度出て来た地方の総代連 大騒動となりしを警備の巡査が馳付て乱暴の聴衆を取り鎮め其場ハ漸く 今まで聞 自分が身体の疲ハ漸に本に復しけれバ頓がて病院をバ退き出 び圧制と叫び中にハ土瓶火入その外様々の物を警察官目掛けて投付 熱心面に溢れて一 の警察より中止解散を申し渡されしかバ人気立ちし聴衆ハノー 軒の家を借り受け朋友の上田方へ預け置たる老母を引取り今 いた事もない姓名が多いゼ○○党の人にハ違ひなからう 層々々激烈を極めて喝采の声 ハ小泉猛夫鬼鬚髯を手にて撫でつい 「湧くが. 2如き時 彼が演説 、説き出 に服 でい本郷 に忽ち臨 ハ官吏 へ真統 /\と がせぬ |か話 やう

出来たる中に彼の銀行頭取の山上奏任一等官の松村とハ殊に隔意なき交出来たる中に彼の銀行頭取の山上奏任一等官の松村とハ殊に隔意なき交述始め且ハ様々なる交際を為す中に名声愈よ顕ハれ来て新らしき朋友も小泉清水と門札打つて親子の外ハ彼の下女のお琴を召使ひ再び職業の著

小林家の養女となっていた。

「一〇年の三大事件建白運動に際して各地方より上京してきた総代たちのこの年の三大事件建白運動に際して各地方より上京してきた総代たちのここの年の三大事件建白運動に際して各地方より上京してきた総代たちのこ二の年の三大事件建白運動に際して各地方より上京してきた総代たちのこの林家の養女となっていた。

然なりである。

林松に描かれているのは下線部の情景だ。最後の弁士として登壇した小泉 「中止解散」の命令を受ける。これに反対する聴衆たちが「ノーノ 警察より「中止解散」の命令を受ける。これに反対する聴衆たちが「ノーノ を下び圧制と叫び中にハ土瓶火入その外様々の物を警察官目掛けて投付 を下び圧制と叫び中にハ土瓶火入その外様々の物を警察官目掛けて投付 というで、ある小学校第六学年の教室では、挿絵に描かれた「土瓶や茶碗は、だれ で、ある小学校第六学年の教室では、挿絵に描かれた「土瓶や茶碗は、だれ で、ある小学校第六学年の教室では、挿絵に描かれた「土瓶や茶碗は、だれ をごかる。 「中止解散」の命令を受ける。この猛夫の演説は、その途中で はたりである。ところ。

一、自由民権運動の弾圧

に改正されている。今回の小説の舞台は明治二○年の三大事件建白運動時でってくるのは「集会条例」だ。集会条例は明治一三年に制定後、明治一五年いったことは周知のとおりであるが、このうち、演説の「中止解散」に関わ律(明治八年)、集会条例(明治一三年)によって自由民権運動を弾圧してたのは何故か、当時の法律を確認しておこう。明治政府が新聞紙条例や讒謗ここで一旦、演説会が「中止解散」させられ、演説者が禁錮刑に処せられ

あることが分かるため、左には改正後の条文を掲載する。

詳記シ其会主又ハ会長幹事等ヨリ管轄警察署ニ届出テ其認可ヲ受クヘ目前ニ講談論議ノ事項講談論議スル人ノ姓名住所会同ノ場所年月日ヲポ一条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ公衆ヲ集ムル者ハ集会三

事ハ何事タリトモ之ニ答弁スヘシ様タルヘシ此届出ヲ為スニ当リ警察署ヨリ尋問スルコトアレハ社中ノテ其認可ヲ受クヘシ其社則チ改正シ及ヒ社員ノ出入アリタルトキモ同テ其認可ヲ受クヘシ其社則チ改正シ及ヒ社員名簿ヲ管轄警察署ニ届出ルモ其実政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ結社(何等ノ名義ヲ以テスニ条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ結社(何等ノ名義ヲ以テス

メニ集会ヲ為サントスルトキハ仍ホ第一条ノ手続ヲ為スヘシ前項ノ結社及其他ノ結社ニ於テ政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為

ハ届出ニ及ハスト雖モ之ヲ変更スルトキハ第一条ノ手続ヲ為スヘシ其定規ヲ初会ノ三日前ニ警察署ニ届出認可ヲ受クルトキハ爾後ノ例会第三条 講談論議ノ事項講談論議スル人員会場及ヒ会日ノ定規アル者ハ

コトアルヘシリト認ムルトキハ之ヲ認可セス又ハ認可スルノ後ト雖トモ之ヲ取消ス第四条「管轄警察署ハ第一条第二条第三条ノ届出テニ於テ治安ニ妨害ア

ヲ検査シ会場ヲ監視セシムルコトアルヘシ第五条 警察署ヨリハ正服ヲ著シタル警察官ヲ会場ニ派遣シ其認可ノ證

キハ結社集会ニ関スル事ハ何事タリトモ之ニ答弁スヘシ(追加)警察官会場ニ入ルトキハ其求ムル所ノ席ヲ供シ且其尋問アルト

命シテ之ニ従ハサルトキハ全会ヲ解散セシムヘシ衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ及ヒ集会ニ臨ムヲ得サル者ニ退去ヲケサル事項ニ亘ルトキ又ハ人ヲ罪戻ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ又ハ公第六条 派出ノ警察官ハ認可ノ證ヲ開示セサルトキ講談論議ノ届書ニ掲

講談議論スルヲ禁止スルコトヲ得庁官)ハ其情状ニ依リ演説者ニ対シ一箇年以内全国内ニ於テ公然政治ヲ(追加)前項ノ場合ニ於テ解散ヲ命シタルトキ地方長官(東京ハ警視庁

習生ハ之ニ臨会シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私立学校ノ教員生徒農業工芸ノ見界七条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル集会ニ現役及召集中ニ係ル予

通信スルコトヲ得ス若クハ文書ヲ発シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若クハ他ノ社ト連結第八条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ其旨趣ヲ広告シ又ハ委員

催スコトヲ得ス 第九条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ屋外ニ於テ公衆ノ集会ヲ

処シ第三条ノ規程ヲ犯シタル者モ亦本条ニ依ルル者並ニ会長幹事及ヒ其講談論議者ハ各ニ円以上ニ十円以下ノ罰金ニ円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其会席ヲ貸シタ第十条 第一条ノ認可ヲ受ケスシテ集会ヲ催スモノ会主ハニ円以上ニ十

三月以下ノ軽禁錮ニ処ス
届出ヲ為シ尋問ヲ得テ偽答スルトキ社長ハ右罰金ノ外尚ホ十一日以上事項ヲ開答セサルトキ社長ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処シ詐欺ノ第十一条 第二条第一項ノ規程ニ背キテ届出ヲ為サス又ハ尋問スル所ノ

クハ二月以上二年以下ノ軽禁錮ニ処ス 所ノ席ヲ供セサルトキ会主会長及社長幹事ハ各五円以上五十円以下ノ罰金若 い偽答スル者ハ同罪ニ処ス再犯ニ当ル者ハ十円以上百円以下ノ罰金若 所ノ席ヲ供セサルトキ会主会長及社長幹事ハ各五円以上五十円以下ノ第十二条 第五条ノ規程ニ背キ派出警察官ノ臨席ヲ肯セス又ハ其求ムル

上二十円以下ノ罰金若クハ十一日以上六月以下ノ禁獄ニ処ス第十三条 派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命ジタル後尚退散セサル者ハ二円以

ル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処スノ重キモノアレハ其社ヲ解散サシム其制限ヲ犯シテ入社シ又ハ臨会ス上二十円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其他情状第十四条 第七条ノ制限ヲ犯シタルトキ会主会長及ヒ社長幹事ハ二円以

ハ十円以上百円以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ処シ其社セシム此事ニ関スル者モ亦同罪ニ処シ脅迫スル者及ヒ罪再犯ニ当ル者上五十円以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ処シ其社ヲ解散7十五条 第八条ノ制限ヲ犯シタルトキ会主会長及ヒ社長幹事ハ五円以

3幹部ハ一年以上五年以下結社又ハ入社ヲ禁ス

セサルトキハ第十二条ニ依テ処分ス 警察官ニ於テ治安ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ之ニ監臨ヲ肯第十六条 学術会其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス多衆集会スル者

ニ依テ処分ス学術会ニシテ政治ニ関スル事項ヲ講談議論スルコトアルトキハ第十条

二年以下ノ軽禁錮ニ処スニ結社若クハ集会スル者ハ十円位以上百円以下ノ罰金若クハ二月以上ムルトキハ之ヲ禁止スルコトヲ得若シ禁止ノ命ニ従ハス又ハ仍ホ秘密第十八条 凡ソ結社若クハ集会スル者内務卿ニ於テ治安ニ妨害アリト認

第十九条 成法ニ制定スル所ノ集会ハ此限ニ在ラスハ

東会条例は、概ね第一条から第九条までが政治的集会の開催についての規 集会条例は、概ね第一条から第九条までが政治的集会の開催についての規 単の上解散を申し渡され」たというのも、この条文に起因する。 単の上解散を申し渡された場合には集会・結社は叶わないものとされた。また、第 で、第十条以降に具体的な罰則の記述、という形になっている。集会条例 は、概ね第一条から第九条までが政治的集会の開催についての規 集会条例は、概ね第一条から第九条までが政治的集会の開催についての規

象者も社長や幹事が主であるのが分かる。 象者も社長や幹事が主であるのが分かる。 象者も社長や幹事が主であるのが分かる。 象者も社長や幹事が主であるのが分かる。 象者も社長や幹事が主であるのが分かる。 象者も社長や幹事が主であるのが分かる。 象者も社長や幹事が主であるのが分かる。

ところが、作中の小泉猛夫が受けたのは、一年間の演説禁止処置ではなく

月一日)の太政官布告第三十六号「刑法」第百四十一条(以下、 して、それは何かというと、明治 った集会条例とは別に、小泉の処罰に関わる別の法令があることになる。そ 「重禁錮 条文を次に引用しよう。 年 の刑罰処分だ。つまり、演説会の中止・解散命令の根拠とな 一三年七月一七日付(施行は明治一五年一 刑法)であ

第 省四十 罰金を付加ス 辱シタル者ハー · 一 条 官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮 月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下の

(目前ニ非スト雖ト 亦同シュ モ 刊行 ノ文書図書又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱 シタ

刑 されていないが、 も加えられると規定されている。 れた罰則「一月以上一年以下」の最長期間である。 これによると、 法律には、 猛夫の受けた 禁錮刑に併せて「五円以上五十円以下」 「重禁錮一年」とは刑法第百四十一条に定 。また、 、小説中では言及百四十一条に定め の罰

対象とするところではなかった。 ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者」 ― 象は「著作文書若クハ書図肖像ヲ用ヒ展観シ若クハ発売シ若クハ貼示ノ人 小説の描いた明治二〇年の社会では既にない。また、そもそも讒謗律の対 思われるかもしれないが、讒謗律は刑法の制定に伴い消滅しており、 「侮辱シタル」罪と聞くと先に挙げた讒謗律が適用され 即ち出版物によるものであり演説はその たのだろう、 当該 بح

岡郡佐川にある乗臺寺において行った演説によるものだとされている一つ。こ よって刑罰に処せられたのは水野龍で、明治一一年一二月一五日、 ことはなかったのか、というとそうではない。一説では日本で初めて演説 である。この れは刑法が施行される以前の日付だ。 ない罪状 ノ壓政ナル確證抔ト演説スル科雑犯律不應爲軽キニ問」 われたことが明らか 余談だが、ならば刑法制定以前には演説の内容によって弁士が処罰され への処罰を、裁判官の判断で与えられるというものであった一。 改定律例 「雑犯律不應爲」条とは、 (明治六年) に存在した条例で、法令に該当条文が 罪状は、 明治 一五年刑法施行以前の新律綱領 裁判所の判決から「明治政府 高知県高 明

に掲載された記事本文は、

演台に登り、

弁士へは演説の中止を、

聴衆へは集会の解散を言い渡す警察

挿絵ととも

官目掛けて、客席から様々な物が投げ込まれているのが分かる。

次のとおりだ。

とが、 動であり、 治 八年の讒謗律制定当時、 こうした法律の運用からも分かる。 演説という新しい広報手段が未だ充分に想定されていなかったこ 政府が警戒していたのは新聞 ・雑誌による言論活

小説と実事件

参考と思しき事件は存在する。 絵を見れば小説との類似が見てとれるだろう。 付録では明治二○年各月の出来事が挿絵とともに振り返られており、 ○月一○日に浅草井生村楼で行われた政談演説会における演説中止及び弁 決して実際の「自由党演説会の様子」などではないと述べたが、この場面 士の拘引事件である。明治二一年一月四日付『絵入自由新聞』第一四五四号 先に筆者は、当該挿絵が描くのはフィクションである小説の一 「戀の革命」連載の前年に当る明治二○年 場面 左の挿 であ



(原紙所蔵:東京大学大学院法学政治学研究科附属

『絵入自由新聞』明治21年1月4日 近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫)

者ハ真正の傍聴人よりも多し去れバ第五番目の弁士渡邊小太郎氏の言論 巡査二人都合三人なりしも或ハ前掛で商人姿に出立或ハヘコ帯袴で書生 聞紙上に出ると均く先を争ふて詰寄せ学校の書生ハ急に退校して傍聴に さねど何か花々しき事件あれかしと思い居たる際なれバ演説の広告が新 拘引したるハ気味好くも亦苦々しき次第なりけり 本性を現し駆走る書生共を片つ端から犇々と取捕へ何の苦も無く引立て か中止と為りて満場の人々鼎の如く沸返るや其筋の伏兵、否伏官吏忽ち其 に扮粧ち通常の傍聴人と見せ掛け傍聴料十銭を払つて場内に入り込たる ハ其数何百人と云ふ事を知らず尤も制服を着けたる官吏ハ僅に警部一人 に迷い込むと云ふ大景気、斯る勢ひなれバ其筋にても殊に心を痛め若し万 行き商家の小僧ハ主人に言付た用事の後れるをも厭はず使先より鷗游館 今を距る事三月前明治二十年十月十日の事なりき東京の有志者が是迄 に過激の論を吐く者ありてハ大事なりとて此場へ入込ませたる警察官 る民間 大演説を開きたり、是迄世間一般に政談演説の衰へて人々の心言ひ合 の政治思想を呼起さんとて口の達者な面々が浅草井生村楼に政事三月前明治二十年十月十日の事なりき東京の有志者が是迄眠

また「井生村楼での演説会で弁士が拘引された」と見れば、未だ記憶に新 人々にとって印象的な出来事であったようだ。小説「戀の革命」の読者も 年の回顧として選び抜かれるほどには、この井生村楼での大騒動は当時

る」など、その紛雑は言 否や「満場の聴衆はノーノ〜と呼び不当と叫び竹筒を擲ち弁当箱を投げつく 巳の順で演説を行い、中止解散の命令が出たのは第五席の渡邊小太郎の演説 の前後に配置されていた三四十名の巡査によって取り押えられたり、群衆に 「明治元年の聖詔を読む」が佳境に入った時であった。中止の命令が出るや 最初の登壇者は同会々主の山川善太郎。次に尾崎行雄、吉田熹六、 のようであった、と言う。騒動の結果、その演説内容が官吏侮辱罪に問 れていた探偵たちによって捕縛され警察に引き渡されたりと、まるで修羅 明治二〇年一〇月一〇日の大騒動を思い出したことだろう。 た渡邊小太郎のほか、官吏に暴行をしたとの廉で、一三名の聴衆が拘引 最初の登壇者は同会々主の山川善太郎。次に尾崎行雄、吉田熹六、大石正『めさまし新聞』明治二〇年一〇月一二日付の紙面によれば、この演説会 いようがなく、乱暴をはたらいた聴衆たちは、 会場

れた。

拘引後、 有罪判決を受けるまでの渡邊の動きは左のとおりである。

明 治二〇年

〇月一二日 警視第二局より検事分局へ送

同 東京軽罪裁判所にて初公判

同二〇日 重禁錮 される。 ○ヶ月、 罰金三十円、 代言人名簿からの除名が宣告

同二二日 控訴中、 三代言人を保証人に保釈 が許可され

一月 七日 体調不良のため控訴廷 延期。

同同 東京控訴院にて公判。

一 日 東京控訴院にて公判、 原裁判認可 の宣告

明治二一年

三月 二月二九日 九日 大審院にて上告公判始まる。 「破毀すべき理由なし」にて上告棄却

渡邊、 哀訴。

五月 三日 治罪法第四百廿七条に依り本案哀訴棄却

ていたことが伝わる。 証拠とされている。明治二〇年一〇月二〇日付『絵入自由新聞』掲載記事か 裁判においては、演説会に臨席した警察官による傍聴筆記が罪状を裏付ける らは「臨監警吏」による筆記が証拠として有効か否かが公判において争わ に出した傍から消えてしまう声による演説には証拠が残らない。よって当該 判の争点は渡邊の演説の内容にあったのだが、新聞や雑誌とは違い、

\$ F 奴隷の如くなる若しならなければ軋轢」云々「是等の人には鉄拳を加へて」攻撃を加へんければ」云々「法律を示さず臨機の処分」云々「人民は段々 臨監警吏の手に成る被告の演説傍聴筆記を朗読され裁判長は其演説 か為したる傍聴筆記ハ差異多き旨を陳述し、自分が演説なしたる所の覚書 云々等の数句を如何なる意にて演たるやを尋問さる被告小太郎氏は警官 重立たる要領の「天皇陛下の御誓言に背く」云々「板垣氏の仮声の如く 中最

が なら 値 出 官 を詳明したり検察官は只今被告人の演へる所と本官が起訴なしたる相当 より警官がなしたる筆記 の 来ませぬと思慮致せバ猶々事実の御審問あらんことを望みます本官ハ 如き場合でありますれハ到底只今の所でハ論告致すも適当なる弁論 吏の筆記と大いなる違ひにて譬へバ本官が右と申せハ被告ハ左と申す な ハ其 1が当 (筆記に付て見ますれ 演 被告 説 法 ハ致すまいと思ハれ升と裁判長に告 廷にて申す所にて ハ代言人を職業とし殊に副会長をも致 ハ正当なものであろふと思慮いたし舛如 成 程演説の筋道が立て居るよふなれど只 向面白くもない つまらん譯けも分ら すものがそんな価 何と

たることなし云々」との主張を取り上げ、 恐く屈指の外はあるまじ況や彼の巡査は速記法をも学ばざる人なるをや」と 見るに」と演説後に書かれた渡邊による覚書より、 巡査の筆記は其職務上の云ひ殊に随聴随記のものなれバ勿論巡査の筆記を 侮辱に当たるか否かが争われている。検察側は「本案被告事件は演説なれ すものがそんな価値のない演説ハ致すまい」との言は、 してテニハたりとも一語の相違無きを確言し得べし尤も別に速記法を学び に足らざる第一の證據なり日本は勿論欧米とても此の如く筆記に巧なるは よる筆記の方が證據として確かであると主張する。一方で弁護側はというと つまらん譯けも分らぬ演説にて被告ハ代言人を職業とし殊に副会長をも致 「巡査の筆記ハテニハまでも一語の相違無く筆記したりとは敢て信用する 出来ないものたらしめる証拠であると反駁した 一詞の一字も違えず筆記したと主張することがこそ却って巡査の筆記 |人である演説筆記者巡査岡村金太郎氏の「演説者の言語を其儘に筆記し決 、筆記に據るの外なし」としたうえで「渡邊自身の筆記は演説後の覚書にて 同年一一月一一日に行われた控訴審でも、引き続き渡邊の演説内容が官 ,して検察官が放つ「只今被告が当法廷にて申す所にてハー向面白くも 警官の筆記と自分の為した演説とには差異があると訴える被告人渡邊 速記法を学んだこともないのに、 演説中に行われた巡査に 何とも皮肉である。 を信 な ば 吏

官吏侮辱にはあたらないものである、などと主張したがこれは受け入れられ分であることを述べ、また仮に筆記が正しかったとしても当該演説の内容な渡邊の代言人(現在でいう弁護士)は、警官による筆記は証拠として不十

由新聞』に掲載された公判文を全文引用しよう。り、代言人資格も剥奪されてしまった。明治二〇年一一月一三日付『絵入自及び哀訴を行ったが敢無く棄却され、遂に有罪、虜囚の身となることが決まず、控訴審でも変わらず有罪判決を受ける。これを不服とした渡邊は上告、

《判言渡書

裁

時東京府日本橋区矢の倉町一番地寄留秋田県陸中国鹿角郡尾去村居住平民当

四十一年一ヶ

月

代言人

すれバ之を妨害せんとする者あり云々又近頃或人が説を為して曰く国家 事であります然るに今日我々が国家の為めに此聖詔を遵奉して議せんと 楼上に於て会主京橋区南鍋町二丁目五番地山川善太郎が催したる政談演 二項に依り本刑を言渡したるハ相当なるに付認可あり度旨の意見を陳述 付き式に従ひ審理を遂ぐる所検察官ハ原裁判が被告を刑法第百四十一条、 除名すと言渡したる裁判に服せずして被告小太郎より控訴に及びたるに の 天皇陛下の御誓文に背くの逆賊と謂はなけれバなりますまい云々と仮説 の大事を議せんとする者にハ臨機の処分をせらる、と果して然らバ第 故に我々人民ハ国権を辱しめられしを憂へて是を議せんとするハ当然の るや必然なり云々又此聖勅に依て万機を公論に決するの御趣意が現はれ である若し斯くの如くなれバ上下軋轢を生じ云ふ可からざる弊害を生ず 云々とあれバ此上下の内にハ我々も含蓄せねバならず云々然るに御誓文 其 説会に於て群衆に対し明治元年の聖勅を読むと云ふ演題にて演説を為し したり被告小太郎ハ明治二十年十月十日東京浅草区須賀町二番地井生村 二十三条に照し重禁錮十月に処し罰金三十円を付加し代言人名簿中より て刑法第百四十一条第一項第二項及び代言人規則第二十二条に基き同 . 内閣諸公の特有物である様になし居るハ天皇陛下に対し奉り無礼千万 言詞を交へ内閣各大臣の職務に対し公然の演説を以て侮辱したるも 演説中御誓文の第一二条を引き万機公論に決す可し上下心を一にし に対する官吏侮辱被告事件に付明治二十年十月廿日東京軽罪裁 判 所

原裁判所の始末書及び被告答弁の幾部に照して明了なりとす と認定す其証憑ハ該場に監臨したる警察官の告発状巡査岡村金太郎 ^たる筆記及び警部山田強上原恕助巡査岡村金太郎が当廷に於ての証言 が作

除名するの言渡を為したるハ行政上の懲罰に過ぎざれバ該事項に対して の法条を適用して処断したるハ相当にして取消可き筈なし依て本院ハ治之を法律に照すに刑法第四十一条第一二項に該当す故に原裁判所が前掲 罪法第三百六十八条第三百四十四条に則り原裁判言渡を認可する者也 但 被告を原裁判所に於て代言人規則第二十四条に依り代言人名簿より

余納金十円は被告に還付す ハ上訴を為し得可き限りに非ず依て右代言人規則に関する控訴は棄却す

治廿年 十一月十一日東京控訴院に於て検察官検事小倉信近立合宣告す

検事第一局

控訴院評定官 控訴院評定官 控訴院評定官 芹沢 北村 木村喬一郎 政温 泰一

裁判所書記

色

純一

片である。これらから、 村金太郎が裁判において行った証言、 告発状、巡査岡村金太郎が作った筆記、 えない」などと論じた。これが内閣各大臣の職務を侮辱する発言であるとさ 発言が本当であるならば、天皇陛下の御誓文に背く逆賊であると言わざるを の大事を議論しようとする者には適当な処分を加えると発言したとか。この 誓文に従い国家のために議論をするのは当然であるが、近頃ある人が、 り、我々人民もこの『上下』のうちには含まれているはずであるからこの御 った。そこで、 井生村楼における演説会で「明治元年の聖勅を読む」という題にて演説 れ、罰を科せられたのである。 、判決を下した原裁判の判決を取り消す必要はないとされた。裁判の 公判文の内容を簡単にまとめるとこうだ。渡邊は明治二○年一○月一○日 「御誓文には『万機公論に決す可し上下心を一つにし』とあ 警察官の筆記は結局証拠として認められたのである。 渡邊の演説に刑法第四十一条第一二項を適用し、 証拠とされたのは演説会に臨席した警察官の 原裁判所の始末書、 それに警部山田強上原恕助や巡査岡 及び被告答弁の 国家 を行 有 断

> ものとは限らないようだ。 された聴衆の側には、演説 けでもなく何んだかかんだか譯けも分らず煙に巻かれて為したる者もあり され」たと報道されている。 所に於て審問の末右ハ官吏の職務を行ふに際し暴行を加へたるものと認定 或ひハ腕力を試みたる十四名の壮士ハ官吏が職務を行ふに対し暴行を加へ 申渡されたるを遺憾に思ひしものか臨監の警官に灰吹マツチ等を投げ付け て今更法廷を煩ハするか如き場合に至り驚歎して居る」「『とのことで、 てありし大演説会々場より拘引されたる十三名の壮士ハ其後東京軽罪裁判 また同月二二日付の同紙に「壮士十三名の宣告 去る十日浅草井生村楼に於 し者と認められ昨日悉く警視第二局より検事分局へ送付されたり」とあり、 が出ている。 なく、中止解散 また、 先に触れたとおり、この井生村楼での騒動をめぐっては弁士だけで 明治二〇年一〇月一三日付 の命令に従わずに暴動を起こしたとして聴衆の側にも逮捕者 中止・解散に対する確固とした反対姿勢があった その中には 「騒ぎ立たる折柄面白づくと云ふ譯 『絵入自由新聞] には「中止解散を

四 政治小説の効能

拘引後に再会した、良子と清水(小泉)の会話に現れている。 動を小説にて描いた作者の本意はどこにあったのだろうか。これは、 で重禁錮 再び話を「戀の革命」に戻そう。前述のとおり、 一年の刑に処せられたわけだが、果たしてこのような演説会の大騒 小泉猛夫は官吏侮辱 猛夫の の

も田舎士族で熱心ばかり思慮のないにハ困ります斯様な事でハまだ何う それ程までに養父が身を思ッて下さいまするハ有り難う厶います何分に お気の毒さ私しハどうも悲しうなッて参りました」と少し涙ぐむ とハ申しながら此炎天に骨折り労役どれ程の御難儀な事かと思ひ遣れて して我が邦の民権ハ……」 (良子)天下の為めの御演説でありましたから処刑ハ固よりお覚悟の事だ (小泉)

叔父の処罰にあたって、清水は言論の自由を取り締まる法律に対してでは

つであった、

く場面は他にもある。に、登場人物の口を借りて現今社会を嘆かせて、暗に社会改良の必要性を説論の自由」があったことを思えば、これは意外な口ぶりであろう。このよう年の三大事件建白運動において民権家たちが訴えた「三大事件」のうちに「言なく、思慮の足りない叔父の振る舞いに対して苦言を呈している。明治二○

ある女性を救う方が「急務」であるという指針が示される。ここでは、 を一と間の中に閉ぢ籠めて天授の生命を絶たせますか」云々と続き、知識の ならぬわい」「玉などと語らせる。 迚も出来ぬ知識の点から言ふ時ハ鬼の様な大男でも小児や婦人と同様に誠 許りで知識の無い者であるから自分から其不道理な悪習慣を破ぶることハ 日に当りさう云ふ弊ハぜひ改めんければならぬが併し力士と云ふ奴ハ腕力 の、とりわけ家庭内にある旧習を改めるべきことや、 ないために師弟の圧制の苦しむ力士より、家則や習慣の圧制に苦しむ教養の として家則の圧制、習慣の圧制が挙げられ「天晴将来に望みのあります才媛 に弱いものである夫れだから相撲社会の圧制ハ外部の者が破ッて遣らねば ることが必要であることが説かれているわけだ。 れて、その理由は相撲取の師弟関係の「圧制」にあるのだとし「文明 例えば、 相撲の観戦をした際には優秀な力士が関脇に甘んじていることに 同場面は更に、力士の圧制より残酷なもの そのためには教育を受 社会 7の今

を合点がいくだろう。 こうした、当該小説の傾向を踏まえれば、冒頭に掲載した挿絵に込められ こうした、当該小説の傾向を踏まえれば、冒頭に掲載した挿絵に込められ こうした、当該小説の傾向を踏まえれば、冒頭に掲載した挿絵に込められ こうした、当該小説の傾向を踏まえれば、冒頭に掲載した挿絵に込められ

小説とは何ぞや世態人情を叙する者にして之を一種の写真鏡と謂ふも可な由燈』などの自由党系機関紙で数々の論説を発表した坂崎紫瀾は「抑も稗史あった。坂本龍馬の伝記的小説「汗血千里駒」で知られ、『土陽新聞』や『自に、時には読者にとって反面教師となるように、との寓意が含まれるもので「戀の革命」に限らず明治期の政治小説は、社会を写すものであるととも

史(正史)より優れたものであると論じている。「当時社会の風俗如何」を知るという目的においては、小説(稗史)が編年王朝の情態を知らんとするにハ源氏物語等に勝る者之れなかるべし」「せり」「大と小説はその時代の風俗を描写するものであることを述べ「我が日本り」「大と小説はその時代の風俗を描写するものであることを述べ「我が日本

象の「著者先生」の方にあるとされているのだ。 認めている。問題点は、そうした小説の役割や効能を理解せずにいる有象無 術」のような作用があるものと言い、政治小説の持つ効能それ自体はしかと 批判として有名であるが、決して政治小説を編むことやその役割自体が否定 す、小説を経て、其の意見を吐くものなり」と定義している。そして、 治上の意見を吐かしむるのみ、約言すれは即ち著者が自から其の意見を吐か の事情と、種々の人物とをして、知らす覚へす、隠ゝ冥々の裡に、著者か政 されているわけではない「ク。ここで蘇峰は政治小説を「小説に出来たる数多 す」「、と文学者には社会の鏡や知識人の代表としてばかりでなく、 には言外にある著者の寓意を、知らず知らずのうちに読者に感じさせる「魔 を先導する灯台や預言者としての役割を担わなければならないと指摘した。 る可らす、知識世界の代表者たるのみならす、復た其の預言者たらさる可ら で、そもそも「文学者は、 「近来流行の政治小説を評す」と題されたこの評論は、蘇峰による政治小説 また、徳富蘇峰は「面白からさる」小説の流行について批判的に論じる中 社会の明鏡たるのみならす、 復た其の灯台たらさ 文明社会 良作

ある宮崎夢柳は次のように記している。てたロシア虚無党の事情を描いた小説「紫雲鬼啾啾」の緒言に、その著者で他にも例はある。専制君主主義に反対し皇帝や為政者たちの暗殺などを企

事跡を知つて、以て自から戒心するところあらんことを。三つ結身死して祀られざるの鬼となりしのみならず、反逆の罪千載銷せざるの陛下にまでも未曾有の禍害を加へ、日月為めに晦く、神人共に怒り絞縄一陛下にまでも未曾有の禍害を加へ、日月為めに晦く、神人共に怒り絞縄一時不篇を読むもの庶幾はくは、彼輩の狂暴危激なる、比年魯国全社会の嗚呼本篇を読むもの庶幾はくは、彼輩の狂暴危激なる、比年魯国全社会の

啾啾」と並ぶ代表作に、デュマの小説『バスチイユの奪取』を意訳した『紫蘭記夢柳は『自由燈』や『絵入自由新聞』などで記者として活躍した人で、「鬼

おわりに

想的(むしろ空想的)、 の感化にあったことを意味している三。 れた虚無党のような「狂暴危激」な行いを自戒するように呼びかけているの ともすれば過激な言動に流れる世情を踏まえて、 だ。これは小説執筆の意図が、単なる物語の紹介ではなく、思想の宣伝や人々 一時の客観状勢の変化、 な建設的なものになっている」とし、その理由の一つを「明治十六、 た同氏の作「憂世乃涕淚」と比して虚無党の目的が、「ロマンチッ 相次いで発生した年である。柳田は |山事件(九月)や秩父事件(一一月)など急進派自由党員による激化事件 由乃凱歌』がある。「鬼啾啾」の連載開始は明治一七年一二月。 破壊的」なものから「立憲政治を志すところの現実涕涙」と比して虚無党の目的が、「ロマンチック、理である。柳田は「鬼啾啾」について、同じ虚無党を描 暴動頻出に鑑みた結果であろう」と述べている三。 読者に対して、小説に描 これ 七年 は 加

数は、 聞記者などの中からも「過激の縄張中へ足を踏込む者」がいるのはなぜか、 わけではなく、寧ろ熟知しているはずの代言人や社会情勢に詳しいはずの新 法律や条例によって過激な論説が禁止されている世の中で、法律を知らな 時の人々の実感としてもあったようで「過激論の出るハ何故ぞ」との題で、 統制のために用いられた条例の違反者が明治一七年には前年に比して著し 務省統計報告』を確認すると、 ちに向けられる視線は聊か冷たいものである。 と問いを立て、 ため単純に比較するわけにもいかないが、言論統制に関わる諸条例の違反者 く増加していることが見て取れる(別表参照)。 自由民権運動の激化は、武装蜂起事件の発生に限らない。 概ね明治一七・一八年頃が最も多い。こうした規則違反者の増加は当 その理由を考察した社説も見られた三。ここでも、 出版条例、 新聞条例、集会条例といった言論 統計項目が変わってしまう 『大日本帝国 違反者た 内

れる一つの要因でもあった三宮。されるようになっているのだ。こうした言論弾圧の強化は、政治小説が生ま年四月、出版条例も同年六月にそれぞれ改正され、より厳しい言論規制が課注意しなければならない。集会条例は明治一五年六月、新聞条例は明治一六はなく、同時期には条例改正によって運動の弾圧が強化されていることにも当然、こうした規則違反者の増加は自由民権運動の激化のみを示す事象で当然、こうした規則違反者の増加は自由民権運動の激化のみを示す事象で

ろ、弁士や聴衆の側に向けられていることが分かった。のの、小説の書き口から読み取る限りでは、批判の矛先は政府の弾圧より寧見すると集会条例による政治運動弾圧を批判したもののように思われるも革命」の内容やその舞台、時代背景について整理してきた。当該絵画は、一て知られている一枚の絵画資料を取り上げ、その絵が挿入された小説「戀のて知られては、一般に、自由民権運動における演説会の様相を描いたものとし

無論、民権家や新聞社が政府による言論弾圧を許容していたわけではないとの主張が展開されているニュールによる言語が展出を行わなければならないとの主張が展開されているニュールによる言語が圧を許容していたわけではない。

なる、 を生むことになりかねず、規制を緩めた方が却って暴論家を排斥する流れと る吏員の意見が紹介されている。あまりにも厳重な法律は却って過激な言論 月二一日付『朝野新聞』の記事にも確認できる三六。 の意見なるやを確知せざれど」と出処不明の風説として「自由説」を主張 たる頃」に必要性があって設けられたものであるとの見解は明治二○年一○ い言論統制によって政論の区域を狭めることが、ギリギリ法に触れるか触 はこの綱渡りの状態をつくっているようなものだというのだ。 し同じ動作で大道を歩けばそれは軽蔑の対象となるはずで、現 同様に、現行の言論規制の条例は「往年訳も分らぬ暴論家の世間に 綱渡りが成功して喝采を浴びるのは一本の綱の上を行くからであって、 というのがこの「自由説」の趣旨で、 例として綱渡りが挙げられてい 記事では「如何なる吏員 つまり、厳 行の言論規 跋 扈

ており、法律改正問題への関心の高さを窺うことができる。この記事内容はそのまま『絵入自由新聞』や『絵入朝野新聞』にも転載されたの記事内容はそのまま『絵入自由新聞』や『絵入朝野新聞』にも転載されたの記事内容はそのまま『絵入自由新聞』や『絵入朝野新聞』にも転載されたの記事内容はそのまま『絵入自由新聞』や『絵入朝野新聞』にも転載されたいかを攻める暴論に箔をつけてしまうのであって、規制を緩めればそうれないかを攻める暴論に箔をつけてしまうのであって、規制を緩めればそう

る。前述の朝野新聞の論説にも「国会開設の期日も既に近づきたれバ之を自家の成立を目指すという自由民権運動の本質は変化していないと考えられられたものと理解されてきた『セ・しかし、生活改良を唱えてもなお、近代国 かる。そしてその「国民」に何を求めていたのかを知る手立ての一つとなる 近代国家の「国民」としての意識改革を求めるものであったことが改めて分 設置のみならず政治に参加する「国民」の存在が不可欠なのである。ここか から生じたものであり、政治運動から生活改良運動へと運動の方向転換が計 という言論界における潮流の変化は、自由民権運動の挫折や言論規制の強化 である。一般に、自由党解党以降にみられた「政治問題から社会改良問題へ」 その根拠として「社会の進歩」や「政治思想の発達」が挙げられていること 迫るばかりの運動ではなく、 ら、自由民権運動が政府に向かって国会開設や権利の保障などの政治改革を る所」であるとの記述が見られるように、近代国家には憲法の制定や議会の 由にし人民をして政治上の運動に慣れしむべし」ことは「輿論の深く希望す ここで筆者が注目したいことは、こうした法律改正を求める言説のなかで が当該期に編まれた政治小説なのだ。 民衆の側にも、 政治参画や人民の権利を持つ、

四

であろう。

であろう。

な当に挫折あるいは鎮静していたのか、という疑問とともに再考されるべき多くの作品の分析をした上で、当時の社会状況や、果たして自由民権運動は代にみられた政治小説興隆の背景や、そのことが持つ意味については、より取り上げたのみであるから、ここで概論を説くのは適当でない。明治二〇年取り上げたのみであるから、ここで概論を説くのは適当でない。明治二〇年本稿では一点の、それも当時からあまり反響のなかったらしい政治小説を

(くみたみさ 高知市立自由民権記念館学芸員)

(注釈)

- 真辺美佐『末広徹腸研究』(平成一八年、梓出版社)では、明治二○年代の政治真辺美佐『末広徹腸研究』(平成一八年、梓出版社)では、明治二○年代の政治上設が「近代小説以前」の文芸作品として不当に低く評価されてきたことに触れ「『小説神髄』が現れた以降も、政治小説は決して否定されたのではなく」「政治「『小説神髄』が現れた以降も、政治小説は決して否定されたのではなく」「政治を明治では、明治二○年代の政治をが指摘されている。
- 柳田泉『政治小説研究』上、昭和四二年、春秋社、三三頁。
- 四四頁)と分析している。の手が益々強くなり、完全に文壇を席捲して政事小説の全盛時代となる」(同前、の手が益々強くなり、完全に文壇を席捲して政事小説の全盛時代となる」(同前、興期は、正十、二十一年大同団結の運動あたりから」でこの頃は「政治小説の火柳田は、政治小説はその背景の政治的発展の段階に応じているものとし「政党復柳田は、政治小説はその背景の政治的発展の段階に応じているものとし「政党復
- 明治二〇年二月二六日付『絵入自由新聞』社説「食ひ方の改良」遊観通人。治一九年)、『花間鶯』(二〇年、二一年)、『雨前之桜』(明治二一年)などがある。末広鉄腸の代表作に『二十三年未来記』(明治一八年、一九年刊)、『雪中梅(明
- 学校6年生の歴史教材を例に―」『富山国際大学子ども育成学部紀要』第九巻第瀬戸健、水上義行「記述が不十分な小学校社会科教科書を補う教材研究とは―小外崎光広『土佐自由民権運動史』平成四年、高知市文化振興事業団、三〇一頁

七 六 五

二号、

七頁

- info:ndljp/pid/787960)明治二〇-四五年、五七-六一頁。 内閣官報局『法令全書 明治一三年』(国立国会図書館デジタルコレクション
- info:ndljp/pid/787960)明治二○ −四五年、一二五頁。 ヵ 内閣官報局『法令全書 明治一三年』(国立国会図書館デジタルコレクション
- 宮武外骨『明治演説史』大正一五年、有限社。
- 雑犯律は info:ndljp/pid/794279) 同ク不應爲ヲ犯シ首タル者。 不應輕重に分擬シ。 懲役七十日ニ該レハ。從ハ。 『改定律例』二巻 に掲載、 首從ヲ以テ論セス」とある。 (国立国会図書館デジタルコレ 懲役三十日ニ該レハ。從ハ。 「不應爲條例」は 懲役六十日ニ科ス。 「第二百八十九條 若シ所犯軽重ノ分ア 懲役一 クション

- 一明治二一年三月一〇日付『時事新報』。
- □ 明治二○年一一月一二日付『時事新報』。
- □ 明治二○年一○月一五日付『絵入自由新聞』。
- □ 「戀の革命」第十三回、明治二一年二月二二日付『絵入自由新聞』。
- 「七島々道人「政治小説の効力」、明治一八年五月二八日付『自由燈』。
- □ 徳富蘇峰「近来流行の政治小説を評す」『国民之友』第六号、明治二○年。
- きなのである」(前掲書『末広鉄腸研究』三三九頁)。 の意見なのであって、むしろ『政治小説』の改良を望んだ論説であるというべ小説』否定の論説なのではなく、その批判は『政治小説』の描写方法について、この点については真辺氏が既に以下のとおり指摘している。徳富の論説「『政治』
- □○宮崎夢柳「鬼啾啾」緒言、明治一七年一二月一〇日付『自由新聞』。
- 前掲書『政治小説研究』上、一六四頁。
- る」(前掲書『政治小説研究』上、一六四頁)と指摘している。れに託して自由民権、自由党精神を宣伝する点にあるということが、想察される目的が、虚無党の言動そのものを忠実に伝えるにあるのではなく、むしろこ三 柳田は小説が原書と比べて大胆に改変されていることを挙げ「この小説の主な
- 明治二〇年一〇月二七日付『絵入自由新聞』社説。
- 夫しなくてはならなかった」(前掲書『政治小説研究』上、二頁)。 事情から、民権家、即ち民間の政治家達は、言論に代わる新しい宣伝手段を工出して(一つは自衛対抗上)、片っ端から民権等の言論武器を奪った。その辺の図「明治十三、四年の民権論の火の手が急に強くなったので、政府は様々な条例を
- □ 明治二○年一二月二○日付『絵入朝野新聞』社説「新聞条例改正の風説」。
- □ 明治二○年一二月二○日付『朝野新聞』「言論集会に関する法律改正の風説」。

二七

『土佐自由民権運動史』三〇〇頁)。 る政治的変革の絶望であり、政論に対する弾圧の強化が原因である」(前掲書「言論界が政治論から社会改良論に移った直接の原因は、民権運動の挫折によ

(別表)

				軽禁錮	軽禁錮	罰金	罰金		拘留	拘留		科料				
		重禁錮	軽禁錮	罰金	没収	没収	科料	罰金	科料	没収	拘留	没収	科料	償金	没収	合計
				併科	併科	併科	併科		併科	併科		併科				
	出版条例	-	3	1	-	ı	-	3	2	4	4	-	-	-	13	30
明治15年	新聞条例	-	9	18	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	64
	集会条例	-	4	-	-	-	-	76	-	-	2	-	7	-	-	89
	出版条例	-	2	3	3	3	-	14	-	3	3	-	-	-	16	47
明治16年	新聞条例	-	62	1	-	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	99
	集会条例	-	16	ı	-	ı	-	157	ı	ı	ı	ı	8	-	ı	181
	出版条例	-	37	-	-	-	=	65	-	-	34	-	1	=	27	164
明治17年	新聞条例	-	67	-	-	-	-	57	-	-	1	-	-	-	1	126
	集会条例	-	11	-	-	-	-	90	-	-	-	-	2	-	-	103

『大日本帝国内務省統計報告』対審裁諸規則違反被告人犯状及言渡区分の項目を基に作成

		重禁錮	軽禁錮	罰金	拘留	科料	没収	合計
明治18年	出版条例	-	31	82	26	2	54	195
	新聞条例	-	29	96	-	1	1	127
	集会条例	1	26	50	-	1	-	78
	出版条例	-	32	60	13	3	50	158
明治19年	新聞条例	1	15	19	-	1	-	36
	集会条例	-	3	19	-	1	-	23
四次20年	出版条例	-	18	46	8	2	32	106
	新聞条例	-	19	27	-	-	-	46
明治20年	集会条例	-	6	24	-	4	-	34
	保安条例	-	22	1	-	ı	-	22
明治21年	出版条例	-	50	108	-	-	8	166
	版権条例	1	-	8	-	-	-	9
	新聞条例	-	4	37	-	ı	-	41
	集会条例	-	4	59	2	-	-	65
	保安条例	-	4	-	-	-	-	4

『大日本帝国内務省統計報告』諸規則違反被告人犯状及言渡区分の項目を基に作成

幸徳秋水と県立中村中学校廃校

公文 豪

、はじめに

伝次郎もこれに加わった。
 伝次郎もこれに加わった。
 中村分校)が廃せられ就学の途を失った。学友はこの冬より「淡成会(^)」と中村分校)が廃せられ就学の途を失った。学友はこの冬より「淡成会(^)」と夏に中村中学校へ入ったが、同十八年、十五歳の時に中村中学校(高知中学夏に中村中学校へ入ったが、同十八年、十五歳の時に中村中学校へ入ったが、同十八年、十五歳の幸徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の幸徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の本徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治・1000年によれば、1000年によ

る校舎倒壊説」があって、孰れが事実か判然としない状態が現在も続いていいを徳秋水伝ではその廃止理由について、「県財政困難説」と「大暴風によ件であった。ところが、ことほど左様な重大事であるにもかかわらず、種々中学校廃止は秋水の人格形成やその後の歩みに大きな影響を与えた重大事中学校廃止は秋水の人格形成やその後の歩みに大きな影響を与えた重大事中学校廃止は秋水の人格形成やその後の歩みに大きな影響を与えたのが、きた危機のなかで、向学心の強い少年伝次郎に、一番の痛手を与えたのが、きた危機のなかで、向学心の強い少年伝次郎に、一番の痛手を与えたのが、

九八二年)、塩田庄兵衛著『幸徳秋水』(新日本出版社、一九九三年)、高知 録幸徳秋水』(読売新聞社刊、一九七一年)であり、後者は塩田庄兵衛編 ることになり、海路高知に出て郷里の漢学者であった木戸明が設立した遊焉 を卒業後、中学校に入学したが、進学者が少なく高知中学校に吸収合併され 由民権記念館、二○一○年)などである◎。また、これとは別に、 市立自由民権記念館『幸徳秋水展図録』 ヘルファー著・竹山護夫訳『幸徳秋水 『幸徳秋水の思想と大逆事件』(青木書店、一九七七年)、 F・ G・ノート 『帝国主義』解説 前者は糸屋寿雄著『幸徳秋水研究』(青木書店、一九六七年)、神崎清著『実 幸徳秋水の日記と書簡』所収「年譜」(未來社、一九六五年)、大原慧著 一九八○年)、『幸徳秋水全集』別巻二「年譜」(明治文献資料刊行会、一 (岩波文庫第五刷、二〇一一年)、の中で、 所収「幸徳秋水年譜」(高知市立自 日本の急進主義者の肖像』(福村出 山泉進氏 『増

> る。 義塾に寄宿することになる」と述べている。これもまた、不正確な記述であ

村中学校廃校の理由とその経過を明らかにするものである。再生産に終止符を打つため、管見に入った史料をもとに、県会決議による中本稿は、このような古くからの「大暴風による校舎倒壊説」の誤りの連鎖、

い。)の所在は注記してあるので、必要な場合は原史料を確認していただきた原本の所在は注記してあるので、必要な場合は原史料を確認していただきた新字体にあらためて適宜句読点を付し、多くは現代語に改めた上で要約した。(本稿では読みやすくするため、議会議事録、論文等の引用史料は旧字体を

- 県立五中学校の設置と明治十六年の廃校問題

明治五年発布の「学制」では、中学校は小学を経た生徒に普通の学科を教明治五年発布の「学制」では、中学校は小学を経た生徒に普通の学科を教明治五年発布の「学制」では、中学校は小学を経た生徒に普通の学科を教明治五年発布の「学制」では、中学校は小学を経た生徒に普通の学科を教

れた3。移転すると、翌年十一月、変則中学校を廃止し、新しく高知中学校が設置さ移転すると、翌年十一月、変則中学校を廃止し、新しく高知中学校が設置さ同時に変則中学校が設けられた。明治十年八月、本校とともに帯屋町へ新築高知県では、これに基づいて、明治七年、旧致道館跡への陶冶学校開校と

候条此旨為心得布達候事今般高知師範学校変則中学ヲ廃シ更ニ該校内へ合併ヲ以高知中学校設置

(『県公報』明治十一年十一月十九日)

次いで明治十二年、中村、須崎、安芸村に各中学校が設置される。

| 日本国番ものです| 一月五月四年5月 | 月でまででする| 日本校開業日限之儀ハ当県学務課ヨリ報告スヘシ| 今般左ノ五ヶ所へ中学校設置可致候条此旨布達候事

土佐国幡多郡中村 同高岡郡須崎村 同安芸郡安芸村

(『県公報』明治十二年一月十六日)

今般管下香美郡赤岡村へ赤岡中学校ヲ設置シ来十 [

さらに明治十三年に赤岡中学校が設置され、

翌年二月一日開校する。

(『県公報』明治十三年十二月二十七日)

四

[年二月一日ヨリ開校候条此旨布達候事

社・進修社附属猶興学校に校舎を売却して佐川へ移ど五中学校となったが、翌年、須崎中学校は政治結かくして明治十三年、県立中学校は高知中学校な

八名であった。 月に設立された私立学校で、十四年の生徒数は六十 猶興学校は、立志学舎に対抗して明治十二年十一 転することになる。

案の口実にしようとしていることを暴露した。会を前に県会議員は地方税予算額の非常な増加に驚き、かつて中学校増設を主張した議員が到底民力がその負担に堪へ得ぬ事を憂慮し、一変して各中学校を原案」にしようとする動きがあると報じ、しかき、かつて中学校増設を主張した議員が到底民力がき、かつて中学校増設を主張した議員が到底民力がき、かつて中学校増設を主張した議員が到底民力がという。

は二年後の通常県会で顕在化する。を理由に記事取り消し要求をおこなった宍が、問題県会議員武市安哉、坂本則美は直ちに「事実無根」

県立各中学校生徒数の推移(『高知県統計書』による)									
	高知中学校	安芸中学校	須崎中学校	佐川中学校	中村中学校	赤岡中学校			
明治13年	231	35	26	-	31	-			
明治14年	183	56	-	29	94	48			
明治15年	156	54		30	44	17			
明治16年	193	64	-	55	33	40			
明治17年	273	77	-	89	56	92			

明治十六年の高知県会

明治十六年の高知県会は四月二十日に開会した。

られず消滅する。 これず消滅する。 これず消滅する。 これば七名の賛成しか得 で学事に渋滞をきたすようなことはない。財政困難の場合、かかる無用の学 ない。学校をはじめ各地に私立中学校がある。加えて高等小学科もあるので決し は県立中学校があるためである。今日、各中学校を廃しても、海南学校、共 校の動議を提出した。その理由は「高知県下に私立、共立の学校が少ないの 校の動議を提出した。その理由は「高知県下に私立、共立の学校が少ないの だいの に私立、共立の学校が少ないの が高知中学校廃

田糺、 安芸、 中学校費の原案四千三百六十九円が全額削除となった平。 内安明、 ところが翌二十四日、郡部四校の予算が審議され、武市安哉が中村、佐川、 西村昌蔵、甲藤定政、西澤巌吉、 赤岡四中学校費削除の動議を提出して十五名(島村勇、 佐竹豊栄、沢本楠弥、 細川義昌、 吉良順吉、有光々與、 西村閑、武市安哉) 下田忠輔、 今井貞吉、 の賛成を得、 島 堀

両日の模様を、二十六日付『土陽新聞』は次のように報じている。

於てもいよ/\此議に確定するならんと信ず。 然てもいよ/\此議に確定するならんと信ず。 然てもいよ/\此議に確定するならんと信ず。 がてもいよ/\此議に確定するならんと信ず。 がでもいよ/\此議に確定するならんと信ず。 がでもいよ/\此議に確定するならんと信ず。 がでもいよ/\此議に確定するならんと信ず。

のとおりである穴。鎮・野村信義が県立中学校存続の動議を提出した。野村議員の提案理由は次鎮・野村信義が県立中学校存続の動議を提出した。野村議員の提案理由は次これに対して五月十七日の教育費目中学校の項第三次会で、高陽会の重

「おおよそ、国家の盛衰は人民知識の開進と否とにある。その開否は教育

れば、なお教育の必要なことを知るからである。 域に達するといえども、なお公立中学校の設けがある。人智いよいよ開達す自由を保全するため欠くことできないものである。欧米各国はすでに開明のに基づく。教育を盛んにして人民の知識開達をはかる事は人民の権利と真の

ても廃してはならぬことは余が信じて動かぬところである」。 大空魔のでない。且つ私立学校は一般の通論よりしても、現時の情勢よりした。 が、今や公平な眼で我県下を通観しても、智識は未だ明達せず、教育は 既に完全だとするのか。そもそも私立学校は中学教育を托するにたるものと 既に完全だとするのか。そもそも私立学校は中学教育を托するにたるものと 既に完全だとするのか。そもそも私立学校は中学教育を托するにたるものと 既に完全だとするのか。我県下人民は既に開明を極めたというのか。教育は の必要を忘れ、不充分な私立学校に将来を頼み、現にある中学校を廃却し去 の必要を忘れ、不充分な私立学校に将来を頼み、現にある中学校を廃却し去 の必要を忘れ、不充分な私立学校に将来を頼み、現にある中学校を廃却し去 の必要を忘れ、不充分な私立学校に将来を頼み、現にある中学校を廃却し去 の必要を忘れ、不充分な私立学校に将来を頼み、現にある中学校を廃却し去 の必要を忘れ、不充分な私立学校に将来を頼み、現にある中学校を廃却し去

人物であったことが、この演説からわかる。 女学校長、幡多郡教育会長を務めており、教育についてすぐれた見識をもつ野村は、幼児から学問を好み、樋口真吉、木戸明に学んだ。後年、幡多郡

して中学校存続を決することになった。 公教育の重要性を説いた野村の動議は十三名の賛成を得、県会は前議を翻

:: ニーク ニールッ゚の声を発し、議会開会以来かつてないほど盛んな議事びにノー / ヘヒヤ / 〜の声を発し、議会開会以来かつてないほど盛んな議事なお、 この日の議会傍聴席は満席となり、傍聴人は議員の議論を発するた

明治十六年の県治大改革と自由教育論―廃校論の背景

太田卓之大書記官の県治大改革

最初に、県治大改革についてみておこう。教育が高知県下を風靡し、民権・反民権の対立が激化した年であった。県立中学校廃校問題が浮上した明治十六年は、県治大改革が行われ、自由

戸長が高知県庁へ出頭して県令に辞表を提出する騒ぎとなった〇〇。 でありな勢力を有する高岡郡では、西山郡長が赴任して間もなく、管内十三ヶ村用を行い、県下帝政派勢力から猛烈な反撥をかった。とりわけ帝政派が圧倒高岡郡長に西山志澄、香美郡長に金子宅利を任用するなど立志社員の官吏登辺輝実が任ぜられた。田辺は元柏原藩士(兵庫県)で、県令就任直後から、明治十四年一月十九日、高知県令北垣国道が京都府知事に転じ、後任に田明治十四年一月十九日、高知県令北垣国道が京都府知事に転じ、後任に田

げられた」と回想している (二)。 片岡直温は、田辺県令は「任に就くなり大脱線をして、管内多数の意嚮を 片岡直温は、田辺県令は「任に就くなり大脱線をして、管内多数の意嚮を があた」と回想している (二)。 によって「県令に対する憤懣、怨嗟 があ、各郡長までも、一切合切、自由派から採用し、国民派の臭ひのするも があ、各郡長までも、一切合切、自由派から採用し、国民派の臭ひのするも があ、各郡長までも、一切合切、自由派から採用し、国民派の臭ひのするも がある。その遣り方は徹頭徹尾自由派本 にいる (二)。

郡長に転任させ、後任に帝政派の島村安度を任命した(三)八月三日、田辺県令は帝政派の抵抗に手を焼き、高岡郡長西山志澄を土佐

児島県士族)が高知県令に任ぜられた(三)。
にの年六月、高岡郡帝政派は代表として片岡直温・谷脇修彝を上京させ、この年六月、高岡郡帝政派は代表として片岡直温・谷脇修彝を上京させ、この年六月、高岡郡帝政派は代表として片岡直温・谷脇修彝を上京させ、

文革である。「現治大改革」を断行し、県吏から自由主義者を悉く放逐した。これが県治県治大改革」を断行し、県吏から自由主義者を悉く放逐した。これが県治。そこで佐佐木高行等の指示をうけた大書記官太田卓之が県令代理として伊集院は十二月十七日に着県したが、間もなく大病のため職務不能となっ

に抗議して退学する騒ぎとなった。 集院県令に尋問書を提出。二十四日には、生徒三、四十人が自由派教員免職知中学校生徒四十余人総代片岡恒次郎・藤崎朋信・大谷寅吉・土方珍重が伊任の校長に大石監二、教員に実利党員西森真太郎が復職した。このため、高員神戸禎吉・傍士了・宮崎登彦・細川義徳・近藤正毅が突如免職となり、後十六年一月十三日、高知師範学校・中学校長山本幸彦、監事沢村勝支、教

中摩速衛が赴任してきた(四)。中摩速衛が赴任してきた(四)。 とらに同月二十二日、土佐郡長西山志澄・吾川郡長金子宅利を免職。土佐郡長高月二十二日、土佐郡長西山志澄・吾川郡長金子宅利を免職。土佐本らに同月二十二日、土佐郡長西山志澄・吾川郡長金子宅利を免職。土佐本らに同月二十二日、土佐郡長西山志澄・吾川郡長金子宅利を免職。土佐本らに同月二十二日、土佐郡長西山志澄・吾川郡長金子宅利を免職。土佐本らに同月二十二日、土佐郡長西山志澄・吾川郡長金子宅利を免職。土佐

免官となった自由党員は数十名にのぼった。

したと伝わる(ヨッ との後に会員が賛成して散会のか。 且 ク静息シテ政府ノ挙措ヲ見ルヘシ」との議に全員が賛成して散会故ニ我党ニ於テ此際若シモ粗暴ノ挙動ヲ為スアラハ、却テ政府ノ術中ニ陥ル機ニ乗シ、苟モ自由主義ヲ取ルモノハ、孑遺ナカラシメントノ意ナルヘシ。臣ヨリ伊集院県令ニ内旨ヲ下シ、此挙ヲ以テ我党ヲ激シ変乱ヲ起サシメ、其臣ヨリ伊集院県令ニ内旨ヲ下シ、此挙ヲ以テ我党ヲ激シ変乱ヲ起サシメ、其

たのであろう。福島県自由党が壊滅的な状態に追い込まれた轍を踏まぬとの判断で一致し福島県自由党が壊滅的な状態に追い込まれた轍を踏まぬとの判断で一致してれは前年十一月、福島・喜多方事件で河野広中等二十五人が逮捕され、

なった島村安度の専断によって引き起こされることになる。 小学奨励試験反対闘争は、この大改革で西山志澄の後任として土佐郡長!

小学奨励試験反対闘争

並びに教員数十名が組織した「学事会」の協議評決で、その施行を郡長に委(土佐郡下各小学校の奨励試験は、明治十三年に始まった。各校の学務委員)

費より出す事、並びにその報告を通達の事。但し賞与費の幾分は郡吏俸給中 試験担当員等を商議決定する事、④賞与費は各校応試生分頭法をもって協議 試 順 重 託 者にはそれぞれ賞与が下された(」も) から出す事、と決定した(「六。これに基づき同年九月十二日、 て第一回土佐郡下小学校生徒奨励試験が高知町追手筋小学校で行われ、優等 喜 験前に各校学務委員、 番をもって定める事、②試験担当者は各校教員の多寡に応じて出す事、 Ļ 郡書記前田龍二が提出した試験法案を検討し、①試験場は近傍五校が 毎年春秋二回行なわれることになった。学事会は、 教員等は郡役所に会集して応試級別点数、 当時の土佐郡長谷 県令も臨場し

教員等が数回協議して部分的な手直しが行われたGAR 十五年には、文部省の小学科教則改正に伴い、西山郡長のもとで学務委員、

の大紛議へ発展したのである。 の大紛議へ発展したのである。 ところが、土佐郡長に就任した島村安度がこの慣行を破り、郡長職権による 員・教員が協同でなすべきで、郡長の左右できる性質のものではなかった。 と各校教員の合議によって計画実施されており、試験法の変更や廃立は委 とのまり、小学奨励試験は、児童の学力向上のため、発足当初から学務委員

すれば、次の通りである。教育勅語体制の基礎づくりの開始と重なる変動期であった。この経緯を要約れての時期は、教育制度が自由教育から儒教主義的教育へ急転換し、のちの

し、また事実教育現場に一定の混乱が生じた」。育令が民衆に迎合して既往の教育制度形成の成果を無にさせるものと批難育制度の形成を志向」したが、「その権限を縮小された地方官らは、この教

則が制定され、教育制度政策は最初の重要な転換期」を迎えることになった。 範学校教則大綱・中学校通則・農学校通則・小学校教員心得など多くの諸規 策が採用され」、以後 を定めた。「この教育令改正により、 に学制以来の啓蒙重視に代わって教育内容における儒教主義的徳育優先方 く。小学科三ヶ年の課程を修了するまで児童の毎年十六週日以上就学を義務 い小学校を設置。学務委員の公選廃止。 (参考・引用『国史大辞典』) 「改正教育令」 明治十三年十二月二十八日、 。町村立学校教員は学務委員の申請により府知事県令が任命することなど 「自由教育令」とも呼ばれたこの教育令は、翌年改正されることになった。 は、修身を首位科目に改め、各町村は府知事県令の指示に従 「明治十四年から十七年にかけて小学校教則綱領・師 太政官布告第五十九号をもって公布された 権力の教育統制が著しく強化され、特 学務委員は府知事県令の監督下に置

人形ノ如キ者ヲ養成」するものと牽制した。 「国民ヲシテ揃ノ浴衣ヲ着セシムルガ如キ一様一体ノ精神ヲ養成」し「操
ル方ノ適宜ニ任ズルコトトセリ。是レ 寔ニ我儕ノミナラズ当時全国ノ與論
部省ハ昨十二年更ニ教育令ヲ発シテ自由教育ヲ頒布シ、其教課書ノ如キハ各
高代を
「東京の大学を
「国民ヲシテ揃ノ浴衣ヲ着セシムルガ如キー様ー体ノ精神ヲ養成」し「操
を「国民ヲシテ揃ノ浴衣ヲ着セシムルガ如キー様ー体ノ精神ヲ養成」し「操
を「国民ヲシテ揃ノ浴衣ヲ費・シニのカリカラズ」の中で、自由教育令を「我文

こされた、とみることもできる。島村安度が改正教育令の趣旨を職権で貫くべく試みたことで衝突が引き起育令の精神を踏襲していた。これに県治大改革によって新郡長に任ぜられた前任の西山志澄土佐郡長の下では、行政及び教育現場は依然として自由教

校附属小学校で郡長職権による小学奨励試験を強行実施した。佐郡下町村戸長、学務委員の意見にも耳を貸さず、四月十三日、高知師範学南街小学校が異議を唱えて延期を申し出たが、島村郡長はこれを拒絶し、土明治十六年度の小学校奨励試験のありかたについては、最初から追手筋・

組合戸長弘田徹・同学務委員津田且相、南街戸長井上弘・学務委員小藤龍也、島村郡長は、各町村戸長、学務委員、教員との対立が激化すると、追手筋

江ノ口村戸長兼学務委員谷重中・同学務委員斎藤利西に相次いで免職、さら江ノ口村戸長兼学務委員谷重中・同学務委員斎藤利西に相次いで免職、さら江ノ口村戸長兼学務委員谷重中・同学務委員斎藤利西に相次いで免職、

、 10 あげた奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職をに小学奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職をに小学奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職をに小学奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職をに小学奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職をに小学奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職をに小学奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職を

その統制は試験内容や採点法にまで及び、 場 年一回、県令若くは書記官が臨場して実施することになり、 県は新たに「小学奨励試験規則」を定めている。これによって奨励試験は毎 組 紛議は収束し、土佐郡下の各小学校が続々開校して平常に復すことになる。 視スルニ忍ヒス」として、島村土佐郡長罷免を求める建白書を田辺良顕 もって「教師と学務委員の全面的な勝利」とみなすことはできな 自 に提出した。八月九日、県令が島村郡長を罷免することで漸く小学奨励試 000 所などは県が達し、試験委員は県令が命ずるなど官制の奨励試験へ変容し、 織された学事会が定めた試験法は島村郡長の手で廃止され、翌十七年四月 利に終わった(」た。と高く評価されてきた。しかし、 由を守るための闘いとされ、郡長罷免により「教師と学務委員の全面的な 余談であるが、三ヶ月に及ぶこの小学奨励試験反対闘争は、 郷村ヲシテ咿唔ノ声ヲ絶シ子弟ヲシテ教育ノ途ヲ失ニ至ルヲ見テ傍観 七月末、 つまり、 片岡健吉・坂本南海男・児島稔ほか各町村議員三十三人が 闘いの後には官制教育強化が法制化されており、 郡長の職務権限も明確化された 学務委員及び教員で 試験の日割りや 従来、 郡長罷免を 教育 今

私立学校と公立学校廃止

派県会議員の主張は、自由教育論の暴走と言うべきものである。「私立学校興起するを以て官立校を廃止すべき時機到来」と主張する民権

崎)の四校あった。猶興学校については先に述べたので、以下、他の三校に学校)、高知共立学校、香長学校(長岡郡立田村永田)、前述の猶興学校(須この当時、高知県下には公立中学校の外に私立学校が海南分校(のち海南

いてみておこう。

塾分校設立を決定。分校は高知市散田山内邸内の一長屋を校舎として発足す 塾にさかのぼる。同九年、山内家は吉田数馬の建議を容れて、高知に海南私 十七名である 生徒数増加のため九反田の旧開成館へ移転した『三》 る。同十二年には帯屋町旧陣営(元南会所跡)へ移り、さらに翌十三年九月、 海南分校の起源は、明治六年、 山内豊範によって東京に設立された海南私 同十六年の生徒数は七

海南分校と並んで高知県に於ける私学の雄と称されたのが高知共立学校

校の百三十名に次ぐものである(三)。 業を行い、十一月一日土佐郡追手筋(旧開成社跡)の新校舎へ移った。 十六年の生徒数は百十九名で、これは高知中学校の百九十三名、 同校は、明治十五年五月に開校した。最初は立志学舎跡 (旧板垣邸) 高知師第 明治 で授 範学

校ヲ創立セントシ、 明治十四年四月二十四日の項に「廿四日 ていたことも記録されている。 ソノ資ニ充テシム」とある。 ントス。公聴サズシテ之ヲ却ケ、別ニ金壹萬五千圓ヲ平左衛門等ニ給シテ 同校設置については『山内家資料・幕末維新第十五編 公(注・豊範)ニ請フテ海南学校資金ヲ割キテ之ニ充テ この外に馬場辰猪も資金助力を山内家に願い出 山田平左衛門、島地正存等共立学 (第百五十六巻)』

りである。 |欄に「趣旨書」が掲載された(~三十日)。 同年七月二十八日付『高知新聞』には、 高知共立学校設立広告、 広告に記された発起人は次の そして雑

川本 復吉郎 正路 山田平左衛門 幸彦 綱武 永綱 要 小谷 岩崎 五藤 近藤 正元 大谷 正吉 深尾 津田 坂本南海男 旦相 重行 重喜

大多数は立志社員だった。初代校長には谷重喜 森復吉郎・近藤新・津田旦相など反立志社系人物もみられるが、 (代理・片岡健吉) が選ばれ

> 学校廃校をめぐる両派の論争では、その自由主義的教育が反民権派から非難 の的となった。 英学重視の方針は明治十二年に閉校した立志学舎と同じである。 公立中

迎えてベンサムやスペンサーの著作を講じ、さらに数学・英語・法律学等 立田村永田の北村金馬邸で授業を行ったが、翌十二年六月、 科目を加えてその名を知られた(三三) には『靖献遺言』など復古的教育が行われたが、やがて弘田正郎等を教師 所に校舎・寄宿舎等を新築し、 結成した嶺南社の附属香長学舎がはじまりである。明治十一年から長岡郡 香長学校は、俗に「古勤王党」と呼ばれた森新太郎、 正式に「香長学校」として開校した。 同十六年の生徒数は六十名である。 池知退 同邸北方約百片 蔵、 大石円

の

が

自修学校

立小学校を廃して私立学校を起こすことをも呼びかけた。 民権派は、県会の内外で県立中学校廃止を主張するだけでなく、 各村が公

いる。 村落で私立学校を設けているのは高知共立学校のみで、各町村の小学校は皆 始めて教育の道に従わなくてはならないか」と説き、「いま高知市街及び各 政府の監督、保護によらないものはない。各町村が既に教育の干渉に利のな いことを知れば、なぜ断乎として私立学校を起こさないのか」と問いかけて 他の羈制を受けない。どうして郡長、戸長に干渉され、 「高知各町村ニ私立学校ノ起ランコトヲ希望ス(『四』」は、「自治独立の人民 他の強制を受けて

村における私立自修学校の設立である。 校を決議し、新たに私立学校を設立した極めて特異な例がある。 このような干渉教育拒否、自由教育実践論に沿って、 村会が公立小学校廃 長岡郡大埇

ぎとなった。 取り扱い因循の仔細を郡長に尋問するため数十名が郡役所へ押しかける騒 を行い、同月二十七日、 は伺書を留め置き、八月十日頃になって漸く意見書を附して高知県庁 自由教育を主張する民権派議員の主導で、六月限り公立小学校を廃する決議 した。しかし、九月になっても何の沙汰も下りない。同村有志は業を煮やし、 明治十六年六月、 十一月、 . 県会議員武市安哉の地元でもある長岡郡大埇村の村会は 県の学務課長緒方宏が大埇村へ出張。 廃止伺書を長岡郡役所に提出した。困惑した郡役所 村会議員 同を

不可を説いたが、議員の抗論やまず、説諭中止となった『玉》召喚して私立学校の不利益を説き、また職権を振りかざして公立学校廃止

復すことになる『ド』とかし、間もなく同校は経営困難に陥り公立学校へ校の開校式を執行する。しかし、間もなく同校は経営困難に陥り公立学校へこれによって県令の認可を得た大埇村は、十二月一日、長岡郡私立自修学

夜学の全盛

録として、同年七月十八日付『高知新聞』に次の記事が載っている。 民権派の夜学会が組織され始めたのは明治十四年からで、もっとも早い記

を教員に雇込みしよし。加之ならず会員は日々増加し、中には容易き著書 長書記等夫れくくの事務係を設け、且つ議事規則を議定し、 を見るに至るまで益す~~奮発勉励するより、此頃は会議を起し、 舞に出でたるにあらず、純然たる平民の自ら奮ふて成立てるものにして、 に講義するものあり 訳書は勿論、 たる卑屈蒙昧の夢を警醒し、天与の権利を伸張して、以て早く国会の開設 其目的たる只だに書を読み文を学ぶのみならず従来其平民仲間の沈迷し て世人の知了する新市町の夜学連は、最初結合せしも固より有志家の鼓 左氏伝、 (後略) 八大家読本、 日本外史、 或は社会平権論などを立派 随て志和某翁 先づ議

様子が報じられている。一日付『高知新聞』には学習活動の内容や地域社会の風俗改良にも取り組む一日付『高知新聞』には学習活動の内容や地域社会の風俗改良にも取り組むを受会は高知市中のみならず郡部の農村地域でも組織され、同年十月二十

風俗を壊乱する猥褻の躍りがありしを廃止せしめし等、誠に該夜学党の力該村の産神祭は幾所幾日にも別れてありしを同一日に取り纏め、又た一種不当を論し、或は又た土地の悪習慣に向て頻りに攻撃を試み、已に此れ迄に禁なことを議決でもすると十分之を研窮した上建議案を出して之れがた。非常して、彼れは是なり此れは非なりと互に討論し、或は村会議員等がた。非常にが団結して一の夜学校を開き、東京諸新聞より弊社新聞抔の論説高岡郡尾川村には田村喜造、和田柳太郎等皆な農事に従事する諸氏凡そ四

なりと該地より通信

ている。社であると同時に政治結社としての性格を濃厚に保持していたことを伝えめ、立志社の弁士を招いて演説会を開いたり政治書を講究するなど、学習結め、立志社の弁士を招いて演説会を開いたり政治書を講究するなど、学習結め、立志、同年十二月二十七日付『高知新聞』は、夜学会が会の名称を持ち始

西法論、自由言論、自治論等を講窮する由(後略)立志社の弁士を聘し演説会を開く事に決し、又た夜学には有志相会して泰頗る開進の勢ひを現はせり。既に平等会と称するものを組織し。毎月一回農人町の平民連は、此頃旧来の弊習を革めて社会公共の大事に注目し、

を迎えるのである。 その会員は農業青年から小学校低学年の児童にまで拡大し、夜学会全盛時代その会員は農業青年から小学校低学年の児童にまで拡大し、夜学会全盛時代その後、夜学会は明治十五年から十六年にかけて県下至る所に組織され、

あった。

たように、用いられたテキストは、政治書、法律書、民権派新聞の論説等でたように、用いられたテキストは、政治書、法律書、民権派新聞の論説等である。したがって、その学習内容は当時の新聞記事で知るしかない。右に見に関する史料が皆無に近いのは、幾年も経たない内に殆んど消滅したためで、関する史料が皆無に近いのは、幾年も経たない内に組織した。今日、夜学会夜学会は民権派だけでなく、反民権派も精力的に組織した。今日、夜学会

と述べている。

「土陽新聞」論説「自由教育ノ美徳(モン」は、「一国の独立を保ち社会の福出場新聞」論説「自由教育ノ美徳(モン」は、「一国の独立を保ち社会の福工場新聞」論説「自由教育ノ美徳(モン」は、「一国の独立を保ち社会の福工場新聞」論説「自由教育ノ美徳(モン」は、「一国の独立を保ち社会の福工場新聞」論説「自由教育ノ美徳(モン」は、「一国の独立を保ち社会の福工場新聞」論説「自由教育ノ美徳(モン)は、「一国の独立を保ち社会の福工場新聞」論説「自由教育ノ美徳(モン)は、「一国の独立を保ち社会の福工場新聞」

根底ナリ」と述べているように、自由教育の実践として組織された夜学会はこの論説が「夫レ自由教育ハ自由政体ヲ建ルノ基礎ニシテ実ニ国家独立ノ

間に消え去ってしまった。 もっぱら政治教育に偏向したものであったため、政治熱が冷めるとまたたく

中学校廃止をめぐる新聞紙上の論争

陽新報』紙上でも烈しい論争を巻き起こした。 高知県会の公立中学校廃止問題は、民権派の『土陽新聞』、反民権派の『高

廃して悉く高知へまとめようとする議員たちに猛省を求めた。 弟で、少し遠隔の土地から日々通学する者は少なく、中には寄宿する者もい 上で、「高知県は東西に長く里程殆んど百里に及ぶ。このため各区に区分し との疑問をつきつけた。次いで廃校説を主張する議員の諸説に駁論を加えた ど数千円の資力を要する。各私立学校にこれを負担する見込みがあるのか こうとすれば、理学のごときは種々の機械を要するのみならず、教師雇用 学、算術の二科にとどまるものさえあると聞く。これで能く私立学校で充分 数学、英学等にとどまり、理学、 各所の私立学校へ入学させる意図だろうが、各地の私立学校の学科 すことができない」と述べ、今日の五中学校でも不足を感ずるのに、 るが幾分の費額を要するので中等以下の資産の者はその学習への志を果た て五中学校を配置した。爾来、 の教育を行う道あるといえるのか。若しこの私立学校へ普通の学科を備え置 を排して自由教育となすべしとの旨趣に相違なく、中学廃止後は少年子弟を ク」を掲げ、 『高陽新報』は四月二十六日から五月三日まで社説 「高知県会議員が今回中学校廃止の説を唱えるのは、 東西各中学校へ入学する生徒は近傍諸村の子 化学等の科は見ないだけでなく、 「中学校廃止ノ議ヲ聞 中には漢 干涉教育 は これを 、漢学、 な

て何の不可なることがあろうか」と逐一反撃を加えた。 て何の不可なることがあろうか」と逐一反撃を加えた。 て何の不可なることがあろうか」と逐一反撃を加えた。 とこれをもって今日俄然その干渉を解いて自由教育とするも勿 は、もはや干渉教育を必要としない時期に際会しているではないか。人民は往日と異なって大 がに教育をゆるがせにしてはならないことを知得し、到る所に小学を設立し、 がに教育をゆるがせにしてはならないことを知得し、到る所に小学を設立し、 で何の不可なることがあろうか」と逐一反撃を加えた。

盛んにすることに勉めないのか」と、民権派議員の言動を批判した。「民権論者が真に民権を得ることを欲するなら、なぜその根本である教育を能を欲するなら、その源泉である教育を隆盛させなければならない。智識の開達張を欲するならその種子である智識を開達しなければならない。智識の開達であるに『高陽新報』社説「教育ノ忽ニスベカラザルヲ論ジ民権論者ニ告ク

た。 至り、「共立」の実質を失って自由主義者の学校に変化している」と攻撃し 多数を占め、非自由主義者を排除し、世人も目して立志社の学校と称するに 年の政争の結果、高知共立学校の役員、教員及び生徒は自由主義を執る者が に掲載された槍崎突蔵の寄書「高知共立学校」が発端である。槍崎は、「近

対立は、高知共立学校の教育内容にも及んだ。三月二十五日の『高陽新

早 弾劾した (三〇) 共立学校へ無理に引き摺り込むのは実に会議に汚名を与えるものである」と 間に見ることになる。 そうとするものではないか。中学校を盛んにすることこそ小学、 必要とすべき情況だと信ずる。中学校を廃するは師範学校並びに小学校を廃 するのはもっての外と言うべきである。我輩は今日の情況こそ最も中学校を り、二は漢籍を学ばんとする者には海南分校あり、三は時の情況に因るが最 盛 かるに何ぞや、それに反する一党派自由主義を主張するため共立学校を善と に と述べ、「その論旨に三条あり。 高知共立学校幹事の弁駁書を取り上げ、中学校全廃論は実に驚愕に堪えな 報社へ談判し、幹事名による「弁駁書」を同紙及び『江南新誌』へ投じた。 この讒誣誹謗の投書掲載に高知共立学校幹事伊東物部、 ・中学校を要せずと。元来、中学校は聖詔をもって公布された文部省の教則 んにする基というべきで、いま三校中の一を欠けば、 基づき設立され、その教則に基づく科目をもって教授する学校である。し 四月二十四日の県会では、十八番(弘田伸秋)議員がこの槍崎の寄書及び 全廃論者が教育の道を塞ぎ、 一は洋籍を学ばんとする者には共立学校あ 代議士たるの責に背き、 他の衰頽の惨状を瞬 青山茂明が高陽新 師範学校を

立学校の隆盛をはかるために中学校廃止説を主張しているのは事実である校ヲ論ス」を投稿して、自らの論の正当性を主張すると共に民権派議員が共槍崎突蔵はこれを引き、五月二十六日付『高陽新報』に「再ヒ高知共立学

分校高知中学中村分校ヲ設置ス

(『県公報』明治十七年六月二十七日)

四、分校から廃校へ

明治十七年の高知県会

削除、高知中学校に一本化する予算原案が提出された。緊縮を余儀なくされ、議会には、中村、佐川、赤岡、安芸の四中学校費目を会を開いた。県財政は松方デフレによる諸物価下落、不況の深刻化によって明治十七年の通常県会は、三月三十一日に開会し、四月六日に教育費一次

命した。 ・ これに対して今井貞吉、島田糺、吉良順吉、有光々與、沢本楠弥、細川義 これに対して今井貞吉、島田糺、吉良順吉、有光々與、沢本楠弥、細川義 これに対して今井貞吉、島田糺、吉良順吉、有光々與、沢本楠弥、細川義 これに対して今井貞吉、島田糺、吉良順吉、有光々與、沢本楠弥、細川義

存立が決まった『三』。 年前まで続き、ついに起立多数をもって四中学校(甲論乙駁、審議は午後八時前まで続き、ついに起立多数をもって四中学校

校分校とすることを達した。 県会のこの議決を受けて、高知県は四中学校を廃止してそれぞれ高知中学

更ニ本年七月一日ヨリ高知中学安芸分校高知中学赤岡分校高知中学佐川本年六月三十日限安芸中学校赤岡中学校佐川中学校中村中学校ヲ廃止シ

明治十八年の高知県会

大多数の議員がこれに賛成したらしい。赤岡、佐川、安芸、中村四分校廃止の予算案が提出され、教育費第二次会で四分校についてどのような議案を提出したのかはっきりしないが、前年同様、明治十八年度通常高知県会は、三月二十一日に開会した。県がこの議会に

2)分校存置の動議を出し、提案理由を次のように説明した。四月九日に開かれた教育費第三次会で、近森宗明議員(中立)が幡多(中四月九日に開かれた教育費第三次会で、近森宗明議員(中立)が幡多(中

起した。

起した。

のは覚束ない。ゆえに、幡多一校だけは存置する動議を提出置くことに決した。本員は、四分校を存置すべきことをかねてから述べてきたが、野村議員だけが同意で、他はみな高知へ合することに賛成した、てきたが、野村議員だけが同意で、他はみな高知へ合することに賛成した、ても、幡多は残したい。いま幡多を高知へ合することに賛成した、でも、幡多は残したい。いま幡多を高知へ合したら、生徒六十名の内で十ても、幡多は残したい。いま幡多を高知へ合したら、生徒六十名の内で十ても、幡多は残したい。いま幡多を高知へ合したら、生徒六十名の内で十ても、幡多は残したい。いま幡多を高知へ合したら、生徒六十名の内で十七名、幡多は残したい。

は置くことに決した。本員は、四分校を存置すべきことをかねてから述べ四中学校廃止問題は、明治十六年から反覆論議し、ついに同年及び十七年四中学校廃止問題は、明治十六年から反覆論議し、ついに同年及び十七年

た。

「の不幸である」と賛同し、沖良一、野村信義も近森の動議に賛意を表したの不幸である」と賛同し、沖良一、野村信義も近森の動議に賛意を表した。等小学科をおくこともできない。二次会決議のように高知へ合すれば、生高等小学科をおくこともできない。二次会決議のように高知へ合すれば、生高等小学科をおくこともできない。「本の上述が高知へ来るには道が険しく、蒸気阪へ行くよりも不便である。「幡多の生徒が高知へ来るには道が険しく、蒸気阪へ行くよりも不便である。「幡多の生徒が高知へ来るには道が険しく、蒸気野道一が「「幡多と高知の里程は三十里から四十四、五里あるが、高知から大野道一が「幡多と高知の里程は三十里から四十四、五里あるが、高知から大野道一が「幡多と高知の里程は三十里から四十四、五里あるが、高知から大野道一が「幡多と高知の里程は三十里から四十四、五里あるが、高知から大きのである。

正午の休息を挟んで開かれた午後の会議では、民権派議員が次々起って中

村分校存置論への反対意見を述べた。

北川忠惇は、「分校を廃することは二次会で緻密に論じ、分校存置をこの北川忠惇は、「分校を廃することは二次会で緻密に論じ、分校存置をこの北川忠惇は、「分校を廃することは二次会で緻密に論じ、分校存置をこの北川忠惇は、「分校を廃することは二次会で緻密に論じ、分校存置を正しい。何ぞ幡多一郡に限って一校を置く必要があるか」。

を忘れて、幡多を存するはよろしくない」。もコナイやうな生徒は到底養成の見込がない。完全の教育を受けしむるの点る目的である。医学校が高知に一つあるのも同じことで、高知へ移せば一人立させるのもよいが、いかんせん、余裕がないために高知を存置して教育す立をでるのもよいが、いかんせん、余裕がないために高知を存置して教育すがを置かねばならぬというのが根拠である、金に余裕があれば四中学を独武市安哉は、「反対論者の説の根拠は、幡多が三十里の外にあり、故に一

入らせてよいものか」。 大らせてよいものか」。 大らせてよいものか」。 大は無学云々と言うが、元来教育の目的は、追々に大学へ入らしめることに い当を得たものと言わざるをえない。幡多の中学校を廃せば、爾後、幡多 で当を得たものと言わざるをえない。幡多の中学校を廃せば、爾後、幡多 に置かざるを得ぬことになる。したがってこの輻輳の高知へ置けば、最も公 の村昌蔵は、「幡多に一分校を置く必要があるとすれば、安芸も同様、所々

ない。決して幡多一分校で知識が進む訳はない」。生徒に人物がいる。教育はめい〳〵勝手に出来るもので、公立である必要はて人物を養成せんと思うのは間違いである。ヨーロッパでは私立学校を出た坂本直寛は、「元来、教育は自分でやるがあたりまえである。中学を置い

いたとしても、民権派議員の中学校全廃論は粗雑、粗暴に過ぎる。武市安哉(要点筆記の県会議事録が各議員の発言を正確に伝えていない点を割り引

間に経営困難となったし、その後、 時期に際会している」との認識は現実乖離が甚だしい。武市や山本が住んで 貫 等は「私立学校興起するを以て官立校を廃止すべき時機既に到来」との論 平学校、高知英和学校、芸陽学舎などが開校したが、これらも数年で廃学と 廃校 (三三)となり、 消滅した(三)。 義的教育論で、到底、公教育に代わり得るものではなかった。 なった。自由民権運動の中で高唱された自由教育論は著しく観念的 いた大埇村の村立小学校を廃校にして設立した私立自修学校はあっという て疑問である。山本正心の「高知県の状態は、最早干渉教育を必要としな いたが、現実にそれが公立学校に代わりうるものであったかどうかは 私立猶興学校は明治十九年に消滅、 海南学校と高知共立学校だけが存続した。その後、 夜学会の活動を伝える新聞記事も殆んど 香長学校は明治二十一年 な政治主 私立泰 極め

議の通り四分校廃止が確定したのだった『四』を求めた。かくして起立採決の結果、動議は賛成少数で消滅し、第二次会決民権派議員の反駁、馬耳東風ぶりに業を煮やした近森は議長中山秀雄に採決近森宗明が提起した中村分校存置の動議への賛成者は四人にとどまった。

校に合併することを達した。 高知県は、県会のこの議決を受けて、四分校を廃止してそれぞれ高知中学

事業ヲ高知中学校ニ合併ス明治十八年六月限高知中学中村分校佐川分校安芸分校赤岡分校ヲ廃シ其

(『県公報』明治十八・六・二二)

五、終わりに

良顕が推進した浦戸湾浚渫・新道開鑿(①高知~佐川~須崎、②高知~多度同じ県会で、民権派は「民力休養」を主張し、「土木知事」と呼ばれた田辺終的には後者の方がより強い理由となる。四分校廃止を決めた明治十八年の自由教育の主張、②不況による税負担増大の重圧・県財政の困難である。最廃校が決まったのである。その理由として挙げられるのは、①民権派による以上みてきたように、中村中学校(中村分校)は高知県会の決議によって

か。 それでは、「暴風による校舎倒壊」という話はどこから生まれたのだろう それでは、「暴風による校舎倒壊」という話はどこから生まれたのだろう

ている。日付『土陽新聞』には、中村市街が大洪水に襲われた模様を次にように報じ日付『土陽新聞』には、中村市街が大洪水に襲われた模様を次にように報じに県西部(吾川、高岡、幡多三郡)に甚大な被害をもたらした。同月二十六明治十九年八月二十日から二十一日にかけて高知県を襲った台風は、とく

して、小学校校舎が破壊されたとの記事が載っている。八月二十六日の『高知日報』には、大用村(現・四万十市大用)発の通信

小学校は大半破壊せり(後略)去る廿日より暴風雨起り、翌廿一日午后四時頃まで間断なし。右に付き当

`た。この中に次の重要な一文がある。 この年十二月八日、『高知日報』に寄書「旧中学校舎の公売を望む」が載

至りし事は世間已に知らる、所なるが、然るに其校舎は、閉校後早速に取て高知中学校に合併する事となり、爾後、右四中学校は自然と閉校するに安芸、赤岡、佐川、中村の四中学校は、去る明治十八年度の通常県会に於

校に用ひなば至極宜しかるべしと云ふの説あるとかに聞けり(後略)其他の三校は今に依然として存し在るを幸ひと、今度之を該地の高等小学は独り過般の暴風雨の時に潰れ込みたれば、是を鹽に売払はれしかども、毀たれもせず、又た売却をもせられすして其儘に置かれたるが、其中々村

の道を失って一年後のことだ。「過般の暴風雨」とは、明治十八年ではなく、翌十九年である。秋水が就学般の暴風雨」の時に潰れてしまい、これを期に売り払われたというのである。れたが、校舎は取り壊されもせず、売却もされず、そのまま置かれた。「過つまり、中村中学校(高知中学中村分校)は高知県会決議によって廃止さ

ないだろうか。本稿によって、今後、書き直されるべきものであることが確認されたのではとなく、繰り返し先行著作の記述を下敷きにすることで生じた誤りであり、「暴風雨による校舎倒壊」を原因としてきた。これらは原資料を確認するこ間頭述べたように、これまで多くの幸徳秋水研究は中村中学校の廃校を

(くもんごう 自由民権運動研究者)

註

(1) 明治十九年二月四日付『土陽新聞』に次の記事がある。

の資すべきことなり」 「淡成会」幡多郡中村は高知以西の大都会なるも従来高陽会の一派なる明道 「淡成会」幡多郡中村は高知以西の大都会なるも従来高陽会の一派なる明道 「淡成会」幡多郡中村は高知以西の大都会なるも従来高陽会の一派なる明道 「淡成会」幡多郡中村は高知以西の大都会なるも従来高陽会の一派なる明道 「淡成会」幡多郡中村は高知以西の大都会なるも従来高陽会の一派なる明道

- 一)神崎清著『実録幸徳秋水』四九頁(読売新聞社刊、一九七一年)。
- (ii) 糸屋寿雄著『幸徳秋水研究』(青木書店、一九六七年) は、「幸徳自身の年譜(iii) 糸屋寿雄著『幸徳秋水研究』(青木書店、一九六七年) は、「幸徳自身の年譜

徳秋水』(新日本出版社、一九九三年)は「台風のため中村中学校が倒壊して、 権記念館 『幸徳秋水展図録』 所収 「幸徳秋水年譜」 (高知市立自由民権記念館) 廃校となり、生徒たちは就学の道を失った」(十五~十六頁)、高知市立自由民 舎が倒れて中学は廃校となる。就学を断念」(二百八十三頁)、塩田庄兵衛著『幸 学校中村分校が台風のために破壊された」(二八頁)、『幸徳秋水全集』別巻二 義者の肖像』(福村出版、一九八○年)は「一八八五(明治十八)年に高知 姓町にあった中村中学校舎は倒壊し、中絶した」(四百六十八頁)、大原慧著『幸 徳秋水の思想と大逆事件』(青木書店、一九七七年)は「その中村中学校も) 一○一○年)も、「暴風のため校舎倒壊し中村中学廃止。一時就学の道を失う」 一八八五(明治十八)年の暴風雨による校舎の倒壊を理由に廃校となった」(九 「年譜」(明治文献資料刊行会、 (十七頁)としている。 九六五年)は、「明治十八年(一八八五)八月・□大暴風のため、 方、塩田庄兵衛編『増補 F・ G・ノートヘルファー著・竹山護夫訳『幸徳秋水 日本の急進主 幸徳秋水の日記と書簡』所収「年譜」(未來社、 一九八二年)は「大暴風のため中村中学の校 中村町小

- 四) 文部省編『学制五十年史』二十九~三十頁(帝国教育会、一九二二年)。
- △、『高知新聞』明治十五年四月二十七日。
- 「高知県会傍聴録」。
 ⊕)『土陽新聞』明治十六年四月二十六日。『高陽新報』明治十六年四月二十八日
- ^` 『高陽新報』明治十六年五月二十九日「高知県会傍聴録」。
-)『高陽新報』明治十六年五月十九日。

- (10) 『高知新聞』明治十四年三月二十二日、『大坂日報』明治十四年四月五日
- (一) 片岡直温著『回想録』十六頁 (一九三三年、百子居文庫)。
- (三) 『高知新聞』明治十四年八月四日。
- 知市文化振興事業団)。 土佐自由民権研究会編『土佐自由民権運動日録』(一九九四年、財団法人高
- 六年一月)に詳しい。飛呂比・佐佐木高行日記』第十一巻(明治十五年十二月)、第十二巻(明治十飛呂比・佐佐木高行日記』第十一巻(明治十五年十二月)、第十二巻(明治十二章)県治大改革に関する佐佐木高行・土方久元等在京高知県人の動きは『保古
- (三) 『土佐国民情一班』(『高知県史・近代資料編』千二百二頁)
- 託・片岡家資料)。(三六)『小学奨励試験に関する土佐郡下議員建議書』(高知市立自由民権記念館寄
- (さ)『高知新聞』明治十三年九月十七日。なお、千葉昌弘著『土佐の自由民権運史料の誤用というよりも創作である。 (さ)『高知新聞』明治十三年九月十七日。なお、千葉昌弘著『土佐の自由民権運史料の誤用というよりも創作である。 (さ)『高知新聞』明治十三年九月十七日。なお、千葉昌弘著『土佐の自由民権運史料の誤用というよりも創作である。 (古)『高知県「小学校生徒奨励試験規則」に基づいて実施されたのが最初である」とし、その典拠を『近代高知県教育史』三百三十八頁としているが、である」とし、その典拠を『近代高知県教育史』三百三十八頁としているが、である」とし、その典拠を『近代高知県教育史』三百三十八頁としているが、である」とし、その典拠を『近代高知県教育史』三百三十八頁としているが、である」とし、その典拠を『近代高知県教育史』三百四十五頁に、「明治十三年九月十七日布達、高知県・学校生徒奨励試験規則」なるも同頁に「明治十三年九月十七日布達、高知県小学校生徒奨励試験規則」なるも同頁に「明治十三年九月十七日布達、高知県小学校生徒奨励試験規則」なるも同質に「明治十三年九月十七日布達、高知県では一八八〇(明治十三年九月十七日布達、高知県では一八八〇(明治十三年九月十七日の計画とである。
- (^^) 『土佐新聞』明治十六年五月十九日「奨励試験之儀ニ付伺」。
- 市文化振興事業団)(立)外崎光広『土佐自由民権運動史』二百三十一頁(一九九二年、財団法人高知
- (三) 高知県教育史編集委員会編『近代高知県教育史』三百四十五~三百四十六

- (三) 『同書』四十三頁。
- (三) 『高知県統計書』明治十六・十七年「中学及諸学校ノ教授者生徒」の項。
- (三) 拙著『史跡ガイド・土佐の自由民権』五十五頁 (二〇一三年、高知新聞社)。
- 『土陽新聞』明治十六年六月二十一日。
- (三) 『土陽新聞』明治十六年六月十日、九月十九日、十一月二十八日。
- (三)外崎光広『土佐自由民権運動史』二百三十頁。
- $\widehat{\underline{\mathbb{Z}}}_{\underline{\mathbb{Z}}}$ (14) 『土陽新聞』明治十六年七月八日。 『土佐新聞』明治十六年五月十、十二、十五、十七日。
- $\widehat{\Xi}\bigcirc$ $\widehat{\underline{\underline{\mathbb{T}}}}_{\underline{\mathbb{T}}}$ (三) 『弥生新聞』明治十七年四月八、九日。『土陽新聞』同年四月八日。 『高陽新報』明治十六年五月十七日。 『高陽新報』明治十六年五月十五、十七、十九日。
- (EII) 夜学会は、景気回復と三大事件建白運動等政治熱が再び高まった明治十九 年から二十一年にかけて新たに設立されて二度目のピークを迎えるが、その 数は明治十五、六年の数には到底及ばない。
- (iiii) 『高知県統計書』明治十八、二十、二十一年「中学及諸学校」の項。 (三四) 『弥生新聞』明治十八・四・十二、十四~十六。

Ш 井家史料につ ζ) 7

公 文 豪

は

川井家史料の出現

という人物に宛てたものである。 保存してきた写真やハガキ・封書類が広げられていた。すべて「川井楠太郎」 ねた。元は喫茶店だったようで、店内に残されたテーブルの上に、川井家が しているので、読んでもらえないだろうか」という電話があった。六月二日、 知り合いの家に、 大石県議に手配していただき、二人で高知市愛宕町の住む川井均さん宅を訪 令和五 (二〇二三) 年五月末、 板垣退助などからの手紙が沢山あるらしい。読める人を探 大石宗県議会議員から、「川井さんという

墓がある」と教えられ、興味半分、川井楠太郎の墓を写真におさめて帰って がいたという話を「板垣退助と相撲」(『土佐史談』一六一号)に書いている。 で相川へ行ったとき、私は偶然出会った地元の人から「板垣退助の隠し子の 土佐郡森村相川(現・土佐町相川)に「板垣退助の隠し子」と噂される老人 たことがある。]の写真を拙著『史跡ガイド・土佐の自由民権』に載せるため、カメラ持参 また、平成二十一(二〇〇九)年二月、嶺北の自由民権家・近藤猪太郎の 川井楠太郎について知る人は皆無に近いだろうが、 故近藤勝氏が、 戦前、

されていたのか?
その最初の接点が不明なため、首をかしげるばかりであ をはじめ板垣家三代の人々と濃密な人間関係を保ち、板垣家の財産管理を任 からの八十点近いハガキと書簡などから、ほとんど身内同然、 てこなかった。だが、川井楠太郎は一体どういう関係で板垣退助・絹子夫妻 係にあった事実を突きつけられ、 たび突然現れた板垣退助夫妻、長男鉾太郎夫妻、 結論から言えば、「板垣退助の隠し子」説を実証するに足る史料は何も出 もとよりこれは根も葉もない噂話として全く信用していなかったが、この あり得ない話ではないと思わせるような明治十年代の新聞記事が存在 ただただ驚嘆、 孫の守正夫妻、 瞠目するばかりであった。 大変親密な関 板垣家執事

> ないわけではないが、それさえもヴェールに包まれた内容で、目下のところ 右の話は「永遠の謎」としてとどめおかざるを得ないのである。

Ш 井楠太郎と史料の

の 長男に生まれた。 川井楠太郎は、 明治八(一八七五)年五月二十一日、 川井勝助と関 (子)

勝助については次の記述がある。 川井勝助に及んだのである。その間、 続。二男勝重は土佐郡森郷相川村に住んだ。勝重の子孫が相川で代を重ね、 男勝重があり、慶安三(一六五〇)年病死すると同年八月長男勝宗が跡式相 佐藩主山内氏入国後、 口道番役を仰せつかって給田七反御折紙を下し置かれた。子に長男勝宗、二 『系図』によれば、 立川下名村庄屋役、 祖先勝重は天正年中から長岡郡立川下名村に住 特に目立った記録はないのだが、父・ 寛永六 (一六二九) 年二月、

組合へ金一千円ヲ寄付ス、妻女関子。 九月廿一日死。四十七歳_ 石ヲ寄付ス又同村土居小学校基本財産トシテ山林二町歩ヲ寄付ス相川購買 ニ際シテ金五拾円ヲ献納ス木杯ヲ賜ヒ、森村巡査駐在所新築ノ際ニハ米二十 勝助 昭和四年八月八日死。 八十三歳。 相川字中尾上田悦蔵女・明治三十五年 巨万ノ資産ヲ貯蓄ス。 日 [露戦役

ら逆算すると、安政二~三(一八五五~一八五六)頃の生まれになる。 『戸籍』によれば、生まれたのは弘化四(一八四七)七月七日である。 母・関子の生年は不明。四十七歳で死亡した明治三十五(一九〇二) 勝助が「巨万ノ資産ヲ貯蓄」することができた経済上の背景はわからない。 年か 勝助

であるため、原本閲覧には制約がある。このため、川井均氏の快諾を得て、 本稿ではほぼ全ての史料を翻刻して公開することにした。 川井家史料の内容は、すべて板垣家の家事に関わるものである。 個

に嫁し、

入籍した年月日も現在のところわからない。

のもの十二点、 など八点、板垣絹子夫人からのもの二十六点、長男鉾太郎・節子夫妻から まず、ハガキ・封書類の内容を整理すれば、板垣退助及び夫妻連名のハガ 孫守正・外子夫妻からのもの十点、孫正貫からのもの三点、

垣家執事横山友義からのもの十点、 太郎からのもの二点である。 執事関口武次郎からのもの五点、 竹内

ついては、 全ての差出年を推定することができた。このような方法で得た推定年月日に 定せざるを得なかったが、各人の転居による住所変更が意外に役立ち、 以下、 のが多数にのぼった。このため、通信の内容、 ハガキ・封書には月日だけの記載や判読不能の消印が多く、差出年不明 本稿では、 特に興味深い史料について説明しておこう。 各史料「消印」の項に「(推定・○○年○月○日)」と書してある。 右の総数七十六点を時系列で並べ、各史料に整理番号を付 切手、住所から差出年を推 した。 ほぼ

横山友義からの書簡に詳しい。 まず第一に、これまで知られなかった板垣家の財産管理については、 執事

あることが判明し、計画は頓挫して終わったようだ。大正八(一九一九)年 号 年になってからであった。大正四(一九一五)年四月二十三日書簡 用地として購入したとも伝えられ、 委託された経緯がわかる。場所は、現在の長岡郡本山町木能津から大豊町 り、川井楠太郎が板垣が所有する「本山牧場」と称する土地の !至急御申越被下度主人より右御頼申候様被申付候」 云々とあり、この頃 本、桧生にかけての尾根筋で、七十五診ほどの山林である。官林を「牧場」 明治四十三 (一九一〇) 年十一月二十四日付横山書簡 板垣が他界したことが影響しているのかも知れない。 牧場事業計画が動き始めていたことがわかる。しかし、牧場には不適地で 6)には、「牧場事業設計に関する費用如何程に有之候哉概算にて宜敷候 牧場経営計画が本格化したのは板垣最晩 (整理番号3) 「管理人」を (整理番 によ 梅 か

林等所有地取り戻し訴訟の控訴公判が大阪控訴院で開かれた記事が載っている。 以前からの番人中平某を相手取った板垣の長女・片岡兵による墓地、 兵は一審で勝訴したが、被告中平某が永代借用説を主張して控訴したのである。 委任されている(整理番号 市竹島)の板垣所有地の「小作契約及び番人雇用解除」の件で板垣の代理人を また川井は、大正五(一九一六)年四月八日、土佐郡潮江村字竹島 のであるが、 昭和三 (一九二八) 年七月十二日付 証人の証言に その後、 「中平は数十年前板垣伯より右土地の番人を命ぜられ 中平は山林の木を盗伐したりするので伯の激怒をかひ 10)。この土地は、 『大阪朝日新聞・徳島高知版』に、 板垣没後に裁判沙汰になった係 (現高知 山

> 人として委任された「番人雇用解除」の用務である。 人はやめさせられた」とある。これが本史料、 大正五年に川井楠太郎が代理

垣家の財産管理に携わっていた。 このように川井は、 の「小川山」売却(整理番号 本山牧場の管理、 6 7)、墓地清掃(整理番号 48)など板 同用地にかかる町税代納、 板 垣 家 所

次に、三代にわたる板垣家との親密な関係についてみてみよう。

柿

野菜で、 蕪を送ったことへの礼状もある (整理番号 3)。 潮江蕪は高知市潮江の地域 御賜恵被成下難有存候早速本日の仏前供へ候」と、板垣生前の大好物・潮江 有名になっている。 たことがわかり、近年篤農家の尽力で復活し、 や栗をはじめ季節の贈り物への礼状が多い。中には「亡夫大好物の潮江 板垣退助と妻絹子、 戦後一時絶滅していたが、牧野富太郎の指示で種子が保存されてい 長男鉾太郎夫妻、 孫守正夫妻からは、 伝統野菜 「潮江菜」の名称で 年賀状のほ 株譲か、

懇切である。 板垣・川井両家の冠婚葬祭についても、 それぞれ祝文・弔文のやりとりが

なお、 年上野公園でひらかれた平和記念東京博覧会を指す。 地平博も出品出揃い」とある。これは第一次世界大戦後の平和を記念し、同 するなど板垣家の信頼の厚さがわかる(整理番号 大正十一(一九二二)年には、 女中到着を知らせた執事・関口武次郎の書簡 絹子から女中雇い入れを依頼され 30 (整理番号 31 32 31 33 に 34 当

か。 書きに、「東京江きてちょうだいね私もあなたをすきですよ」と率直な思 が書かれているのには驚かされる。この親密ぶりは何を意味するのであろう 昭和三 (一九二八) 年、 板垣鉾太郎からの年賀状(整理番号 62) の添

紙 助全集』編輯のための資料照会(整理番号 53)など守正からの興味深い手 滞在中の展墓案内、 た一万の参会者を前に遺族を代表して草稿なしの謝辞を述べた。 像除幕式が行われた。孫の大学生・守正が除幕し、 がある。 大正十二 (一九二三) 年十二月五日、)の守正書簡は、 饗応、餞別などへの礼状である。このほかに、 除幕式を終え、 京都を経て帰京したことの報告、 高知城追手門内の(旧) 式典では追手門内を埋め 板 (整理番号 垣退 『板垣退 高知 助

間に生まれた娘で、写真家・小川一真と再婚していた。の三女・婉逝去を知らせるものである(整理番号 55)。婉は愛妾・小清との贈への礼状(ハガキ)に「小川夫人逝去せられ取込居候」とあるのは、板垣家の執事・関口武次郎の大正十五(一九二六)年五月三日付け品物恵

同七年三月二十三日付の絹子名ハガキは代筆で、 のおかまゐも出来ませず」云々とあるのは、 爾来八年間を病床で送っていたという。同年三月二十六日付の板垣節子の手 とで肺炎を併発して逝去した。心労が重なっての発病だったのではないだろ スペイン風邪で喪い(整理番号 人昨夜逝く」との小さな記事が載っている。それによると、 7年の状態を伝えている 病床となり目下も御全快之由も無く御座候へ共格別の御変り之無く候」と (整理番号 67) に その後、 板垣絹子は昭和十三(一九三八)年四月十三日に逝去した(整理 板垣逝去の年に脳溢血で倒れた。この年一月には末子・六一を 殆んど快癒の状態だったが、昭和五 「折角御上京なさいましたのに折あしく病人の為に何 (整理番号 20)、七月十六日には夫もスペイン風邪がも 同月十五日の 71 絹子の再発病臥のことである。 『高知新聞』に 「當家御後室には一昨年よ (一九三〇) 年再発し 絹子は大正八(一 「板垣伯未亡

である。を伝える史料がこれほどの量まとまって出現したことは一驚に値するものを伝える史料がこれほどの量まとまって出現したことは一驚に値するものを伝える史料がこれほどの量まとまって出現した。

出写真二点を掲載した。 最後に、写真について述べておこう。本稿では、下段に板垣退助晩年の初

歳頃の写真である。 布板垣邸 板垣退助伯 川井楠太郎」と記載されている。川井楠太郎三十九 一点は、板垣退助と川井楠太郎が並んだ写真で、裏に「大正三年撮影 麻

あるが、乳児を挟んだ写真は初出である。子どもの名前はわからない。ある。撮影年月日は不明。同じ場所で同じ服を着用した夫妻の既知の写真がもう一点は、大礼服姿の板垣退助・絹子夫人が乳児を挟んで撮った写真で

、楠太郎の写真が二点、および相川の川井家旧宅の写真一点も残っている。本稿では紹介しないが、板垣退助と殆んど同じ長い髭をはやした晩年の川



(左) 板垣退助

(中) 不明

(右) 板垣絹子



(左) 川井楠太郎

(右) 板垣退助

【史料紹介・川井家史料】

整理番号1

(ハガキ表)

消印 (推定・明治年不明1月3日)

高知県土佐郡森村 川井楠太郎殿

ハガキ裏)

恭賀新年

一月元旦

伯爵 板垣退助

整理番号2

(封筒表)

消印 (推定·明治 43年) 5月2日

高知県土佐郡森村相川

川井楠太郎殿

(封筒裏)

東京芝愛宕町板垣邸

横山友義

験有之候趣当家に今病人有之訳には無御座候得共折を以斯病の者ニ試み度 知事ニ対し依頼状被呈出候ニ付御了知相成たし偖御申越ニ依れば奇妙之効 時下御清栄奉賀候肺病特効薬ニ関し主人への御書柬相談早速主人より石原

整理番号4

(封筒なし・整理人筆)

候間御序之節少々配分被成下候事被相叶申間布歟 依命御通知旁右御相談 早々拝具

五月二日

川井楠太郎殿

整理番号3

(封筒表)

消印 (推定・明 治 43 年 11 月 24 日

横山友義

税立替納付依頼 大正2年 11月 27

日

拝啓晩秋之候益御健勝奉賀候陳ハ其後本山牧場之件に付不一方御配慮被下 (本文) 本山牧場配慮感謝

願上兼候得共御上納被下度右御依頼迠申上度 難有奉謝候扨例之大正二年第二期畑租別紙之通納税書参り候誠に御繁忙中

十一月廿七日

板垣邸

草々拝具

高知県土佐郡森郷相川村

川井楠太郎殿 至急親展

(封筒裏)

東本山村役場

本山町役場

領収調送附料

東京市芝区愛宕町二丁目壱番地板垣邸

横山友義

(本文)

下候趣奉感謝候扨今回別紙之通村役場 ゟ申来り候得共遠路之事故何共難致 候間誠に御手数相掛け御気之毒に候得共他に管理人依頼可致向も無之候間 拝啓時下寒冷之候に候處益御健勝奉賀候陳ハ牧場之件に付不相替御配慮被 宜敷御執計被下度右御依頼迠 主人ゟ貴下御依頼致而相願可申との事に御座候御迷惑とハ奉存候得共何卒 匆々拝具

十一月廿四日

川井楠太郎殿

猶以御納税被下其上□課ハ御計算御送附被下候ハム税金御廻送可仕候間御 承知被下度候

横山友義

- 32 -

Ш 并楠太郎様

横山友義 川井楠太郎様

(別紙)

整理番号5

(結婚式案内状・封筒なし)

精養軒へ御光来被成下度此段御案内申上候 女良子ト結婚仕候ニ付御披露申上度候間来ル十五日午後五時京橋区采女町 拝啓愈御清穆奉恭賀候今般千頭清臣氏夫妻ノ媒妁ヲ以テ小山鞆繪ト退助五 敬具

大正四年一月九日

鞆繪母 小山スイ子

(封筒裏)

伯 爵 板垣 退助

絹子

整理番号6

追テ来ル十三日迄ニ乍御手数御来否御一

方被下度候

(封筒なし・整理人筆)

大正四年四月廿三日 横山友義

小川山売却感謝、代金問合

牧場費用概算問合

本山町税代納依頼

偏に奉願候也

尚々以て左に相願候概算書極々至急を要し候間大々的急速に御送附被下度

取紛御無音に打過候段何共申訳無之候陳ハ牧場之件に付両度御申越に相成 拝啓仕候時候不順に候處益御健勝奉賀候其後時々御起居可相伺筈之處種々

業設計に関する費用如何程に有之候哉概算にて宜敷候間至急御申越被下度 川山売却之儀も大に相達候趣就てテ売却代金ハ如何計に相成候哉又牧場事 候處小生儀病気にて療養罷在不恁麼御無音仕候段奉謝候扨御配慮により小

四月廿三日

主人より右御賴申上候樣被申付候間先ハ不取敢右御賴上候

匆々拝具

横山友義

整理番号7

御代納被下度奉願候也

尚以別紙之通本山村役場より申来り候間毎々御手数相掛不相済儀に候得共

(封筒)(推定・大正4年) 10 月 26 日

高知県土佐郡江ノ口町

川井楠太郎様

十月廿四日

東京市芝区芝公園七十八 横山友義

(本文)

深謝候扨例之地租割別紙之通申来り候間御手数なから何分宜敷奉願先ハ取 拝啓秋冷之候益御健勝奉賀候陳ハ御地小川山之件に付種々御配慮相蒙り奉

紛中右迠匆々

十月廿六日

井楠太郎様

整理番号8

消印 5年1月1日

(ハガキ表)

高知市外江ノ口村町江ノ口

ハガキ裏) 川井楠太郎殿

恭賀新年

大正五年一月一 日

伯爵 板垣退助

東京市芝公園

拝具

横山友義

整理番号9

(ハガキ表)

高知県土佐郡森村 消印 5年1月1日

ハガキ裏)

川井楠太郎様

謹賀新年

大正五年一月元旦

東京市麻布区笄町百四十二番地

竹内明太郎

整理番号 10

任 状

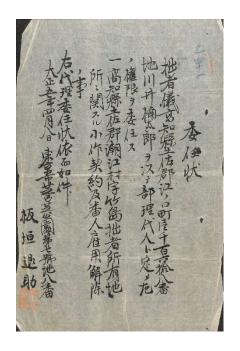
定メ左ノ権限ヲ委任ス 拙者儀高知県土佐郡江ノ口壹千百六拾八番地川井楠太郎ヲ以テ部理代人ト

解除ノ事 一高知県土佐郡潮江村字竹島拙者所有地所ニ関スル小作契約及番人雇用

右代理委任状依而如件

大正五年四月八日 東京市芝区芝公園第七號地八番

板垣退助 (EII)



整理番号 11

(封筒表)

消印 (推定・大正) 5年5月 18 日

高知県土佐郡江ノロ町

川井楠太郎様

至急必親展

(封筒裏)

東京市芝区芝公園七ノ八板垣邸

横山友義

月末日迠に送金可致就てハ本日電報て傍士君へ相願候間何分にも宜敷奉願 料ハーケ月三円にて本人上京之旅費ハ何円計入用に有之候哉誠に御手数に 又竹嶋借入金半ヶ年分利子本月二十日に支払之契約に候處都合御坐候て本 被下候處其節ハ一時断申上置處此頃当家居掛り之女中小間遣病気にて□□ 拝啓暖気之候に候處益御健勝奉賀候陳ハ過日御地女中之儀に付折角御申越 ハ候得とも何卒御交渉之上本人承諾致候ハト電報にて御申越被下度願上候 □□致候様次第に付予て貴家より御申越之女中何分御世話被下度就てハ給

先ハ右迠御願申上度 将又本山牧場之税金別紙之通り督促致来候間毎度宜敷御取計被下度奉願候 草々拝具

五月十八日

横山友義

川井楠太郎様

頗る世話敷候に付猶ホ本人へ御申聞置被下度奉願候也 尚以女中ハ予て当家奥さんより御話申上置候通り小間遣にて素より当家ハ

整理番号 12

(封筒表)

消印 (推定・大正) 年8月3日

高知市外江ノ口町

川井楠太郎様

東京芝区芝公園板垣邸

横山友義

拝復炎暑之候愈々御清栄奉賀候

により承知仕候就て御当家に於ても非常に急ぎ居候ハト八月五日迠にはあ 御礼申上候傍士氏へも宜敷申上被下度候不調の原因には延引等之事も書翰 陳者竹嶋之件に付き種々御配慮相掛け八月五日迠には確定致候趣承知致し

てにして相待ち居り候ハト至急御運ばし被下度御願申上候

八月二日

川井楠太郎様

御依頼致候女中も急ぎ居り候て竹嶋山の金子の内にて八円御渡し被下早速 上京する様御取斗被下度御願申上候

整理番号 13

(名刺

川井楠太郎氏乞御引見

板 垣 退 助

奥田義人殿

整理番号 14

(ハガキ表)

消印 (推定・大正) 6年1月1日

高知県土佐郡森村

川井楠太郎様

ハガキ裏)

恭賀新年

一月元旦

東京市麻布区笄町百四十二番地

竹内明太郎

整理番号 15 (ハガキ表)

消印 (推定・大正) 6年1月6日

高知市外江ノ口村二六八

川井楠太郎殿

(ハガキ裏) 恭賀新年

伯爵 板垣退助

月 元旦

東京市芝公園

整理番号 16

横山

友義

(封筒表)

消印 (推定・大正) 6年6月 12 日

高知県高知市江ノ口町愛宕町通

川井楠太郎様 親展

(封筒裏)

(本文)

横山友義

東京市芝区愛宕町三ノー

御相談被下度若し先方に於て来月十五日迠延期不承諾に候ハゝ本月三十日 迠延期致呉候様何分にも御交渉被下度偏に奉希候先ハ再応御願申上度匆々 付御送金仕候事難相整候間誠に勝手ヶ間敷候得共何卒来月十五日頃迠延期 敷暫之處外出難出来候間過日も申上候竹嶋之利子来る十五日迠前陳之通に 拝啓梅雨候益御健勝奉賀候次に小生病気も少ハ快方に相移り候得共疲労甚

川井楠太郎様

六月十二日

横山友義

整理番号 17

(封筒表)

消印 (推定・大正6年) 11 月 5 日

- 35 -

高知県高知市江ノ口待ち中 親展 通

川井楠太郎様

東京市芝区芝公園七ノ八

(本文)

山友義

謹賀新年

(ハガキ裏)

板垣鉾太郎

併謝平素之疎遠 尚祈貴家之幸福

月一日

度今回本山久壽賴氏に相談致同氏之名義に騰記致置度即ち元利金ハ本山氏拝啓陳ハ兼々御配慮被下候竹嶋一件も本月期限有之候處是非取留め無き申

(封筒表)

整理番号 20

消印 8年1月□日

高知市江ノロ村一一六八

拝

存候間委細之儀ハ揚田氏へ依頼致候間是又御承知被下度先ハ右迠匆々 事に相成候間此段御承知被下度奉願候貴下ハ本山の方へ御旅行被成候哉と 之代理人として御地高見住岡本静氏為持て万般の手続等代理為致セシムル

川井楠太郎殿

(封筒裏)

月 27

8 年 1

(本文)

高知局消印

日

東京芝公園

伯爵板垣退助

絹子

横山友義

芳志厚く御禮申上候茲に忌明に際し不取敢以書中御挨拶迄如此御座候 敬拝啓先般三男六一死去候際は甚深なる御同情を以て早速御吊意を忝ふし御 芳志厚く御禮申上候茲に忌明に際し不取敢以書中御挨拶迄如此御座候

高知市江ノロ町 消印 7年1月6日

(ハガキ裏)

大正七年一月元旦

恭賀新年

整理番号

18

川井楠太郎様

十一月五日

(ハガキ表)

大正八年一月廿四日

伯 爵 板垣退助

同 絹子

東京市芝公園

伯爵

板垣退助

整理番号 21

(板垣退助法要案内状・封筒なし)

前正十一時芝区愛宕町青松寺に於て法要相営み度候御繰合御臨席被成下候 を賜はり御厚情難有奉謝候来る十月廿三日は百ヶ日に相當り候に付同日午 拝啓板垣退助薨去の節は御懇篤なる御弔慰を辱うし且つ御鄭重なる御供物

大正八年九月廿八日

消印

(推定・大正) 8年

i 亰

1日

整理番号 19

(ハガキ表)

高知県土佐郡森村相川

并楠太郎様

東京市内大森区入新井町六ノ四二〇

は、光栄の至りに奉存候先は右御禮旁御案内申上度如此に御座候

葬儀委員一 同

敬具

野 田 卯太郎

友人総代

守 一 正 同 敬 大正九年一月五日 (転居先) 東京府荏原郡品川町北品川一本木三百四十六番地

(電話高輪二〇八〇番)

板垣絹子

川井楠太郎殿

追て御手数来る十月十五日迄に御来否御一報被下度希上候尚當日此状御

相

続 人

板 親 原

垣 族

守

持参奉願候

整理番号 22 (ハガキ表)

高知市江ノロ町一一六八 消印 9年1月1日

川井楠太郎様

恭賀新年

(ハガキ裏)

大正九年一月元旦

芝区濱松町一ノ一五

関口武次郎

(ハガキ表)

整理番号 25

消印 10年1月□日

高知市江ノ口町中ノ橋通り 川井楠太郎様

ハガキ裏)

謹賀新年

大正十年一月元旦

高知市江ノ口町 消印 判読不能

川井楠太郎様

(ハガキ裏)

整理番号 23

(ハガキ表)

整理番号 26

消印 (封筒表)

高知市江ノ口町江ノ口 10年7月5日

先は右御挨拶申上度如此御座候 仕候に付併て御承知被成下度候

拝具

候様奉希上候尚ほ甚だ乍勝手服喪中に候得者年末並に年始御礼の儀は遠慮 悦候 陳者私儀此度左記へ住居を移転仕候に就ては不相変御厚誼を賜はり 拝啓仕候寒威日に増して厳敷候處御一統様愈御健勝に被為渉候御儀と奉恐

> 整理番号 24 (ハガキ表)

消印 (推定・大正) 10 年1月1日

高知県土佐郡森村相川

川井楠太郎様

ハガキ裏)

謹而新年之賀詞申上候

月元旦

大森区入新井町六ノ四二〇

板垣鉾太郎 節子

芝区通新町一四

板垣絹子

- 37 -

川井楠太郎様

東京市芝区通新町十四番地

板垣絹子

板垣鉾太郎

守 正

敬具 八月四日

長北野元峰禅師を雇請致し於自宅仏事相営み申候 閉経来る七月十五日は亡夫板垣退助の第三回逮夜に相當候間特に永平寺管

就ては當日御焼香被来下候は、誠に本懐之至りに有之候右謹んで御案内申

候猶記念として廉品呈上致し候間御受納被下度願ひ候 追而極暑の砌りに付御焼香時間は午后五時より同六時半までと相定め

大正十年七月 日

板垣絹子

整理番号 28

川井楠太郎様

(封筒表)

消印 (推定・大正) 10 年8月2日

高知県土佐群森村相川

川井楠太郎様

(封筒裏)

(本文)

東京市芝区通新町十四

八月二日

板垣絹子

拝復昨日は御子様御死去の報に接し実に驚入り候皆々様にはさぞ八〇御く

やみのことと推察申上候

就ては甚た粗品ながら香一箱御送り候間御霊前 へ御供へ被上度候

板垣絹子

整理番号 29

Ш

井楠太郎様

板垣鉾太郎

岡山市山下石山十ノ五

(ハガキ表)

消印 高知市外江ノ口町百軒町四角北 (推定・大正) 11 年 1 月 1

日

川井楠太郎様

岡山市方京町 四

板垣鉾太郎

仝 せつ子

- 38 -

Ш 并楠太郎殿

(封筒表)

整理番号 27

消印 (推定・大正) 10 年8月4日

高知市江ノロ町二六八

川井楠太郎様

同

(本文)

過日御飛報に接して御長女糸喜様御逝去の趣承り事のあまりに意外なるに

今更ながら人生遭離の儚さを痛感致され候此上は御身体大切になされ御供 驚愕仕候愛児を先に立たせ給へる貴下の御胸中察するも涙に候

養専一に存候過般早刻御吊問申上くべきの處折柄愚息旅行中にて延引今日 に及び候儀缺礼の程悪しからず御寛容願上候 遅捲ながら書状を借りて哀

悼の情を申述候

謹賀新禱

平素の疎情を謝し

一月一日

貴家能萬福越祈る

整理番号 30

(ハガキ表)

(推定・大正) 11 年3月 4 日

高知市江ノ口町江ノ口

并楠太郎様

東京市芝区通森町 + 应

板垣 后絹子

(ハガキ裏

拝啓先日御尋ね被下且つ結構の御土産被下難有御礼申上候扨て女中之事□ にての御詮議は御見合せ被下度先ハ右御礼旁右迄申上候 □御心配被下大坂より御はがき難有存候然るに当方にて□に入申候間御地 早々

三月四日

整理番号 31

消印 (推定・大正) 11年4月3日 (封筒表)

高知市江ノロ町一一六八

川井楠太郎様

東京芝区通新町十 应 板垣邸

関口武次郎

(本文)

日一日は休息為致明日より立働かせ可申洵によさそうの人物にて御後室様 今回ハ女中之儀に付不一方御高配相蒙り御陰様にて今朝到着致安心仕候本 拝啓度々御芳書被下難有存候大兄には不相変御勇健大慶之至に奉存候扨て 大に嬉ばれ申候猶ほ好物のをしな御恵与被下厚く御禮申上候早速漬物とし

披

旁御願迠

早々敬具

有之候ハ、是非御世話被成下度先ハ右御

度先は不取敢右御礼迠 何に御坐候哉御待ち申上候御後室より呉々も御禮申 て晩酌の膳へ上せ可申候当地平博も出品出揃い景気付候間見物旁御出京如 早々拝具 上候間左様御承知被下

四月二日

川井大兄 玉案下

武次郎

整理番号 32

(封筒表)

消印 高知市江ノ口町江ノ口 (推定・大正) □□

_ 4 月

川井楠太郎様

(封筒裏)

四月廿 日

(本文)

東京芝区通新町 板垣絹子

辺にて身体健全の二三年御飯焚をする者 知市之者は好ましからす候得共御郷里森 次に当方も其侭にて女中に困り居候間高 申候本人も既に帰着致居候故委細御聞及 相成帰郷も出来さる様成候てはと心配致 趣に付医師を呼ひ療養為致候得共次第に ひの事と存候得共乍後右御披申上候 候間帰郷致度との事故旅費貸与出立為致 院治療せし時と同様の容体故万一重患と 痛み烈しく相成先般御地にて二ヶ月余入 拝啓過日は女中御世話被下難有存候然る に同人は着京の翌朝より病気にて足痛之

> 次の多力も号にもめ 公はもとのなはいか かられないるないは まるりするいちもしと 人以及大學的於花板 属于大多的高品品

四月廿 二 日

板垣絹子

川井楠太郎様

整理番号 33

(ハガキ表)

高知市江ノ口町江ノ口 (推定・大正) 11 年5月3日

并楠太郎差様

東京市芝区通新町十 应

板垣 涓絹子

(ハガキ裏)

坐候何卆御世話被下度乍御手数御心当りの有無鳥渡御披煩し度願上候 致候者も或は有之候事かとも存候間御含にて両名御坐候ハヾ至極都合に御 候哉実は福岡子爵家にても御飯炊き一名入用之趣に付連れ有之候ハヾ出京 拝啓先日願上候通り女中御飯炊に困り居候就ては高知市の者にては永くし んほう致候者有之間敷と存候に付郷里森辺の者にて二三年勤続致候者無之 敬

五月三日

整理番号 34 (ハガキ表)

(推定・大正)□年5月 14 日

高知市江ノ口町江ノ口

川井楠太郎様

東京市芝区通新町十四

板垣 涓絹子

(ハガキ裏)

奉願上候 は御心当無之候哉当方も大に困り居候間乍御手数徃信にて御模様被成下度 拝啓追々暑さに相向候処御障り無之大慶に奉存候扨て先日御願申上候女中 早々

五月十四日

整理番号 35

(ハガキ表)

消印 (推定・大正) 11 年6月 16 日

高知県高知市江ノ口町江ノ口

川井楠太郎様

六月十五日 芝通新町十四

板垣

[絹子

(ハガキ裏

潮江 株 御賜恵被成下難有存候早速本日の仏前供へ候不取敢右御礼申上候次 拝啓暑さ烈しく相成候処御変り無之大慶に奉存候扨而此度ハ亡夫大好物の に次第に暑さも相成候間当分御送り御品ハ扣へ被下度候先ハ御礼旁右迠

早々

拝具

整理番号 36 (ハガキ表)

消印 (推定・大正) 11 年8月9日

高知市江ノ口町江ノ口

井楠太郎様

(ハガキ裏)

東京司馬通新町十四

板 垣

四五迠の者にて好く働き二三年勤める者御坐候ハヾ御□話被下度旅費は当 願を取消度旨申上候然るに当方は手違ひと相成候間御地にて十八九より廿 拝啓先日女中之事御願申上置候処当方にて一人相知之者有之由申来候間御 方にて出費可仕博覧会は見せ可申候得共見物済んたからとて直に帰る者に ては困り候間二、 三年は勤続様に約束被下度先ハ右御願迄

川井楠太郎殿	高知市江ノ口町□□	消印(判読不能)(推定・大正年不明 10月 29日)	(ハガキ表)	整理番号 39		板垣絹子	芝区三田通新町一四	一月元旦	恭賀新年	(ハガキ裏)	川井楠太郎様	高知県高知市江ノ口村	消印 (推定・大正)□年1月1日	(ハガキ表)	整理番号 38		十二月一日	先は右御案内のみ 早々	され度候	此度守正が御地に向ふ筈に相成り申候間粗品相托し申候へば何卒御笑納下	(ハガキ裏)	板垣絹子	芝区通新町十四	川井楠太郎様	高知市江ノ口町江ノ口	消印 (推定・大正)□年 12月□	(ハガキ表)	整理番号 37
	十一月廿五日	草々	同無事に御座候が家屋には多少の破損有之候先は右御礼旁御通知まで	候金子も正に落手致し候間何卆左様御承知下され度候当方も御陰様にて一	此度の震災に際しては御見舞を辱ふし有難く厚く御礼申上候御送附下され	(ハガキ裏)	板垣絹子	東京芝通新町十四	川井楠太郎	高知市通五丁目	消印 判読不能(推定・大正 12年 11月 25日)	(ハガキ表)	整理番号 41		板垣絹子	東京市芝区通新町十四番地	大正十二年一月一日	恭賀新年	(ハガキ裏)	川井楠太郎様	高知市江ノロ町	消印 12年1月1日	(ハガキ表)	整理番号 40		十月二十九日	先□は栗の実を御送付被下慥かに受取難有奉存候不取敢御礼旁申上候	(ハガキ裏)

友区通森町一四

整理番号 42

(封筒表)

消印 (推定・大正) 口年 12 月 23 日

高知市通町五丁目

(封筒裏) 川井楠太郎様

東京市外北豊島郡長崎村一三〇〇

板垣守正

(本文)

煩はし候儀重ての御厚誼謝礼に御座候 滞在中は御多忙中を御配慮相掛け殊に展墓に際しては東西に御奔走の労を 旅疲尚全からず一には事故に取り紛れ延引の缺礼御寛容願上候 所労の為め意外に日を移し十七日無事帰京仕候早刻御一報申上くべき乍ら 挨拶申述度末筆乍ら御病後の御婦人並に御馴染の川井第二世君に宜敷御風 管致居候間御入用の節は御一報願上候失 (?)は遅れ乍ら帰来御一方旁々御 にも悦びを分ち候が一同非常に喜申候拝借のトランクは慥かに小生方に保 送別の御饗応並に御餞別の御贈品に預かり又出発の砌は態々遠路御見送を 煩はし御陰様にて今般の帰郷の第二の使命を完全に相果たすを得申候尚々 厳寒相加申候折柄御一同様御清栄奉賀候小生は途中京都に立寄り軽微の 就中御土産の品々は聖坂の祖母方 小生御地

十二月廿日

願上候

板垣守了

正

并楠太郎様

(封筒なし) (推定・大正 12 年 12 月ヵ)

整理番号

43

(本文)

嫌宜しく何より御めで度存じ候扨て此度守正帰国之みぎりわ種々御世話さ 其後は御無沙汰に打過ぎ居り候處御寒さきびしき居りから御家内さま御機

整理番号 44

Ш

井楠太郎様

(ハガキ表)

消印 (推定・大正) 13 年7月 17

 \mathbb{H}

高知市通町五丁目

川井楠太郎様

東京市外下渋谷広尾八八

板垣

[絹子

(ハガキ裏)

拝啓酷暑の砌益々御清栄奉賀候扨て昨日結構なる名産沢山 有難く拝受早速御供へ申候間何卆左様御承知下され度候 に御送り下され

先は右御礼のみ不敢取 早々

七月十七日

整理番号 45

消印 (ハガキ表) 14年2月6日

高知市北新町四丁目六番地

川井楠太郎

二月六日

東京下渋谷広尾八八

板垣

[絹子

(ハガキ裏)

拝啓

居ります御安心下され度今日は又結構な柿を沢山御恵送下され有難く厚く 皆様には其後御変りも有りませんで結構で御座います私方も無事で暮して

引に相成候ぶんあしからず思召被下度候先ハ右御礼迠申上候 候厚く〳〵御礼申上候直ニ御礼状差出す可きの處何分に取紛れ候□□御延 まに相成候上に数々の御土産物被下ありがたく一同喜んで頂戴いたし居り

節

度候 消印 消印 乍末筆御家内さまへもよろしく御伝へ下さいませ ませなほ~~暑さの折から皆さま御いといなさいませ先ハ右まで 思□下さいませ粗末な品ですが今日御送り申ましたから何卒御受取下さい 変りもありませんか私方にても一同ぶじに過しておりますから何卒御心□ 其后は御無沙汰いたしました日々御あつさきびしく御座いますが皆さま御 高知市北新町四丁目六番地 拝啓来る十六日亡夫退助七回忌に相當致候に付粗品拝呈致候間御受納被下 高知市北新町四丁目六 先は右御禮迄時節柄御自愛専一に願上候 御禮申上ます 整理番号 47 整理番号 (ハガキ表) (ハガキ裏) (本文) (封筒表) (封筒裏) 七月七日 Ш 川井楠太郎様 川井楠太郎様 □年□月□日(推定・ 并楠太郎様 (推定・大正) 46 14 年 8 月 東京府下北豊嶋郡長崎村並木千三〇〇 大正 18 14年) 7月7日 日 府下下渋谷廣尾八八 早々不一 板垣絹子 板垣絹子 節子 消印 消印 礼申上候家事に取紛れ候て遂御礼御延引のだん御ゆるし被下度候先ハおく 急に御寒く相成候處皆さま御変りもこれなく候や次に当方一同無事に御座 と存じます毎度ながら御墓の御掃除御苦労さまに存じます厚く御礼申上候 御はがき拝見いたしました大変きびしい暑さですが皆さま御変りもない事 高知市北新町四丁目四ノ六 れながら御礼まで 候御安心くだされ度候さて先日は何よりの好物沢山に御送り被下有難く御 高知市北新町四丁目六番地 整理番号 49 先ハ右御礼まで 早々不一 今後とも何卒よろしく御願申上ます 整理番号 48 (ハガキ表) (ハガキ裏) (ハガキ表) (ハガキ裏) 時下□□□□御大切になされませ 川井楠太郎様 判読不能 (推定・大正) 井楠太郎様 早々不一 九月二日 11年9月3日 東京府下北豊嶋郡長崎村並木一三〇〇 府下北豊嶋郡長崎村一三〇〇

板垣節子

板垣節子

整理番号 50

(ハガキ表)

消印 判読不能(推定・大正年不明2月9日)

高知市北新町四ノ六

川井楠太郎様

(ハガキ裏)

日々御寒さつよく候處美奈さま御起源よろしく何よりと存じます次に私方 一同ぶじに御座候何分御安心下さいませ又只今に何よりの好物沢山御送り

下されありがたく厚く御礼申江候

先ハ右取あへず御礼まで

なほ~~御寒さの折りから皆さま御身御大切になされ度候

貳月九日

北豊嶋郡長崎村並木

板垣節子

整理番号 51

(ハガキ表)

東京下渋谷広尾八八

板垣絹子

(ハガキ裏)

高知市北新町四丁目六

(推定・大正)

14

年 10

月

18 日

并楠太郎様

供へ致しました地下に眠ってゐらしやる伯も嘸(さぞ)かし御満足の事と嬉 先日は見事な栗を沢山御恵送被下有難く拝受致しました 早速御霊前に御

しく思ひます 先は右乱筆乍ら御禮迄

草々

(著書)

-戯曲集

自由黨異變

(ハガキ表)

整理番号 54

消印 (推定・大正) 15 年 · 4 月 25 日

高知市北新町四ノ六

消印

(推定・大正)

15

年 1

亰

1 日

整理番号

52

(ハガキ表)

高知市北森町四ノ六 川井楠太郎様

ハガキ裏)

謹賀新年

大正十五年元旦

東京市外大久保百人町三十五

関口武次郎

整理番号 53

(ハガキ表)

消印 (推定・大正) 1 年 12 月 31 日

高知市北新町四ノ六

川井楠太郎様

(ハガキ裏)

更らに完美を期する為め倍旧の努力を傾けて聚集漏れの資料を索ねて第二 輯締切を終りました。原稿総枚数実に四千枚に近からんとしてをります。遠 に御教示を煩はしたふ御座います。重ねて御後援を願上げます。 次の編輯に入りましたから御気付きの散逸資料も御座いますならば左記宛 からず責任ある出版方法に仍つて盛大に刊行を実現致します。就きましては 寒中御見舞を兼ね近況お知らせ申上げます。御声援の裡に編輯進捗しました 『板垣退助全集』は、 御陰様で略々其の重要な資料を網羅し得て第一次の編

月一日 東京市外大久保百人町一八一(電四谷、一二七二番呼出)

板垣退助全集編輯所

板垣守正

外子

(寶文館発行)

井楠太郎様

(ハガキ裏)

ど御漏らし下さいませ。御一統様に良しく御傳声を。先は取敢ず御礼まで した。早速一同で風味いたさうと存じてをります。また折々御国の御便りな お送り下さいました小包、今朝着きました。結構な御国産を有難う御座いま 四月廿五日 東京市外高円寺八一一

板垣守正

整理番号 55 (ハガキ表)

消印 (推定・大正) 15 年5月3日

高知市北新町四ノ六

并楠太郎様

東京市外大久保百人町

関口武次郎

(ハガキ裏)

拝啓先達御滞京中は失禮仕候

逝去せられ取込居候為め遷延今日に及申譯無之不悪御寛恕被下度先ハ右御 扨て今度結構なる御品御恵與被成下難有存候早速御禮可申筈之處小川 夫人

禮迠申上候 敬具

五月二日

整理番号 56

(封筒表)

15 年7月 15 日

高知市北新町四ノ六

同 裏

并楠太郎様

府 下杉並町高円寺 南窓園

板垣守正

「垣退助全集』編輯の為めに。

既に其の準備に着手致しましたが故人と御交遊深かりし貴下の御援助を得 退助一生の論著、 たいが小生の念願で御座います。 作文章を輯めて『板垣退助全集』を編輯の上広く江湖に刊行致したいと存じ 夏季相迫る折柄御清栄お悦び申上げます。偖て今般小生の手に仍つて亡祖父 て漏れなく資料を収め故人の全面影を偲ふべき完全な全集を世に送り出し 建白書、 意見書、演説稿、 書簡、檄文、祝吊辞、其他の述

就きましては上述の各項目に該当すべき故人の述作遺稿並びに故人の各種 御繁忙中恐縮乍ら御厚意を御頒ち下さいますれば幸甚に存じます先は右故 くは御旧友知事の間に残存致して居りますれば左記宛に御照会願ひたいと の写真肖像の類いを始め此の全集に収録するに相応はしき資料が御手許若 存じます。拝借の上は責任を以て早速移写致して御返納申上げますから公私 敬白

人生前の御旧誼に甘へ御願まで。

大正十五年七月

東京府杉並町高円寺八百拾壹番地

板垣守正方

"板垣退助全集』 編輯

旭助夫 板垣守正

Ш

井楠太郎殿

(ハガキ表)

整理番号 57

消印 15 年 12 月 1 日

高知市北新町四ノ六

井楠太郎様

(ハガキ裏)

中隊 寒くなりましたが御変り御座いませんか。偖て私事本日麻布歩兵一聯隊第 班一年志願兵として入営致しました。入営前に一度拝眉御訣れ申上

げます。尚留守宅は左記に移しましたから併せて御一報申上げます。御自愛 を祈ります。 げたいと存じ乍ら繁忙の余り缺礼致しましたから書状を藉りて御挨拶申上

大正十五年十二月一日

板垣守正

留守宅 東京市外大久保百人町一八一

【電話四谷一二七二番呼出]

整理番号 58

(ハガキ表)

消印 (推定・昭和) 2年2月 16 日

高知市北新町四ノ六

川井楠太郎様

東京市外大久保百人町一八一

板垣守正

(ハガキ裏)

下さいませ。先は取急ぎ御礼の寸信迠 の御厚情深謝致します。 前略御免下さい。本日はまた結構な乾柿沢山御恵送下さいまして有難ふ御座 いました。早速一同にて賞味致し土佐の秋に逢ひし思ひ楽しみました。毎々 南国も尚お寒い折柄と存じます。 折角御一同御自重

二月十六日

整理番号 59

(封筒表)

(推定・昭和) 2年7月 14 日

高知県土佐群森村相川

川井楠太郎様

(封筒裏)

東京市麻布区通新町一 ノ十五

板垣絹子

(本文)

拝啓 日増酷暑厳しき折柄御家内皆様には御健勝何より存じ上ます 此の度は御鄭重なる御手紙並に結構なる御品御送附下され重ね!~の御厚

志有りがたく深く御礼申上ます

久しき間御無沙汰に打過ぎ誠に申分之なく御詫びいたします こちらも かげ様で変りなく暮し居ります故他事ながら御休心下され度おくればせな から右御礼申上ます

末筆ながら皆様の御健康を御祈りいたします かしこ

板垣絹子代筆

川井楠太郎様

整理番号 60

(封筒表)

消印 (推定・昭和) 2年8月2日

高知市北新町四丁目六

川井楠太郎様御直披

(封筒裏

東京市麻布区笄町一八〇

八月二日

板垣絹子

ますから誠とに軽少に御座いますがどふか御仏前 其後は定めし御淋しく御暮の事と存ます本日小為替にて金参円御送付申上 へ何か御供物をなし被下

ます様御頼みます先は取あえず右まで 匆々

八月二日

川井楠太郎様

整理番号 61

(ハガキ表)

消印 判読不能 (推定・昭和年不明) 8 月 8 日

高知市北新町四丁目六番地

川井楠太郎様

板垣絹子

七月十一日

麻布区笄町一八〇

垣

板

(ハガキ裏) 八月八日

御休心下され度候只今は又何よりの品御送り被下ありがたく厚く御礼申上 拝啓御暑さきびしき折から皆さま御無事何よりと存じ候次に当方一同ぶし

なほ!〜時下柄皆さま御身おひとひなされ度候先は右まで 早々不一

整理番号 62

消印 (ハガキ表) (推定・昭和)3年1月1日

高知市北森町四丁目六番地

川井楠太郎様

謹賀新年

(ハガキ裏)

併謝平素之疎遠

尚祈貴家之萬福

一月元旦

東京府下渋谷町長谷戸一番地

消印 判読不能(推定・昭和)

年不明2月 16

 \exists

整理番号 65

(ハガキ表)

高知市北新町四丁目六番地

川井楠太郎様

板垣鉾太郎

外一同

東京江きてちょをだいね私もあなたをすきですよ

整理番号 63

消印 5年1月1日 (ハガキ表)

高知市北新町四ノ六

川井楠太郎様

ハガキ裏) 謹賀新年

昭和五年一月元旦

東京市牛込区若松町一〇五

板垣守正

外子

整理番号 64 (ハガキ表)

消印 判読不能

河 合 楠太郎様土佐国土佐郡森村

(ハガキ裏)

謹賀新年

昭和五年一月十一日

東京市麻布区笄町百八十

板垣絹子

東京府麻布笄町一四〇

板垣絹子

先は右御礼まで 早々不一 御安心願上候さて只今は好物沢山に御送り被下有難く厚く!~御礼申上候 (ハガキ裏)

なほ~~時下柄皆さま御いとひなさいませ

二月十六日

印判読不能	あらく〜かしこ消
ハガキ表)(推定・昭和年不明8月8日)	事を御伝下さいます様に願ます先ハ右まで(
理番号 70	□ます様に尚弘田老□□に御会いの節は案外に好成績で卒業いたしました整品である。
	りまして凡て無事に卒業いたしました次第ですから何卒貴君も御安心□□
づは右御禮まで	いたしましたあれは□□間□□□昨年拾弐月に仏語の試験も受けまして通先,
の県会の選挙には又帰国する事になりませう	さて守正の学校の事はあなたが御立ちになつたあとでよく知りまして安心 秋
迟り物頂戴仕り御厚意の程有りがたく御礼申しあげます	宅の事と存じます な送
主人も元気で毎日活動いたして居ります御安心下さいませ本日は又結構	来ませず却ておつかい立□□□て失礼いたしました□□□中御ぶしに御帰事♡
変よい時候になりました皆様御變りございませんか当方両親始め一同無	□度は折角御上京なさいましたのに折あしく病人の為に何のおかまゐも出 大変
ハガキ裏)	(本文・破損あり)
同 外子	三月廿六日
板垣守正	板垣節子
三月廿三日 東京市牛込区若松町一〇五	東京麻布(笄町)一四〇
川井楠太郎様	(同 裏)
知県土佐郡森村	楠太郎様 高
印 (推定・昭和)6年3月 23日	高知市北新町四丁目六番地 消犯
ハガキ表)	消印 破損(推定・昭和5年)3月26日 (
理番号 69	(封筒表) 整
	整理番号 67
一月元旦 東京市牛込区若松町一〇五	
外子	板垣節子
賀 正 板垣守正	四月廿六日 東京麻布笄町一四〇
ハガキ裏)	上候先ハ右取あへす御礼迠 早々不一
河井楠太郎殿	心下度候扨て只今は何よりの好物□□/~御送り下され有難く厚く御礼申
郡森	拝啓時候不順之折から皆さま御ぶじに候や当方にも一同ぶじ乍□□□御安高!
印 (推定・昭和)6年1月1日	(ハガキ裏)
ハガキ表)	川井楠太郎様(
理番号 68	高知市北新町四丁目六番地
	消印 (推定・昭和)□年4月 27日

(ハガキ表)整理番号 66

河井楠太郎様

節子

高知市北新町四丁目六番地 并楠太郎様 同 裏 二月八日

麻布区笄町一八〇

板

垣

(本文)

東京市麻布区新綱町一ノ十五

板垣執事

八月八日

(ハガキ裏)

拝啓御暑さきびしき折から皆さま御無事何よりと存じ候次に当方一同ぶし)御休心下され度

候只今は又何よりの品御送り被下ありがたく厚く御礼申上候くださり なほ!〜時下柄皆さま御身おひとひなされ度候先は右まで 早々不一

整理番号 71

(ハガキ表)

消印 判読不能(推定・昭 和7年3月 23 \exists

高知県土佐郡森村相川

川井楠太郎様

東京市麻布区笄町一八〇

板垣絹子

(ハガキ裏)

時下春暖之候皆様御一同には御変り無御座候や御伺申上候當家御後室には

無く候他事乍御休心被下度候本日は甚だ結構なる御品を御送り被下誠に難 昨年より病床となり目下も御全快之由も無く御座候へ共格別の御変り之

三月二十三日

有御禮申上候

敬具

整理番号 72

(封筒表)

消印 (推定・昭和) 10 年2月9日

高知県土佐郡森村相川

川井楠太郎様

間乍憚御安意被下度候扨て此度ハ心をこめられし御品御恵與被下御芳情難 有御厚礼申上候後室よりも厚く御礼申上られ候間左様御諒承被下度先ハ不 拝啓余寒未た難去候處高堂倍々御勇健奉大賀候降て当方後室も変り無之候

取敢右御礼旁々得貴意候 敬具

二月八日

Ш 井楠太郎様

板垣執事

整理番号 73

(ハガキ表)

消印 (推定・昭和) 11 年8月 19

日

高知県土佐郡森村相川

川井楠太郎様

東京市麻布区新綱町

板垣絹子

八月十九日

前略御免被下度候

(ハガキ裏)

今日は御鄭重なる御書面並にお珍らしき数々の御品御送附したされ御厚志

上げ候いつも御無沙汰勝にて心にかけつゝも失礼の程お詫び申上候当方も 申おくれましたが御家内皆々様には御壮健にて御消光の御事何よりと存じ おみごとなる松魚節大好物のぜんまい早速食膳に供へ賞味致し居り 先は取急ぎ右御礼申上□□□ おかげ様にて皆々変りなく暮し居り候間憚りながら御放念被下度願上候 の程有難く御礼申上げ候 早々

整理番号 74

(封筒表)

消印 判読不能

高知県土佐郡森村相川

川井楠太郎様

(封筒裏)

(ハガキ裏)

分逝去仕候間此段御通知申上候 故伯爵板垣退助妻絹子儀永々病気之処養生不相叶四月十三日午後九時十五

挙行可致候 追而告別式ハ四月十七日午後二時ヨリ三時迄芝区愛宕町青松寺ニ於テ

昭和十三年四月十四日

東京市麻布区新網町一ノ一五

板垣 正貫

親族総代 浅野総一郎

整理番号 75

(弔電への礼状)

故伯爵板垣退助妻絹子逝去ノ際ハ早速御懇篤ナル御弔電ヲ忝ウシ洵ニ難有

厚ク御禮申上候

昭和十三年四月

東京市麻布区新網町一ノ一五

板垣 正貫

親族総代 浅野総一郎

整理番号 76

(葬儀礼状)

故伯爵板垣退助妻絹子逝去ノ際ハ早速御懇篤ナル御弔詞ヲ忝ウシ且ツ霊前 へ御鄭重ナル御供物ヲ賜ハリ洵ニ難有厚ク御禮申上候

昭和十三年四月

貫

正

東京市麻布区新網町一ノ一五

親族総代

浅野総一郎 正貫

(くもんごう 自由民権運動研究者)

――近代高知における女性の日常をよむ―吾川郡秋山村 細川梶日記

濵 \mathbb{H} 実 侑

はじめに

細川家資料における日記資料

ついては【資料一】を参照されたい。 在の高知市春野町)の郷土である。義昌の父・義郷以降三代にわたる家系に に伝えた「細川家資料」が寄託されている。なお、細川家は吾川郡秋山村(現 人物として自由民権運動に関わった細川義昌(一八四九~一九二三)が現在高知市立自由民権記念館には、地方政治家であり、明治期には地域の中心

存にあるとも言えるのである。」」と指摘されるなど、その存在は重要視され前の諸研究で本資料群が珍重されてきた理由の多くは、かかる日記資料の現有な例であり、本文書群を貴重ならしむる主要部分の一つとなっている。従「近世・近代にまたがる記録として、また特に女性日記を含むという点で稀 料については、 以 前から高知県史や春野町史をはじめ諸研究で引用されてきた。特に日記資 「細川家資料」は一二、○○○点を超える大資料群であり、当館への寄託 『細川家資料目録』に収録されている「細川家資料解題」で

摘のとおり様々な研究において活用されている。しかし、梶や雅の日記につ いては、管見の限り引用される機会はなかった。 方、義昌の二女・雅の日記が伝わっており、 細川家資料には、 義郷、 義昌、 義昌の母・梶、義昌の養子(のち当主)・義 義郷や義昌の日記は、 前述の指

貴重とされる所以であろうが、逆に言えば、自由民権運動をはじめ近代高知 にしか知り得ない内容が豊富に含まれる。これこそが女性日記の特色であり、 細川家の女性日記には、家の中での出来事、近所付き合い、食事(調理を 家族の健康、子育て、 家計記録等、 家庭を中心に生活していた女性

> 述であるため、一部を解読したとしてもその背景や意味を捉えにくい。 したことから同家の女性日記は活用されにくかったと考えられる。 の主要な出来事に関する記述はほとんど見られない。また、極めて私的な記

その内容や特色を解説するものである。本稿が梶日記を広く活用いただける 助となれば幸いである。 本稿は、細川家の女性日記のうち梶の日記(以下「梶日記」)を通読し、

細川梶略歴

時に義郷が死去当するも再婚はしていない。 ている。その後帰縁し、安政元年一二月三日、 月に義郷と婚約し、翌嘉永二年一○月に長男義昌が誕生したが、一度離別し 文政九年七月五日、高知城下の田所久作の家に生まれる「。弘化五年一一 次男義徳を出産『。四六歳

り一、そのために梶日記には自宅で灸をすえたという記述が頻繁に登場する 中らが同行することが多かったという。また、持病として神経痛を患ってお 教員として講義を行ったパことが、 続ける。高知教会の婦人会が行う祈祷会で司会をつとめたもほか、細川家が の失敗から片目の視力を失っていた」ため、教会等への外出の際は家族や女 伝道活動の拠点として秋山村に設置した「秋山講義所」では、義昌とともに 明治一八年、五八歳でキリスト教に入信点。以降、 大正三年八月七日、脳溢血二のため死去二。八九歳であった。 梶日記から確認できる。なお、 晩年まで熱心な信仰を 眼科手術

三年八月三日(八九歳)まで、晩年の記録が伝わっている。 梶日記は、明治二八年一二月(六九歳)から、死去の四日前にあたる大正

梶と「記す」こと

の著書『無一老人』から整理してみたい。 であったのか、関係資料や、梶の曾孫 梶日記の内容に入る前に、梶にとって「記す」ことがどの程度身近なもの (義昌長女・津留の娘) である中沢静

ち、「山内藩の御右筆として徳川家との文通の代筆をしていた」「言。そのた 静によると、梶は幼少のころから読み書きを好み、寺子屋教育を受けたの

浮かぶのは「御殿を下る時に丁戴して来た小さな文机に向った後姿」」宝だと 追手門から城内に入ってすぐ左手にあった井戸に関する噂話など「ツ 見せてもらったこと(この小袖は静の母である津留が譲り受けたという)、 から聞いた思い出話はいずれも具体的である。また、静が梶を思い出す時に 梶の後年の思い出話は専ら「御殿での生活」についてだったという。 梶日記もこの文机で記していたのだろうか。 「だんなさま」と呼ばれていたこと、城内で着ていた美しい小袖 、静が梶 梶

らかの職に就いていた可能性は高い。 のみ残れる城あとに昔話しの跡は咲きけり」という一句が添えられている。 そこにてと話に余念もな」かったという。そして日記の最後には「梅の下香 梅花見物に行った際、梶は「しきりに昔の山内家のありし有様こゝにてあ |公園||とは高知公園、つまり高知城のことである。若かりし梶が城内で何 梶の思い出話に関する記述は、 雅の日記一にもみられた。一家で「公園」

き受ける形で担当しているのである「かっ ついては、 のである。梶日記には集金額を各会の帳面に記したこと等が記されているが が高知教会の「老婦人祈祷会」「ヒや「第二婦人会」の会計係を担当している 評価を受けていたといえよう。 目すべきは、 梶日記には、梶の「記す」能力に関する興味深い記述があっ 高知教会で指導的役割を担っていた「門田氏」「からの依頼を引 梶が会計係となった経緯である。「第二婦人会」の会計係に 梶の「記す」能力は、 周囲からも高 た。 梶

梶日記について

本稿における梶日記

判断したものを除いた全一八冊を指す 記·雑記 における梶日記には含んでいない。 説教内容等を記したもので、梶の日常生活の記録とは考えにくいため、本 本稿における梶日記とは、 (教会日記)」については、 の 梶 (日記)」のうち、 「細川家資料目録」の分類でいう いずれもキリスト教徒としての日課や教会で (詳細は 筆者が家計簿や覚書の性質が強いと 資料 二】参照)。 В なお、「7 個 人日

ニ 「モノ」としての梶日

って細川家ではこの日記帳を年に何度か作成していたとみられる三。 義昌いずれの日記も一年未満で一冊を終えたものがほとんどである。したが の日記帳二冊を作っていた。一冊は母梶の分である」三と述べているが、 二つに折るのを孫に手伝わせながらキリで穴を 明 川家が独自に和紙で作成した日記帳に筆で記されている。この日記帳につ 梶日記はいずれも、『当用日記』 静は「義昌は毎年年末になると、 等のいわゆる市販の日記帳ではなく、 陽射しの暖い南のえん側で土佐半紙を けこよりで見事に翌年 梶

半紙判より一回り小さい程度である(【写真一】)が、明治三六年四月一九 なっている (【写真二】)。 以降の一二冊については、それまでのサイズよりたて幅が十センチ程度長く 次に、梶日記のサイズである。 明治三六年四月二日までの六冊はいずれ

 \mathbb{H}

b

いるが、 ŋ 昌 与えていないようである。 の変化は、 思うが、梶日記においては、 頁に続けて記している。一 翌日の日記を書き始めるし、 が ない。したがって日記帳のサイズ と記入する文章も長くなるように 前日の文章が短く終われば続けて という記入方法を取っていない。 頁につき一日分の記録を記入する 一頁に文章が収まらなければ次の 梶は、 あれば行間等の体裁が整うが い和紙(【写真四】)である。罫 の和紙 (【写真三】) が採用され の日記はそのほとんどで罫線 面のサイズが大きくなれば自然 内容についても変化は見られ 市販の日記帳のように 梶日記はいずれも罫線 梶の記録行為に影響を 。また、義 一般的に、 文章 逆に 7 入



【写真二】

名でかられ



B - 3 - 15

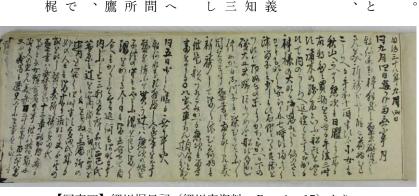
は後者を好んだのであろう。 線がなければ記入時の自由度が高まる。

ということを優先していたようである。 つまり梶は、 記録すべきことを確実に記す、 日記帳のサイズや罫線にと

梶日記を記した場所

市唐人町へ別邸を構えた三。 たという三言 六年には高知市鷹匠町へその場所を移し :の滞在先として、明治一九年二月に高知 細川家は、 高知市内で仕事をしていた義 そして明治三

生活拠点をこの別邸に移しているので、 梶は明治三六年四月から大正二年末まで 匠町一丁目)であったとみられる。 は正しくは八軒町(のちの本町三丁目・鷹 の記録から推測するに、新たな別邸の場所 二週間ほど滞在した記録がある一層。 梶日記には、 参照の際には注意されたい。 同年二月に高知市八 なお、 その間 軒町 梶



【写真四】細川梶日記(細川家資料 B-6-17)より

【表】梶日記で「日記」を記したとの記述がある日(○印)

記録内容の精度にも関わる

毎日であったの

か

とが記録されている。これらは、「手帖を書記し日記をつける」「宝「日記

(帳)」、「帖

(帖めん)」をそれぞれ記したこ

付る帖をもつける」「云との記述から、

まず「日記」については、

梶が自ら「日記」という単語を含む標題ニャをつ

まさに梶日記のことであろう。「手 キリスト教関係の記録を行って

いずれも別物であることがわかる。

重要な視点である。

梶日記には、「日記」、「手帖

それとも数日分まとめてであったのか。これは、

梶は、梶日記をどのくらいの頻度で記録していたのか。

梶日記を記した頻度

けた資料が梶日記のみであることから、

は、

購入記録がある三八ことと、

				1 (OH)
明治38年	明治	40年	大正	3年
1月1日~1月31日	7月1日~	7月31日	6月1日~	~ 6月30日
1月1日	7月1日		6月1日	
1月2日	7月2日	0	6月2日	0
1月3日	7月3日		6月3日	0
1月4日	7月4日		6月4日	0
1月5日	7月5日		6月5日	0
1月6日	7月6日		6月6日	0
1月7日	7月7日		6月7日	
1月8日	7月8日		6月8日	0
1月9日 〇	7月9日		6月9日	
1月10日	7月10日		6月10日	0
1月11日 〇	7月11日		6月11日	0
1月12日	7月12日		6月12日	0
1月13日	7月13日		6月13日	0
1月14日	7月14日		6月14日	
1月15日	7月15日	0	6月15日	
1月16日	7月16日		6月16日	0
1月17日	7月17日		6月17日	0
1月18日	7月18日	0	6月18日	Ö
1月19日 〇	7月19日		6月19日	0
1月20日	7月20日		6月20日	0
1月21日 〇	7月21日		6月21日	0
1月22日	7月22日		6月22日	0
1月23日 〇	7月23日		6月23日	0
1月24日	7月24日		6月24日	0
1月25日	7月25日	0	6月25日	0
1月26日	7月26日	0	6月26日	0
1月27日 〇	7月27日		6月27日	0
1月28日 〇	7月28日	0	6月28日	0
1月29日	7月29日	0	6月29日	0
1月30日 〇	7月30日	0	6月30日	
1月31日 〇	7月31日			

帳を使った記録簿 ていると考えられる。また「帖 る二場合が多いことから、 (主として出納記録関係) 市販の手帳に記された「教会日記」のことを指 (帖めん)」は、梶日記以外で自家製の のことと推察できる。 和

明治三八年九月四日から九月九日までの期間は重複して二冊の梶日記に記 また、梶は、日記を「移」したり「つけ直」したり『宝もしている。例えばであろう。梶は数日に一度のペースで日記を記していたと考えられる。 されている『芸が、九月一四日に「よふよふ日記を移して済」との記述がある いう記述がみられるようになる (【表】参照)。 一二月から明治三七年においては、「日記を書き移す」三へ ここでは、梶日記における「日記」に関する記述をみていく。明治二八年 :のみである。ところが、明治三八年以降は高い頻度で「日記」を記したと 何らかの理由により「日記」を記したことを記録する必要に駆られ 「日記を移して仕舞」三、「日記をつける」三、「日記もつける」三の五 おそらく、 明治一八年の時点 「日記を移つす」 たの

三七ため、 該当の期間の記録はこの日に書き「移」されたと考えてよい。 しか

帳面な性格を鑑みれば、下書き用の日記帳の存在も否定できない。れており、一般にいう「書き写し」とはとても言い難い『イ゚。,また、梶の几し、双方の記入内容を比較したところ、文章、内容ともに大幅な修正が施さ

梶日記の解読にあたって

梶日記の解読方法

読)を採用した。 にっては、梶日記自体の特色や内容を整理する目的から「つづけ読み」(通る日記も伝わっており、後者の方法での検証も可能であるが、本稿執筆にある日記も伝わっており、後者の方法での検証も可能であるが、本稿執筆にあであり、もう一つの方法は、同時期に綴られた複数の書き手の日記を比較検であり、もう一つの方法は、同時期に綴られた複数の書き手の日記を比較検いる 三元。一つには、一人の日記を時系列に読み深める「つづけ読み」(通読)出中祐介氏は、史料としての日記を読み解くための方法を二通り紹介して田中祐介氏は、史料としての日記を読み解くための方法を二通り紹介して

て』を挙げておきたい。して、中沢静が細川家について書した自家本『無一老人─細川義昌をめぐりして、中沢静が細川家について書した自家本『無一老人─細川義昌をめぐり(書簡・はがき・雑記・書籍等)『○を適宜参照した。また、主要参考文献と解読時の参考資料としては、細川家資料のうち細川家の女性に関する資料

この『無一老人』の内容については、静自身が次のように説明している。

の事をも書き加えて私が生きた形見ともさせて頂きました。四位 故人の一面を御紹介する事になりましょう。(中略)義昌をめぐる亡き人々を、孫の見た義昌、母や祖母から聞いた義昌を日常茶飯事を含めて書き、ってある程度研究する事は出来ます。私は他人の知らない、うちなる義昌私は義昌の社会での活動を具体的に知りません。しかしそれは資料によ

うººº。細川家が八軒町に別邸を移した明治三六年当時、静は満一歳である。げるまでの間、日々の食事や礼拝をともにするなど親しく過ごしていたといを含む津留一家の住宅があった。両家は、細川家が大正三年に本宅へ引き上細川家別邸(八軒町)の北側、小川を挟んで向かい側(中島町)には、静

降はさらにその頻度は高まる。梶日記には、梶が静の守りをしている記録が散見され、津留の二女誕生『以

いえよう。
『無一老人』は、細川家の女性資料を解読する上で必読の文献とめである。『無一老人』は、細川家の女性らと多くの経験や時間を共有していたたを知り得ているのは、まさに静自身が女性であり、梶や千鶴、雅等、家庭を中心に生活していた細川家の女性らと多くの経験や時間など、梶日記に登場すられているほか、「聖書の友」や「おちち」『『の時間など、梶日記に登場すられているほか、「聖書の友」や「おちち」『『の時間など、梶日記に登場すられているほか、「聖書の友」や「おちち」『『の時間など、梶日記に登場すられているほか、「聖書の友」や「おち」『『の時間など、梶田記に登場すられているほか、「聖書の友」といる。

梶日記の概要

れている。 曾孫の静からみた梶の日常生活が、次のように紹善『無一老人』では、曾孫の静からみた梶の日常生活が、次のように紹

す。 りますと、「いただきます」とお箸を取ります。/梶の日課は朝食がすむ 歌が誰ともなく流れて来ます。/次に義昌がさわやかな朝の祈祷を捧げ終 ざいます」と言った事を思い出します。 新聞を見、 と自分の部屋で、聖書を読み、讃美歌をうたって祈祷をします。それから を加えて全部座りますと、朝食前の礼拝です。幼児がよく知っている賛美 の間へかけ上りますと、祖父母が食卓の前にそろって待っていました。梶 です。熱いお湯を金だらいへ入れるなど女中が手伝っていました。 をやったり、竹を立てたり、こうした合作の花畑は春秋をかざって実に 畑へ出ました。「善馬善馬」と器用な義昌を腰使いにして耕したり、 梶の生活は非常に時間的で、家族は梶の行動にあわせて生活しておりまし 四五. 事でありました。/梶は朝の畑仕事がすみますと井戸端で洗面するの 夏は四時半頃にはもう起きて、着替えをすませると襷がけで自分の花 十時に千鶴が熱い牛乳を運んできました。千鶴は「おちちでご それから「おくし上げ」となりま /お茶

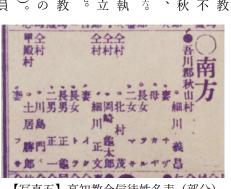
(A:明治二八年一二月二一日)、最も新しい日記(C:大正三年七月三一【資料三】は、現存の梶日記(日曜日の記述を除く)のうち最も古い日記

れら記述にもよく表れている。 たものである。 日)、AとCのおおよそ中間の日記 梶の生活が「非常に時間的」かつ規則的であったことは、 (B:明治三七年五月二五日) を列記 ح し

家族の動向、 日 ある。次項からは、梶日記の内容を大まかに分類し、それぞれ解説していく。 のように記されているのは、キリスト教徒としての日課や交流、 また、梶は、 家事、 日記に記す内容をほとんど定番化していたと言ってよい。 養蚕や自家栽培など家の中で行っている仕事についてで 、出納記 録、 毎

キリスト教徒として

高知教会設立から間もない時期、一家全員 女性全員の名前が確認できた(【写真五】)。 事(のちに長老)を務めた高知教会の設立 このことが確かであれば、 かつ「明治一八年四月」と記されている四次 山本宅で撮影された家族写真が掲載され、 明であるが、『無一老人』には受洗記念に秋 徒であった。入信の詳しい経緯や時期は不 会信徒姓名表」において、確かに細川家の か月前に入信したということになる四七。 既にキリスト教徒であったことは間違いない。 なお、明治二二年に作成された「高知教 入信以降、大変熱心なキリスト教 握は、 義昌が執



【写真五】高知教会信徒姓名表(部分) 明治 22 年/高知市立自由民権記念館蔵

きな負担を伴うものであっただろう。

時既に片目を失明していたとするならば『バ、高知市内への頻繁な移動は大

梶の信仰心の高さは梶日記にもよく表れている。

聖書を読

毎日欠かさず記録しているのである。さらにその記録は、 の友」を行う。夜も、 てより詳細になっていく。 「聖書研究」し、讃美歌玉を歌い、祈祷する。そして家族全員で「聖書 讃美歌を歌い、 祈祷し、就寝する。 毎朝、 この一連の日課を 晩年になるにつれ

さん美祈祷をする 是はまちがい夜分する」 三「聖書の友をなしさん美祈祷 して皆休む。研究は昼の中にする」誓といった記述からわかるように、実際 はない。「義昌須崎よりかへる ながら、記録しているのである。 に行った時間を思い出しながら、あるいは実際に行ったということを確認し 梶は、こうした一連の日課を、いわゆる定型文として記入していたわけで 聖書の友は其まへになす」
五「聖書研

積極的に出席している。そのため、梶日記には、幅広くさまざまな関係者と だけでなく、各種祈祷会や聖書研究会等、 の交流がみえるのである。 家族全員が集合できるタイミングを見計らって行われていたようである。 また、この「聖書の友」の時間は一定でない。梶日記によると、 って礼拝し、讃美歌を歌った後には、義昌による聖書講義もあったようだ豆。 次に、梶と高知教会関係者との交際関係についてである。 なお「聖書の友」とは細川家独自の日課であるEB 高知教会関係者が主催する集会へ 家族全員が客間に集ま 一日の中 日曜礼

名前が頻繁に登場している。中でも、 ン

芸をはじめ、フルベッキ

五七、マキルエン

芸等、梶日記には外国人宣教師 ものであった。なお、 女子中高等学校)を設立したアンニー・ダウドとの交流は、公私ともに深 例えば、高知県におけるプロテスタントの伝道を初めて行ったアッキンソ 自らの意思で、自らの名前をもって彼らと交流していたといえる。 彼らと梶との交流の場に義昌はほとんど現れない。 明治三四年に高知女学会(現在の清

美遊のことであろう「片岡姉」も登場するボー。梶日記に記された女性信徒同 老婦人会のメンバーを中心に、初期高知教会の教師をつとめ女性民権家とし ても活動した山﨑 (織田) 竹エホや、事実上の指導者であったポン片岡健吉の妻 また、当然ながら高知教会の女性信徒との交流も活発である。梶日記には、

この頃の義昌は唐人町の別邸に滞在することもあったが、梶をはじめ細川家

未だ秋山村であった四八。

梶は当時五九歳である。

女性たちの生活拠点は、

た「母堂」(梶)や千鶴も頻繁に教会へ出向いていたことがわかる。

向いて伝道活動を行うなど、高知教会執事としての務めを果たしている。ま

常置委員を務めるなど多忙な日々を送っていたが、記録によると、

市外へ出

なお、

家の信仰の様子がわかる記述を抽出したものである。当時義昌は高知県会

受洗から間もない明治一九年四・五月の義昌の日

記から、

資料四

は、

- 55 -

いるのである。 宿泊会、信徒家族の見舞や介抱、物々交換など、互いの私生活にまで及んで士の交流は、教会活動にとどまらない。冠婚葬祭をはじめ、各家の食事会や

う紹介している。 会百年史』にて、明治時代における高知教会の婦人会活動の社会的役割をこ散見される。昭和時代後期に高知教会長老を務めた木下スガ氏は、『高知教故らに、梶日記には、彼女たちが参加していた婦人会活動に関する記録も

しいこまやかな心くばりをしながらよい奉仕をした。☆ニ経営にも手を染め、貧しい家庭の子女たちに勉学の門戸を開放し、婦人らとして高知慈善会を起し、組織的な運動を各地に拡めていった。更に学校として教会婦人たちであった。彼女らは当時としては画期的な事業の一つ明治の中期頃の高知で、社会活動の中で指導的な役割を果したのは、主

会に参加する貴重な機会となっていたのではないだろうか。求められていた。こうした婦人会の活動は、「教会婦人」たちにとって、社明治期の女性たちは、夫を支え子を育てる「良妻賢母」の役割が絶対的に

教会の婦人会活動は、梶のような女性だけが参加していたのだろうか。おけるほとんどの時間を自分で自由に使うことができる女性であった。高知夫は既に亡くなっており、子育ても終えた状態である。つまり、梶は一日になお、前述のとおり、梶は五八歳でキリスト教徒となった。義理の両親と

高知教会は、戦災によって多くの資料を失っており、明治期の婦人会の様についてこう述べている。 「慈善市」☆☆(いわゆるバザー)が頻繁に開催されており、結婚後の雅が参 「慈善市」☆☆(いわゆるバザー)が頻繁に開催されており、結婚後の雅が参 「慈善市」☆☆(いわゆるバザー)が頻繁に開催されており、結婚後の雅が参 がしたという記録もある☆は。梶より若い世代の女性たちも、活動に専念とま がはいかずとも、各々できる範囲で関わっていたと推測できるのである。 こまた、高知教会は、戦災によって多くの資料を失っており、明治期の婦人会の様

きである。☆、の時代より今日に至るまで、女性の活動に負うところ甚だ大なりと言うべいうもの否むしろ教会の発展拡大とも言うべきものは、原始的キリスト教して婦人が遥かに礼拝を守ることに忠実である一些事に徴しても、教会とて、礼拝に出席する会衆を見ても婦人が断然多数を占めており、男子に比殊に婦人会の如きは教会においては実に侮ることのできない勢力であっ

ゆえ参加できなかった日が目立つのである。事について、基本的に欠かさず参加している。しかし義昌は、仕事の多忙さ家の女性たちは、日曜日(安息日)の礼拝をはじめとする教会の定例的な行筆者も、梶日記を通読するなかで多田の指摘と同様の感想を抱いた。細川

はむしろ女性信徒によって支えられていたように思えるのであるトウ゚の交流が詳細に記されている。こうした記録をみていくと、高知教会の活動このように、梶日記には、明治期の女性信徒らの婦人会活動の様子や日々

一 出納記録

した一か月間の出納を一例としてまとめたものである。川家の家計事情がみえてくる。なお【資料五】は、梶が本宅と別邸を行き来梶日記には、日々の金銭授受の記録が豊富に含まれており、そこからは細

梶はこの「遣ひ銭」を、 雅より拂_ る際には、 支払いなど、 ことができていた、ということになる。 家の金銭とは別に各々「遣ひ銭」を所有しており、それを自分の判断で使う かぢ分にて拂」せ、千鶴や雅が支払った場合は「お千鶴より出し拂」せ「お 梶は、 お金から支出したという記録ももみられる。つまり、細川家の女性たちは、 義昌から定期的に「遣ひ銭」を受け取っていた。 」生等と、 梶の 梶の個人的な支出に充てている。 「遣ひ銭」で支払った場合は「是は自分の銭にて買ふ」せつ「お 支払人が明記されている。 生活品や贈り物の購入、梶名義の伝道金や寄付金の また、家族の共有物を購入す さらに、これとは別に「内_ 梶日記によれ

余談であるが、細川家の金銭管理に対する考え方が垣間見える興味深い資

いる。 しいと依頼した際のことである。義昌は、義方に書簡で次のように回答して 学中の義方が、父親である義昌に、友人と一緒に読むための新聞を送ってほ 料がある。明治三七年、東京帝国大学法科大学(現在の東京大学法学部)在

そ彼等ハ余程徳なるべしせ五大沙就テハ金目徳なるべしせ五大沙就テハ他の者より郵便料すた割当テ出ス様ニ被成度少シノ事なれども従テの事其様被致度新聞も郵便料皆々手許より他の者は只で見ると云も従テの事其様被致度新聞も郵便料皆々手許より他の者は只で見ると云ります。およふなる事は道理二欠けたる事なれバ他の者より夫れ丈ケ出ストスルるよふなる事は道理二欠けたる事なれが他の者より夫れ丈ケ出ストスルるようない。およいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいので見るというでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、おおいのでは、</l

な金額であってもその扱いについて厳しく指導していたようである。分の郵便切手を高知へ送るよう指示した。本家を継ぐ息子に対しては、些細さらに義昌は、新聞を読む者が五人いるならば一人一厘ずつ集金し、五厘

る。

でき、そこからは細川家の交際関係をもみてとることができるのであと推測でき、そこからは細川家の交際関係をもみてとることができるのであた、生という。つまり梶日記には、細川家が貰った物が一通り記録されているすべて梶の押入れで管理され、千鶴すらも自由に取り出すことができなかった、生という。一つではに持っていく事になってい」たせ、さらに、貰った物はに記している。静によると、細川家では他人から貰った物は「家族の誰が頂に記している。静によると、細川家では他人から貰った物は「家族の誰が頂に記している。静によると、細川家では他人から貰った物は「家族の誰が頂に記している。静によると、細川家では他人から貰った物は「家族の誰が頂に記している。

一 家族の動向

記を紹介する。傍線部分が家族の動向に関する記述である。その行動内容が記される。ここでは一例として、明治三五年のある日共の日い義昌だけでなく、基本的に家庭の中で生活をしている千鶴や雅についても根は、家族の動向についても日々欠かさず記録している。外出の機会が多

祈祷して休すむよれ に八銭相渡す夜るせい書の友をして 熊次の便りニおこす高知のうんちん 白米四俵ト重と玉子醤油 おかぢは不行杉姉に京菓子箱入 代しんの人ニ見て貰らい薬ヲ取る お千鶴は楠氏へ行先生ハ今日も 鳥渡行くかへりに小山へ立寄る 遣る肴は得上ず高城町女学校へ 産衣と茶を送る義方ニ持せ 県会へ出る森澤氏へ義徳より 皆休ミおかちは不行義昌は 朝何れも礼拝致し子供等は 二十五銭位を貰らう秋山より 月一日 いしやの大会ニて得見てもらハず 雨天無事木曜

いが添えられることもある。いたことも記される。ときには「無事のよし安心する」への等と梶の安堵の思いたことも記される。ときには「無事のよし安心する」への等と梶の安堵の思また、家族が遠方に長期滞在している際には、滞在先から書簡や葉書が届

と無事を書き留めていたに過ぎないのである。を把握できるような記述はほとんど見られない。梶はあくまで、家族の所在なお、こうした記録の中に、義昌をはじめとする家族の仕事や学業の状況

四家事

述を紹介する。おける家事分担をみることもできる。ここでは特に炊事と洗濯についての記おける家事分担をみることもできる。ここでは特に炊事と洗濯についての記く登場する。また、梶以外が行った家事についても記されており、細川家に梶日記は女性による記録であるため、当然ながら家事に関する記述が数多

ア 炊事

体調のため個人的に作った場合がほとんどである。折、単発的に「しよふがを煮」八た等という記述も見られるが、梶が自分のがって、細川家の炊事は、基本的に千鶴と女中が行っていたとみられる。時日々の献立等、梶日記において日常的な炊事の記録は確認できない。した

の対応をしたとの記録もあるでで、近所の女性を雇うなどして大勢で炊事分担を記している場合もある。また、近所の女性を雇うなどして大勢で炊事なお、正月や記念日等、客をもてなす大きな行事については、献立や役割

イ洗濯

表記しないところに「のりかいせんだく」の煩雑さを感じさせる。日もある。これは糊物の洗濯のことと思われるが、ただの「せんだく」と月から十月の晴れた日に行っている。また「のりかいせんだく」(宮を行ったこともあった(当ようだが、基本的には、梶、千鶴、雅、女中が、いずれも六に日記では「せんだく」等と表記される。時々「せんたくや」へ依頼する

洗濯ではなく、布団や着物等を洗う大掛かりな洗濯を意味しているであろう。日記における「せんだく」は、「せんだくしやほん」を使うような日常的ななお、一月に「せんだくしやほん」を購入した記録があるヘーニことから、梶

五 仕事

不明である。
細川家全体の収入としていたのか、各々「遣ひ銭」の足しにしていたのかはするなどして、利益を得ているのである。なお、こうした仕事で得た利益を家で養蚕を営んだり、自宅のそばに構えた畑で栽培した野菜等を販売したりいた。しかし、梶日記によれば彼女たちの仕事はそれだけではなかった。自細川家の女性たちは、女中や「日よふ」<

「大とともに日々の家事をこなして

以下、参考として梶日記における養蚕と自家栽培に関する記録を一部引用

養蚕に関する記録(明治三五年五月二〇日から六月四日までヘート)

小女てつだいヲする(六月三日)当夜まゆをはぐ木口弐升位分(六月四日)小女てつだいヲする(六月三日)当夜まゆをはぐ木口弐升位分(六月四日)かい子のゆきをあづかる(五月二九日)を分お梶は少しつらをながす(五月三〇日)新宅のねへさんうしろの桑をかり中岡氏へ売るよし(五月二一日)新宅のねへさんうしろの桑をかり中岡氏へ売るよし(五月二十日)今日又々おそきかいこを少し新宅よりわけて貰らう/下の楠馬門二八日)かい子のゆきをあづかる(五月二九日)交お梶は少しつらを日二八日)かい子のゆきをあづかる(五月二九日)桑の中へ土を入れる(五月二一日)新宅のねへさんうしろの桑をかり中岡氏へ売るよし(五月二二月二一日)新宅のねへさんうしろの桑をかり中岡氏へ売るよし(五月二二日)次家に二番の蚕を遣る(六月二日)今日もまた熊次来りて桑畑を打せ/熊次嫁に二番の蚕を遣る(六月二日)今日もまた熊次来りて桑畑を打ち(五月三日)かい子のゆきをあづかる(五月二九日)を入れる(五月二日)が、「カート」のより、「カート」のまり、「カート」のより、「カート」

自家栽培に関する記録(明治三八年六月一日から六月一七日まで<<

日・ご日) はふふら へっしこしらへる/少女はしよふがを植る/畑の草を引にふふら、 (六月一四日) 草を引きまめをおこしたてそへをする笹を田いもへ入れる に、月八日) 西のぼふふらのたなをこしらへる大に草臥れる (六月一 はる/ほふふらと唐かんを植て水をかける少女はにんにくを引く (六月二 はる/ほふふらと唐かんを植て水をかける少女はにんにくを引く (六月二 という、のにないない。 (六月二 はる/はいる、 (六月二日) ばいるがんをうへる (六月一日) ばいるのたなをよふく (六月二 という、 (六月一六日) よいでしている (六月一日) ばいいる (六月二日) はいいる (六月一日) はいいる (六月一日) はいいる (六月一日) はいいる (六月一六日) はいいる (六月一日) はいる (六月一六日) はいいる (六月一日) はいいる (六月一六日) はいる (六月一六日) はいいる (六月一日) はいいる (六月一六日) はいいる (六月一日) はいる (六月一日) はいる (六月一日) はいいる (六月一日) はいいる (六月一日) はいる (六月一日) はいいる (六月一日) はいる (六月日) はい

えられるのである。移した後も引き続き行われている。同家における重要な収入源であったと考めした後も引き続き行われている。同家における重要な収入源であったと考なお、こうした仕事は、秋山村の本宅においてだけでなく、別邸に拠点を

六 日露戦争と銃後活動

できる貴重な記録といえよう。常と戦争がどのような経緯で結びついていったのか、その実態をみることが「成日記には、日露戦争時の銃後活動に関する記録が散見される。女性の日

秋山村にて、大会に関する祈祷会を開催した記録である。の大会に付此所にて甲殿嶋田姉親子と供に其集りをなしお梶司会を勤む」立の日記に初めて登場するのは、明治三五年五月三日のことである。「愛国婦人日清・日露戦争期の中心的な軍事後援団体である「愛国婦人会」の名が梶

物してかへる面白く鉢の木を見る」とだけ記している。 物してかへる面白く鉢の木を見る」とだけ記している。 高知支部の発会式の見物人の一人であったのだが、梶日記では、式の内容や余人が出席した大規模なもので、「見物人非常に多く中々の盛会」であった発会式は「谷子爵、山内豊静君、県知事以下各高等官」など来賓二、五〇〇発会式の系令式のことであろう。その様子を報じた記事力によれば、この見物」かに行っている。これは、高知公園(三ノ丸)で行われた愛国婦人会見物」かに行っている。これは、高知公園(三ノ丸)で行われた愛国婦人会のはつかいせつの処へ

日露戦争中の梶日記から関係する内容を時系列順に紹介する売せ。以下、のかへりて大だれに御座候」売売梶は確かに愛国婦人会の会員となっていた。りかへりて大だれに御座候」売売梶は確かに愛国婦人会のもこには、高知公園で来るなり」売せ記されている。そして、九月二三日の日記には、高知公園で来るなり」売せ記されている。そして、九月二三日の日記には、高知公園で来るなり」売せ記されている。そして、九月二三日の日記には、高知公園で来るなり」売せ記されている。そして、九月二三日の日記には、高知公園で来るなり」売せいる。そして、九月二三日の明談した売買をれからりた人間を開発した。

枚五拾銭のわり合にして壱枚以上を出だすはずのよし(一一月六日)今日を送る為其せわを頼まれし由ニて来るケツトのなき人は金ニて出ス由壱参る(明治三七年一○月六日)此西ニ居られる田所氏来られ軍人ニケツトしづ子をつれて升形へ往く今日は軍人のいこつ汽船にて着致し候由ニ付

留子ニ頼む之を武陽協へ出スよし一所ニたのむ(六月一五日)今日軍人ニ の御出船を見立ニ行く(三月七日) 日軍人へ出したる金の不足致居候由ニ付又〇二銭出ス (一月二二日) \exists 之をこしらへるニ付合せて七十銭出しくれへとの事を申来る(一二月一九 約束の由中ニは一円出ス者も有るよし又不ラフも出来居らさりし故 付○金弐拾銭めぐみ金の内より出して国吉姉に相渡ス(六月二一日) してロ国へ取りこに成り居る人々へ送る由ニ付片岡姉より集められるニ て夫ニてこしらへる(六月一四日)其祝勝袋へ夫々いれて名前を入れて津 て海軍祝勝に付武陽協へ出スはずにて之をこしらへる木綿ハ内ニ切有り ニ往く(三月二一日)婦人祈祷会を開き司会を勤めるロの事に付てはなす 治三八年一月九日)軍人の送り物のわり○弐銭五厘出ス(一月一五日)先 会として名前を中へ入れて雅子と供ニ五袋づ、十袋織田姉へ迄差出す(明 へる (一二月二六日) 軍人へちらしの本をかす/〜袋入れニして教会婦人 (四月一六日)○拾銭こちよふ丸○拾銭手帖合〆六拾壱銭五りを袋へ入れ)雅子は市の婦人会へ軍人へ出ス袋物を少し出さんとして夫れをこしら 軒 東の人出兵につき町内一同より送物として金五拾銭づヶ出 柳原の軍人の墓地を見ニ栄衛さんと供)軍人 此度

三八年六月には「今日は嬉しき日也平和のごふがい来る」 こぶ万歳」
九と記した日もあれば、「今日もゴヲガイ来る二十六七日の戦に は凡そ死々ヨヲ者は二千人位有よし大ニいたむ」ホテ日もあった。また、明治 直な感想を綴っている。「今日ごふがい来るどふか○○占領したる由大ニ悦 する新聞号外が届いた日の日記には「ゴヲガイ」「こふかい」等と記し、率 両 11 また、 .国の講和交渉が決定した直後の記録 来る露国との講利成るよし大ニ歓ひニむかふ」「○」とある。 梶は、 その戦況についても関心があったようである。 である。 終戦三か月前 日露戦 「今日こふが 争に 関

おわりに

たものであり、梶の個人的な思いが語られることはほとんどない。しかし、これまで紹介したとおり、梶日記は、その日の行動や出来事を淡々と記し

明治三六年には異例ともいえる感情的な記述がみられる。

扨今日も小女の事よりして大あらそいをする夫れは自分のつめを右の手担今日も小女の事よりして大あらそいをする夫れは自分のつめを右の手担今日も小女の事よりして大きに顔色をかへて夫は今そふ云てもできつろふ 「○□二にのふというと大きに顔色をかへて夫は今そふ云てもできつろふ 「○□二にのふというと大きに顔色をかへて夫は今そふ云てもなつて居らんといふよりして親子どふこふ大あらそいをなす実ニ年寄てできませんと云故夫はいぜんの事よのと云と其時ニハまだそれ程上手ニなつて居り乍私のむかふてやはり其様成事を云はさためし自分ハおきとあるハおく事ハいかんではないかと夫故今年おく事を自分できめて約束ぬ者ハおく事ハいかんではないかと夫故今年おく事を自分できめて約束な者ハおく事ハいかんではないかと夫故今年おく事を自分できめて約束な者ハおく事ハいかんではないかと夫故今年おく事を自分できめて約束な者ハおく事ハいかんではないかと夫故今年おく事を自分できめて約束な者ハおく事ハいかんではないかと夫故今年おく事を自分できめて約束むるよりで表がしている。

れている。なお、この日記は梶日記のなかで最も長文である。 「小女」とは、細川家の女中のことである。前述のとおり、細川家では女中がいたわけではなく、未婚の若い女性を親族や友人の紹介で雇っていた女中がいたわけではなく、未婚の若い女性を親族や友人の紹介で雇っていたすがいたわけではなく、未婚の若い女性を親族や友人の紹介で雇っていたすがいる。なお、この日記は梶日記のなかで最も長文である。 「小女」とは、細川家の女中のことである。前述のとおり、細川家では女

とを前提にしていないことは明らかである。可能であろう。しかし、こうした感情的な記述を見れば、家族に読まれるこ多分に含まれているため、梶が一家の記録として遺したもの、という解釈もという素朴な疑問を抱いた。梶日記には家族の動向など細川家全体の事情もという素は、梶日記を通読するなかで、梶は何を目的に日記を書いていたのか、筆者は、梶日記を通読するなかで、梶は何を目的に日記を書いていたのか、

れるが「シーヒ、義昌は生前、大量の新聞と自身の日記を蔵に保存しているのは細川家資料は義昌の徹底的な文書管理によって現代に伝えられたと指摘さ家資料の保存及び取捨選択には、当然、当主の考えが色濃く反映される。

日伝執筆のためだと語っている「○○。

いる。 また、静は、同家における日記の保存やその扱いについて次のように述じ

から出して三時頃には仕末したので、その間の時間であった。三つた事がある。誰にもある事で背中を丸くして読みふけっていたが、朝早く時々虫干しの手伝いをさせられたが、義昌は父の日記帳をあかず読んでい二人一の元は毎年毛筆で書いていたが、日記の性質上読んだ事はなかった。

考えられる。たのであろう。つまり、細川家では互いの日記を読み合う習慣はなかったとたのであろう。つまり、細川家では互いの日記を読み合う習慣はなかったとそのため、義昌が義郷の日記を「読みふけ」る姿をこのように印象的に語っ静は、「日記の性質」(日記が個人的な記録であること)を認識していた。

ていた「帖」には梶や義昌の日記帳が含まれていたということになる。見される「一が、これらが静のいう「虫干し」にあたるとするならば、干しにも八月から九月の晴れた日に「帖」や「本」を外に干したという記述が散また、虫干はいうまでもなく長期保存を視野に入れたものである。梶日記

まで伝わっているのである。

まで伝わっているのである。

一般に、従来の「歴史の書き手」は圧倒的に男性であった。梶日記のように位置付け、どこまで意識的に保存していたかはわからなであるという視点が欠けていたからだという指摘もある「三。生前の義昌がであるという視点が欠けていたからだという指摘もある「三。生前の義昌がであるという視点が欠けていたからだという指摘もある「三。生前の義昌がであるという視点が欠けていたからだという指摘もある「三。生前の義昌がであるという視点が欠けていたからだという指摘もある「三。生前の義昌が、日常生活に関する女性史料が伝わってこなかったのは、「歴史の書き手」は圧倒的に男性であった。梶日記のよう

と敬意を表し、本稿を終えたい。 最後に、梶日記をはじめ貴重な資料を遺し伝えてくださった細川家に感謝

(はまだみゆ 高知市立自由民権記念館学芸員)

注釈

- · 六年、四頁。 遊部淳「細川家資料解題」『細川家資料目録』、高知市立自由民権記念館、一九九
- 中沢静『無一老人』、自家本、一九七九年、一一一頁。
- 察できるという(同上、三五頁)。郷の日記からは梶が義郷との生活にいささかストレスを感じていたことが推郎(義昌)を出産したが、二年後に一度離別した。その後帰縁したものの、義三四頁。小林氏によると、梶は嘉永二年二月に義郷と結婚し同年一一月に伝太三小林和香「島村右馬丞日記にみる結婚と離婚」『土佐史談』二二七号、二○○四年、
- 四中沢、前掲書、一七五頁。
- 五同上、五頁。
- 六同上、四四頁。
- 会は、婦人会の女性における輪番制で行っていたようである。 ・ 細川梶日記 (細川家資料 B―6―8)、明治三六年二月八日等。各種祈祷会の司
- 三六年の記録に頻出する。 「秋山講義所」は、梶日記では「教会講義所」「講義所」という名称で、明治三五、
- 九同上、一一九頁。
- □同上、一二二—一二三頁。
- 一同上、一二四頁。
- 三同上、一二七頁。
- 三同上、一一一頁。
- 同 同上、一一一一一二頁。
- 三同上、一一三頁。
- 一 無川雅日記(細川家資料 B− 11−1)、明治四四年二月一○日
- 婦人祈祷会の集金を扱っている旨の記述がみられる。 -- 細川梶日記(細川家資料 B―6― 15)、明治三八年五月一、二日等。梶が老

八年九月四日)

- 「<設立初期の高知教会において執事を務めていた門田真心のこととみられる。
- ^{一九} 細川梶日記(細川家資料 B-6- 15)、明治三八年一月二九日。
- 中沢、前掲書、八頁。

- 明治四〇年一〇月一九日)。 | 実際、一〇月に日記帳を作ったという記述がある (細川家資料 B-6-19
- 三中沢、前掲書、五一頁。
- 三同上、九八頁。
- 細川梶日記(細川家資料 B-6-8)、明治三六年二月三日から二月一六日
- 細川梶日記(細川家資料 B−6− 15)、明治三八年二月二○日。

五 三

- 三 細川梶日記(細川家資料 B−6− 19)、明治四○年七月二日。
- 三・「日記おぼへ帳」、「明治丗五年日記」、「万日記おぼへ帳」等。詳細は【資料二】
- □ 細川梶日記(細川家資料 B−6− 19)、明治四○年八月二日等

参照。

- ^{| 元} 細川梶日記(細川家資料 B—6—9)、明治三六年四月二六日等
- 三〇細川梶日記(細川家資料 B-6-7)、明治三五年一一月七日

明治三六年二月一七日

- 三二同上、明治三六年二月一九日。三二細川梶日記(細川家資料 B―6―8)、
- 三 同上、明治三六年三月一四日。
- · 岡 細川梶日記(細川家資料 B-6- 14)、明治三七年一二月一三日
- 三、細川梶日記(細川家資料 B―6)のうち 16 と 17 の二冊に記されている。
- 三年 細川梶日記(細川家資料 B-6- 17)、明治三八年九月一四日。
- 「移」された方の日記には記されていない(細川家資料(B―6― 16)明治三ぢ」ていた(「おぢる」とは高知県の方言で「怖れる」という意味)ことは、書きを支払ったことや、乗船中に雨が降りはじめ、二歳の娘を連れた津留が波に「お三、例えば、九月四日は一家で秋山村の本宅へ帰した日であるが、義昌が「船ちん」
- 三三頁。 ぐ歴史 日記文化から近現代日本を照射する』、株式会社文学通信、二〇二二年、『一田中祐介「総論「日記文化」を掘り下げ、歴史を照射する」『無数のひとりが紡
- ◎○ 筆者が確認したところ、細川家資料には、約七五○件の女性関係資料 (女性が作

成したもの、女性に宛てられたもの)が含まれている。

- 四一中沢、前掲書、「序にかえて」より。
- 型 同上、一一四頁。
- 『『同上、一七七頁。津留の二女、静の妹である寿衛は明治三七年三月生まれであ』。
- 「ちょ」を飲むことは梶自身の習慣であると判明した (中沢、前掲書、一一七頁)。がわかる。当初筆者は「ちょ」を乳幼児用と考えていたが、『無一老人』によって平」を購入している(明治三〇年六月七日)ことから、温めて飲まれていたこと治二九年五月二三日、明治三九年八月二五日等)が記される。さらに「ちょの行題 梶日記には、「ちょ屋」から「ちょ」を購入したこと、「ちょ」を始めたこと(明
- ^翌 中沢、前掲書、一一七—一一八頁より抜粋。
- □六同上、冒頭の写真集に掲載されている。
- 四四百)。
- る(細川家資料B-6-3、明治二九年五月二二日から五月三一日まで)。記録が散見される。また、「りょう治」のため「黒岩氏」へ入院した時の記録もあには、目の調子が悪いために「黒岩氏」(眼科と思われる)の診察を受けたという既 梶が片目を失明した時期は不明であるが、明治二八年から二九年までの梶日記 一家が別邸に移り住んだのは明治二三年九月一五日(中沢、前掲書、八六頁)。
- ⇔ 梶日記では、「さんみ」「さん美」と記される。
- 五 細川梶日記(細川家資料 B―6―7)、明治三五年一○月七日。
- ≒ 細川梶日記(細川家資料 B-6- 17)、明治三八年一○月二三日。
- 至 細川梶日記(細川家資料 B−6− 19)、明治四○年八月一五日

- 死去するまで続けられたという。 軽書が、前掲書、四三頁。「聖書の友」は明治一七年一○月末から始まり、義昌が
- 吾 同上、二○一頁。
- 吾、梶日記では、「アツキンソン」と明治三八年を中心に複数回交流していることが
- 流もあったようである。 る。「マクル氏の奥さん」とは物々交換をしたり食事会をしたりするなど、私的交系。「マクル氏の奥さん」とは物々交換をしたり食事会をしたりするなど、私的交票、梶日記では「マキルウエン氏」「マクル氏」等と記され、梶日記全編に散見され
- 五 細川梶日記(細川家資料 B−6− 19)、明治四○年九月一四日
- ☆○高知教会百年史編纂委員会編、前掲書、四○五頁
- 記述のなかに複数回登場する。

 ** 「片岡姉」は、主に明治三八年の梶日記において、銃後活動や慈善活動に関する
- ☆同上、四○四頁
- ≦ 同上、四○五頁。
- ☆ 梶日記では、「老婦人組」「年寄組」等と記される
- 六五 土佐教会と高知教会の連合婦人会。
- △ 細川梶日記(細川家資料 B−6− 13)、明治三七年六月二八日
- 多田は昭和一六年に死去しているため、没後の発行である。☆ 多田素『牧会百話』日本キリスト団高知教会、一九六九年、一二九─一三○頁。
- 知教会の基本的姿勢を決定したと言ってよい」と指摘し、さらに多田のこうしたる。そして、仮にそれが「血みどろな真剣なもの」であっても、「教会に帰れ、教を守れ」と言わざるを得ないと述べる。木下氏は、多田のこの姿勢について「高会を守れ」と言わざるを得ないと述べる。木下氏は、多田のこの姿勢について「高なを守れ」と言わざるを得ないと述べる。木下氏は、多田のこのであっても、「教会に帰れ、教会を持いていた種々なる社会事業」に関心を持ち、行動することに対して強い懸念を抱いていた。

(『高知教会百年史』、四○五−四○六頁)。 指導以降、婦人会の社会活動はほとんど行われなくなっていったと述べている

千鶴と梶が乗船した際のもの

邸までの「船ちん」支払記録。

- まとめを行っている武市氏への支出記録。 | 掘川梶日記(細川家資料 | B―6― 13)、明治三七年七月二日。慈善市の取り
- 日。傍線は筆者による。 揺 細川義方宛 細川義昌書簡(細川家資料 F─4─ 28)、明治三七年一○月八
- ☆ 中沢、前掲書、一二○頁。
- 七一同上、一二一頁。
- 芡 細川梶日記(細川家資料 B-6-4)、明治三○年四月一日。
- (お梶)とは梶自身のことである。 「お娘は筆者による。なお「子供」とは津留・雅・義方のことであり、「おかち」
- フェリス和英女学校に進学した直後の記録である。 ペーパー 細川梶日記(細川家資料 B―6― 16)、明治三八年五月二二日。これは雅が
- 二 細川梶日記(細川家資料 B-6-17)、明治三八年一二月二三日。
- 秋山村の本宅に多田牧師を招き「感謝の集り」を行った旨の記録である。祈祷後<三例えば、細川梶日記(細川家資料 B―6― 17)、明治三八年九月五、六日。
- 宅の女中や近所の女性を雇ったことが記されている。の親睦会では参加者に「善を出して御ちそふ」する際の「おきうじ」のために新
- △Ξ 細川梶日記(細川家資料 B―6―9)、明治三六年五月九日等
- △ 細川梶日記(細川家資料 B−6−6)、明治三五年七月八日。
- 全 細川梶日記(細川家資料 B-6- 17)、明治三九年一月二五日。
- 「日雇い」の意。梶日記で頻出する。

- 〇七 細川梶日記 (細川家資料 B-6-6)より。
- 細川梶日記(細川家資料 B-6-16)より。

八八

- 八九高知県の方言で「かぼちゃ」のこと。
- 九〇 細川梶日記 (細川家資料 B-6-6)、明治三五年五月三日。
- 細川梶日記(細川家資料 B-6- 15)、明治三八年四月二三日
- 九二『土陽新聞』明治三八年四月二五日。
- 会社ドメス出版、一九七五年、七八―七九頁)。ことができ」ると評価している(外崎光広著『高知県婦人解放運動史』、株式者を網羅したこの発会式は、まさに愛国婦人会の性格を象徴するものという。外崎光広氏は、この発会式について「天皇制国家のすべての権力機関の代表
- A 細川梶日記(細川家資料 B-6- 15)、明治三八年五月一一日
- ☆ 細川梶日記(細川家資料 B-6- 17)、明治三八年一○月二三日。
- ^{九七} 細川梶日記(細川家資料 B-6- 4~ 16)より。
- 六 細川梶日記(細川家資料 B-6- 13)、明治三七年八月二四

Ĕ

- ^党 同上、明治三七年八月三一日。
- ○○ 細川梶日記(細川家資料 B―6― 16)、明治三八年六月一一日
- 細川梶日記(細川家資料 B−6− 16)、明治三八年六月一二日

高知県の方言で「たいそう」「甚だ」の意味

「○□「いなす」は、高知県の方言で「帰らせる」の意味

 $\overset{-}{\circ}$

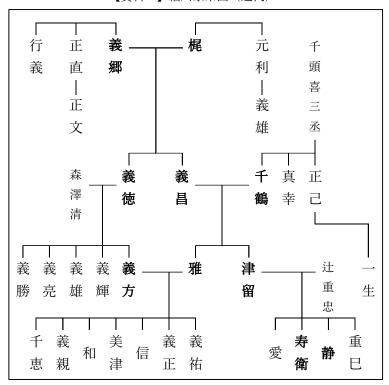
「えらい」は、

- 「○□「つろふ」(つろー) は、高知県の方言で「~たであろう」の意味
- 「得」は、高知県の方言で「~することができない」を意味する副詞「つろふ」(つろう) に 高知県の方言で「~たてあろう」の意味

六

- 細川梶日記(細川家資料 B-6-8)、明治三六年一月一六日
- 10± 渡部、前掲書、三頁。
- □□□□ 中沢、前掲書、一六五頁。
- 一〇九 梶と義昌のこと。
- ○中沢、前掲書、八頁。
- 二細川梶日記(細川家資料 B-6-6)、明治三五年九月一二日等。
- 文学部紀要』第一七巻、第一号、二〇一〇年。 | 四方由美「宮崎における女性史資料保存に関する研究(1)」『宮崎公立大学人

【資料一】細川家系図(近代)



注1:『無一老人』を参考に筆者が作成したものである。

注2:本稿に登場する人物を太字で示している。

【資料二】『細川家資料目録』における「B 個人日記・雑記」のうち「6 梶」一覧

資料番号	標題	年代	本稿における 梶日記
B-6-1	明治二十八年十二月二十一日ヨリ 日記おぼへ帳	明治28年12月21日~明治29年5月22日	0
B-6-2	(おぼへ帳)	明治29年~明治34年	×
B-6-3	明治廿九年五月より 万おぼへ帳	明治29年5月22日~5月31日	0
B-6-4	明治卅年三月一日ヨリ 日記おぼへ帳	明治30年3月1日~7月11日	0
B-6-5	色々おぼへ	明治31年9月5日~9月15日	×
B-6-6	明治卅五年日記	明治35年5月1日~9月30日	0
B-6-7	明治卅五年十月一日ヨリ 日記おぼへ帳	明治35年10月1日~明治36年1月2日	0
B-6-8	明治三十六年一月一日ヨリ 日記おぼへ帳	明治36年1月1日~4月2日	0
B-6-9	色々おほへ帖	明治36年4月19日~7月3日	0
B-6-10	明治三十六年五月ヨリ 色々かいものおほへ	明治36年5月2日~7月1日	×
B-6-11	明治三十六年七月四日ヨリ 日記色々おぼへ帳	明治36年7月4日~9月27日	0
B-6-12	明治三十八年 色々おぼへ	明治37年~大正3年	×
B-6-13	日記おぼへ帳	明治37年5月24日~9月14日	0
B-6-14	日記おぼへ帳	明治37年9月14日~12月31日	0
B-6-15	日記おぼへ帳	明治38年1月1日~5月15日	0
B-6-16	明治卅八年五月十六日より 日記おぼへ帳	明治38年5月16日~9月9日	0
B-6-17	明治三十八年九月十日ヨリ 日記おぼへ帳	明治38年9月4日~明治39年1月25日	0
B-6-18	明治三十九年八月二日より 日記おぼへ帳	明治39年8月1日~12月1日	0
B-6-19	万日記おぼへ帳	明治40年6月24日~10月20日	0
B-6-20	明治四十年十月二十日ヨリ 日記おぼえ帖	明治40年10月20日~明治41年3月21日	0
B-6-21	明治四十一年八月 万おぼえ帖	明治41年8月~9月	×
B-6-22	明治四十一年十二月三十日ヨリ 日記色々おぼへ帳	明治41年12月29日~明治42年1月5日	0
B-6-23	明治四十二年九月より 万ひかへ帖	明治42年9月8日~明治43年1月9日	×
B-6-24	大正三年五月二十四日ヨリ 日記帖	大正3年5月24日~8月2日	0

【資料三】

一 A 明台二八年一二月二一日	3 月台三 11年11月11日	
	I 电流三十全 电流 三十年 电流 三十年 电流 三十年 电流 三十年 电流 三十年 电流 电流 医二十二甲 医二十二甲 医二十二甲 医二十二甲 医二甲甲二甲甲二甲甲甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	(プロニー年七月三一日
十二月廿一日天気無事	同二十五日天気無事水	同卅一日天気無事金
朝何れも礼拝致し子供は	朝いづれも礼拝致し聖書を	朝何れも礼拝をして食事をする
学校へ行くお千鶴は今日	研究しさん美祈祷して	座敷のそふぢを所々をする
午前十時頃より秋山へ行千頭	西洋人の所へせい書けんきうニ往く	○旧約を読みさん美祈祷を
一生氏ニは中学校が今日より	今日日よふをやとふえんどふをかりて	なす新聞を少しよむ○昨夜
休ミニ成るニ付三時頃つか地へ	其跡へ友大豆をまいて貰う東の北へ	義祐ハ宮の内ニてつり花火を
帰られる其時くるまちんニ拾銭	あづきをまく東の中四うねへごまを	もらいし由雅子等は順之通り
御用立る東京より十二月十八日午前	まく日よふちんを直に渡ス○三十五銭	肥立よろ敷悦こぶ新聞は
六時ニ出せし書状同二十一日安着	相渡し済○高岡の千頭の親子さん	今日は休み也○さんバさん来りて
す大きに御めぐミにより安らかに参	正午過ニ来られ茶つけを出ス当夜より	湯をあひせてくれる肥立よろしく
りつき病気も次第に快方ニおもき	とまる自分はえんとふをみニする	大きに悦こぶ自分はかみを結ふ
候よし実ニ有難くかんしや奉り申候	夜分もする雅子に少し手伝ふて	今日大工さんのよめさん悦こひニくる
今日岡﨑亀太郎香の物ヲつけニくる	もらう今日午後ニ義昌は秋山	昨夕方唐いものまきをもらうよし
升に大根二拾銭分買ふ茶つけを	よりかへりて直ニ小高坂嶋崎の	○今日もさんばさん来りゆをあひせ
だす○まつ生大根の代二十銭相渡ス	葬式へ往く辻ニ湯がわき入りニ行	る義昌は高知へデンポヲを
ダウド先生そふ談ニ来るミかんくわし	うちのからすみにてわかす	打に往く○千頭俊夫氏来る
を出ス少しミかんをあげるゆちん	○弐拾七銭半紙壱束○四銭エン筆	おみやを、もらいする○義昌は
弐銭四り拂	代夜分聖書の友をなしさん美	高知より長濱通りかへる横濱へ
	祈祷して皆々休む	又デンポヲを打ツよしつふど金
	○客はとまる	ペイトヲとむきみそをかふてくる
		○俊夫氏日暮ニかへる皆湯ニ入る
		家庭の日課をよみさん美
		祈祷して皆々休む

【資料四】細川義昌日記(細川家資料 B-3-7)明治19年4月から5月より 信仰に関する記録(抜粋)

日付	信仰に関する記録
4月10日	自分終日聖書研究
4月11日	夫婦雅義方清等ト教会ニ行 当夜通丁ニて自分説教ス 夫婦雅ヲ連薊野吉村重任へ勤ニ行
4月17日	母堂御供し船通り高知ニ行
	教会へ三度行
4月20日	神学終日
4月22日	午後一時出立高知ニ行 教会ニ於テ説教ス
4月25日	風雨ニ付教会ニ行ヲ不得 宅ニテ聖日ヲ守る
4月26日	晩聖書研究会
4月29日	五時出立高知二行 木曜日二付教会二行
	夜祈祷会二行
1/100 🖂	米国宣教師クリナンマカルヒン片岡山田山本老人原横山津田荒尾野村嘉之抔トコウ
5月1日	/ 15年 / 15年 / 15年 / 15年 15年
5月2日	早朝母堂教会ニ御出母子聖日ヲ守リ教会ニ出ツ
5月4日	聖書研究会
5月7日	芳原小松栄基督教ス、メニ行
3/11/	道中来ル十日説教広告張紙ヲナス
5月9日	早朝千鶴ヲ連レ教会ニ行を通丁へ行説教
5月10日	片岡健吉山本秀煌来リ午後七時半より説教
5月11日	山本片岡抔ト正午より高岡へ行午后八時過キ(中略)森澤伊三郎控家ニ於テ説教
5月14日	明日憾謝会之事ヲ通知
5月15日	高知教会設立一周年記念ノ為メ憾謝会ニ付母堂津留ハ長濱通船ニテ自分千鶴雅ハ西
3/113 🖂	分通リ歩行ニテ教会ニ行
5月16日	家内三度教会ニ出ツ
5月17日	聖書研究会
5月22日	母堂高知二被行
5月23日	教会ニ行午後三時ヨリ帰ル
5月27日	木曜日教会二行
5月28日	夜祈祷会へ行
5月30日	教会へ行 千鶴より教会建築の寄付金拾円ヲクリナンニ渡ス

【資料五】細川梶日記(細川家資料 B-6-8)より 明治 36 年 2 月の収支記録

	滞在場所	収入		支出			その他
	伸任物 ///	内容	金額	内容	金額	贈り物	貰い物
1日	本宅			伝道金	2銭	カハラセンベ25枚・ なし1つ	
2日	本宅			仰紙	3銭	4017	
3⊟	別邸			からすみ(冨殿へた	35銭		
эп	別功			のむ)	35銭		
				おかし	4銭		
4日	別邸			焼まん	5銭	みかん	
				遊ひ物 うめやき	2銭5厘	-	
				焼まん	10銭5厘		
5日	別邸			くわし	3銭	-	
6日	別邸			草り	不明		
							ワップ・パン・カンテンのく
							わし
7日	別邸						小あか鯛5尾・祝もち・大こ
							ん2本
							くじら
8日	別邸			伝道金	2銭		御ちそふ
		 		第二婦人祈祷会へ	5 銭 10銭	 	
				あか鯛2尾 かんざし・仰紙	3銭8厘	-	
				めかね直し・かんさ		+	
9日	別邸			し直しちん	5 銭		
				やきいも	2 銭	1	
				くわし	2銭5厘	1	
10日	別邸			船ちん	4 銭		
11日	別邸			せきだ直しちん	4銭5厘		
11 🖂				やきいも	1銭5厘		
12日	別邸			げた	16銭5厘		
13日	別邸						
14日	別邸			義昌のクツ直しちん		1	
				つぶ	3銭		
15日	別邸			伝道金	2銭		くわし1銭5厘
				船ちん	55銭	-	
16日	本宅			つぶあわ くわし	5 銭 10銭	-	
101	平七			(4) (10政	金へいとふ・たし2	金へいとふ・誕生祝の金子・
						2	なし2つ
17日	本宅						
						山いものはんべん・	
18日	本宅					玉子のはんじゆく・	
1011	十七					しらうゆ・カステイ	
		ļ				ラ2切・なし1個	
19日	本宅	1					
				びんつけ	1銭	-	
20日	本宅			すりつけ 髪結ちん	1銭7厘 10銭	-	
				変結 らん 仰紙	3銭	1	
21日	本宅			r i - ries	- 24		肴
22日	本宅	 		伝道金	2銭		114
23日	本宅	ぬか売上	4 銭	さば弐尾	14銭	1	
2011	7.0	ぬか (1升5合) 売		- 155 4 4			
24日	本宅	上	2銭	庭とり5羽	1円30銭	すもじのこぶまき	グイミ
2 * 11	77°-L	工物不足分	不明				苗ヱ・けかなわりなば処1
25日	本宅	工物个足万	71,64	税	10円	くわし少し	菓子・はかたおりたば粉入
	本宅	為替	15円	174	1011	ハルレグレ	おもち
26日	平七	কণ <u>নি</u>	7011			かわらみしべつへ	a- 0 9
27日	本宅			仰紙	3銭	かわらせんべ3つ みかん	しょみかい
28日	本宅						しょみかい

-	68	-
---	----	---

「樺太土佐村」への移住者募集史料

松山紘章

はじめに

た小能登呂村に移住者を募集する史料である。住案内』)という史料を見出した。『移住案内』は「樺太土佐村」と名付けられ立自由民権記念館所蔵の彼末嘉壽馬編『樺太土佐村農業移住案内 全』(以下『移大日本帝国の版図にあった樺太の小能・登呂村の成立を研究する中で、高知市

海岸・真岡支庁管内の蘭泊村と野田寒村(後の野田町)の間に位置していた」。一は日本領樺太の全体図から小能登呂村を示している。小能登呂村は樺太の西最初に『移住案内』で移住地となった小能登呂村の場所を確認したい。図―



った『・小能登呂村の主要産業は牛乳の生産などの酪農であり、樺太有数の規模であ

本文中の引用は史料の状況に鑑みて可能な限り原文の通りとした。者の募集が行われたのかを概観したい。

、口外)及立い寺重

史料の成立と特質

ていたのかは分からない。

『移住案内』は一九一九年一月に高知県長岡郡五台山村(現在の高知市)は一九一九年一月に高知県長岡郡五台山村(現在の高知市がではなかった。形態は小型の冊子で全二八頁である。『移住案内』はで発行された小。最後の頁に「定價金拾五錢」と販売価格が載っている。無償で発行された小。最後の頁に「定價金拾五錢」と販売価格が載っている。無償で発行された小。最後の頁に「定價金拾五錢」と販売価格が載っている。無償で発行された小。

して渡島する。
して渡島する。
は末は高知県と香川県で警察官勤務後、一九○六年樺太民政署の警察官とる。彼末は高知県と香川県で警察官勤務後、一九○六年樺太民政署の警察官と彼末の生没年は一八七四年~一九二八年、出生地は高知県長岡郡五台山村であべたい。彼末の来歴や経歴は『樺太』小能登呂村の沿革史』に書かれている「○。べたい。彼末の来歴や経歴は『樺太』小能登呂村の沿革史』に書かれている「○。

太の開拓を目的とした労働団体を結団するなど、官吏に在職中から樺太を拓く張所長となった。一九一〇年末には野田寒村で「野田寒力行軍」と命名した樺一九〇九年に小能登呂村の北に接する野田寒村の野田寒警察署長・野田寒出

総代などを務めた『『。彼末も小能登呂村で暮らし集落を代表する役職の部落登呂村に入植させた』』。彼末も小能登呂村で暮らし集落を代表する役職の部落へ一時戻り移住者を募集した。そして、一九一三年に高知県から移住者を小能二年に樺太庁を退職する。真岡支庁などと移住計画を協議すると同時に高知県ために活動していた』。その後、小能登呂村への移住者募集を計画して一九一

が編集して移住希望者向けに有償で配布した「案内書」であった。 以上『移住案内』の成立と特質を踏まえると、樺太での勤務経験のある彼末

一、『移住案内』の概要

られていた。

親睦や植民の支援であった。義勇団には「規約」があり編制目的や団員(移住は「趣意書」の中に纏められている。義勇団の目的は樺太開拓を進める組織の彼末は「北門義勇団」(以下義勇団)と称する団体を計画していた。その計画



図 - 2 彼末嘉壽馬編『樺太土佐村農業移住案内 全』 (個人蔵/高知市立自由民権記念館保管)

希望者)の基準、義勇団の支援方法など全一三条の構成となっている。次に「經

營事業之豫定」では義勇団の活動地は小能登呂村と新しい移住地が予定されて

いた一宮。文末には義勇団の活動に賛同した人が記入する「加盟申込書」も付け

一四年に高知県から移住者が入植した小能登呂村の土地に余裕があるため、新旨」として移住者募集の理由を書いている。彼末が移住計画した一九一三年と景や移住の利点を六点に纏めている。「(一)仝人ガ移民募集ヲナサントスル趣として移住者募集の援助のお願いであった。お願い理由の後に移住者募集の背の各郡長に宛てた公文書の写しもある。件名は「樺太移住民募集援助方之件」(彼末が小能登呂村を管轄する真岡支庁の三宅貞太郎支庁長に要望して高知県)

た。。

たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先任農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先に農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先任農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな移住者募集を考えた。「(二)移住地ノ有望ト先住農民ノ好成績」とある。たな

る。 る。記事を読むと樺太の中で小能登呂村の開村は関心を持たれていたと分かいる。記事を読むと樺太の中で小能登呂村の開村は関心を持たれていたと分か八年一二月二〇日と翌一九年一月四日の『樺太毎夕新聞』の記事が転載されて『移住案内』には小能登呂村移住の成功を伝えた『樺太時事新聞』の一九一

力者、高知県内の自治体など各種機関から賛同も得ていたとある。の計画は板垣退助、濱口雄幸や初代樺太庁長官楠瀬幸彦などの高知県出身の有の計画は板垣退助、濱口雄幸や初代樺太庁長官楠瀬幸彦などの高知県出身の人々が訴えることで移住への不安を払拭させる目的と思われる。また、移住形成した者、土地の耕作が成功した農業者や樺太のアイヌである。様々な立場知県出身で小能登呂村へ移住者した雄弁家と称する人物、雑貨商を営み資産を知県出身では移住者を集めるため「募集員」の演説計画があった。募集員は高

均する自由な農村を形成することであった。三、「移住地の概况」では移住地のある。募集目的は高知県下の農業者を移住させて、独立した地主となり富が平登呂村への旅費などは申込状況で支給か貸与するとした。二、「募集の趣旨」での柱から成り立ち分けられた。一、「旅費支度料を與へ又は貸す」とする。小能を與へ大工百名壯丁四百名を募る」と小見出しが付いている。その内容は九つ具体的な移住者の募集案については「樺太土佐村移住民募集案内/悉く土地

寒い樺太でも小麦や燕麦、馬鈴薯など約三〇品目が栽培可能とした。六、「一戸 四、「政廳の補助」である。政庁の補助とは、樺太庁が移住地までの交通費や開 技藝者及高等移民」と大工や左官、 るとした。農業を希望する移住者であれば無資本者でも移住できた。最後に「諸 ぎをする者、(ハ)は農業資本を持たない移住者が小能登呂村やその付近に入植 登呂村に移住した多くの農業者は成功が近いとした。八、「樺太高知間の旅費」 家一戸五町乃至十町歩を耕作し得られ一反十五圓乃至三十圓の収入」とした。 分の収入」である。収入の見込み基準には「普通馬二頭曳の西洋農具を使用農 墾費用の補助、牛馬豚を貸付することであった。 も募集していた。 条件に旅費を貸与する。労務が一一月頃までに終了した者には一五円を給与す い移住が出来る者、(ロ)は農地の貸付を受けて、種蒔き後は労働者となり出稼 力行農民」、「(ハ)一年后農民となる者」に分類した。(イ)は自力で家族を伴 九、「旅費の給與並に移住者資格」で移住者の種類を「(イ) 普通農民」、「(ロ) である。高知から樺太まで汽車・汽船の交通費は割引されて二十円位とした。 七、「先住者好成績」とある。これまでの移住者の成功状況に触れている。 した場合、一年間は集落を拓くための伐木や運搬などの労務に従事することを 小能登呂村がこれまでの移住者により樺太の枢要な農村になりつつあるとした 医師などの集落の形成に必要な職業の人々 五、「作物の種類」を挙げた。

に耐える意思を示す願い出であった。経験を確認する内容である「禹「樺太移住團体加入願」は、樺太で成功するためであった。まず「身元證明願」は、移住希望者に対して移住への覚悟や農業の移住の申込みには「身元證明願」と「樺太移住團体加入願」の願い出が必要

再度、「華太侈主仕丁及大工を募る大工百名仕丁四百名」と小見出しで、既述こと、移住決定者が使用する農具は安価で販売する予定などの案内もある。費等の支払いに充てる計画であった。また、四月二十日に高知市から出発する収した手数料は移住者募集の新聞広告代や通信費、小能登呂村に着くまでの雑収した手数料は移住者募集の新聞広告代や通信費、小能登呂村に着くまでの雑収を検索内』では、移住決定者に契約事務手数料の徴収を検討していた。徴

た。出稼ぎ先は小能登呂村付近、樺太内の築港や土木工事の現場とある。出稼は内一五円を既に給与したことにする。それは移住費用の一部返済免除であっ度費用として三五円を貸付、移住後の一一月までに指定した労務を果たした者した移住者の募集案を要約している。移住後に労務に就く者は事前に旅費・支再度、「樺太移住壯丁及大工を募る大工百名壯丁四百名」と小見出しで、既述

四月下旬から五月上旬の予定となっている。れらの貸付は申込順の受け付けであった。この項目では小能登呂村への出発はることとある。出稼ぎ先は樺太の遠藤組や大橋組が請負先と決まっていた。ことした。「力行農民」の移住希望者は、旅費として一五円を貸付するので申し出ぎで資金を貯めて就農する者は、樺太庁から小能登呂村などに土地を斡旋する

落の形成に必要と考えて求めていた。
最後に「大に進取的青年を招く」、「青年五十傑を募る」と武芸や特定分野の最後に「大に進取的青年を招く」、「青年五十傑を募る」と武芸や特定分野の形成に必要と考えて求めていた。

なれていた。以上、『移住案内』は募集案内であるが、小能登呂村の各種の事情が詳細に記以上、『移住案内』は募集案内であるが、小能登呂村の各種の事情が詳細に記

一、史料の意義

されていた公文書の樺太移住関係の史料とも異なる。 を送り出す状況が分かる史料である。以前、筆者が紹介した群馬県庁文書に残募集、高知からの送り出しまでの過程も明らかになっている。樺太への移住者のが主導したとは考えにくい。彼末が主体となり「樺太土佐村」と名付けた方法であった。『移住案内』の計画は高知県や樺太庁が間接的な支援の可能性は主な『移住案内』の内容は樺太の説明や将来性、募集要項、移住後の生活の主な『移住案内』の内容は樺太の説明や将来性、募集要項、移住後の生活の

村や移住の実態が明らかにもなる。その意味でも移住地の樺太及び送り出した能登呂村の沿革史』や『高知県史』でも深く触れられていない小能登呂村の開『移住案内』は樺太の集落への移住を知り得る史料である。また『樺太 小

高知の双方にとって貴重な史料と言える。

おわりに

移住させて、樺太の社会全体を底上げすることも目的と言える。た農業や社会生活を送らせるためであった。もうひとつには多様な職業の人をど独自の方法で移住者の募集を考えていた。小能登呂村に移住した人を安定しする資金を支援する計画、政治家や研究者の素質のある人々の移住も求めるな棒太までの旅費が捻出できない移住希望者は現地での労働と引き換えに就農

『移住案内』での募集計画に活かされていた。影響を受けていたと考えられる。一九一〇年に野田寒力行軍を結団した経験も両立する方法であった。その義勇団は彼末の経歴で触れた「野田寒力行軍」の拓を進めるための義勇団構想である。彼末の考案した開村計画と移住者募集を「移住案内」には移住者の募集方法に注目する箇所があった。それは樺太開

;。 今後、小能登呂村成立の解明のためにも『移住案内』の分析を進めていきた

(まつやまひろあき 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科博士後期課程)

【参考文献】

外務省条約局法規課編『日本統治下の樺太 (「外地法制誌」第七部)』、外務省、一九

高知県編『高知県史 近代編』高知県、一九七〇年

高知小能登呂会、一九九二年 小能登呂村の沿革史編集委員会編『樺太・小能登呂村の沿革史』、全国小能登呂会・

西村いわお『南樺太〔概要・地名解・史実〕』、高速出版、 一九九四年

塩出浩之著『越境者の政治史 大学出版会、二〇一五年。 アジア太平洋における日本人の移民と植民』、名古屋

- 津の小字は飛岸・登富津・登富津沢・富原・西知取(読み方不明)と分かれてい須と登富津には小字もあった。仁多須の小字には仁多須・仁多須沢・藻明、登富 呂会・高知小能登呂会、一九九二年、二八頁)。 た(小能登呂村の沿革史編集委員会編『樺太・小能登呂村の沿革史』全国小能登 小能登呂村は、下能登呂、上能登呂、仁多須、登富津の大字が四つ、さらに仁多小能登呂村は、下能登呂、上能登呂、仁多須、登富津の大字が四つ、さらに仁多
- 二「樺太西海岸小能登呂村の沿革史発行―樺太の歴史と三五名の思い出の手記併記 ―」(社団法人全国樺太連盟編『樺連情報』、第五一○号、一九九二年一○月一日)。
- 竹野学「植民地樺太農業の実体─一九二八~四○年の集団移民期を中心として (社会経済史学会編『社会経済史学』、六六−五、二○○一年一月、五六九−五八
- 四三木理史「第三章 県からの樺太出稼」(『移住型植民地樺太の形成』、塙書房、二○一二年、一○三− 一三一頁、一三三——六四頁) 農業移民を通じて見た樺太と北海道」「第四章 明治末期岩手
- ≖松山紘章「『群馬県庁文書』の樺太移住手続関係史料」(神奈川大学歴史民俗資料 以前の史料紹介でも意義について述べている。(同前「「『群馬県庁文書』の樺太移 学研究科『歴史民俗資料学研究』第二七号、二〇二二年三月、一九七一二〇六頁)。

住手続関係史料」『歴史民俗資料学研究』第二七号)。

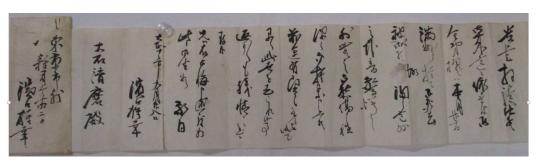
- 七「第六章 代編』一九七五年、三〇三一三二三頁)。 経済と社会 第五節 開拓移住と海外移民」(高知県編『高知県史 近
- <『移住案内』の発行場所が「屋敷」となっていた。彼末は高知にも生活拠点又は 生家を有していた。
- ^丸 高知市立自由民権記念館編『細川家目録』 高知市立自由民権記念館、 一九九六年、 四一二頁
- ○『小能登呂村沿革史』では、 時の史料に基づくものである。 稿の対象時期は樺太に町村制が施行されていない。しかし「村」という表現は当 県から移住者募集が始まる前にも小能登呂村へ移住者がいたとされる。 また、本 小能登呂村の開村者は彼末嘉壽馬であるが、高
- | 「野田寒力行軍の編制」『樺太日日新聞』一九一一年一月五日。 面
- 三 同時期に岩手県出身の吉田清五郎も人数は少ないが移住者を募り入植してい 移住者には香川県や徳島県の出身者も加わっていた。 る。そのため、吉田清五郎も開村者のひとりと考える必要がある。また、最初の
- |三 部落総代とは「部落住民中より樺太庁支庁長がこれを選出し、その取扱はもっ ぱら官庁事務の補助であるが、実質的には部落の執行機関として公共的事務にあ 一九七八年、 たらせ…」(社団法人全国樺太連盟編『樺太沿革・行政史』社団法人全国樺太連盟、 四二八頁)とある。つまり、地域で行政機関の業務を担う立場であ
- 新たな移住地は樺太南部の留多加川流域を候補に挙げていた。
- |玉 伐木や牛馬など樺太で農業するための経験などを聞かれていた。

-	74	-

二〇二二(令和四)年度寄贈資料目録

●寄贈資料

に受けた見舞へのお礼状。東京駅での襲撃を受けての入院中	昭和六年一月	濱口雄幸書簡 大石清宛
らせに対する返信。 大石の弟が満州で死去したとの知	大正一〇年九月二八日	濱口雄幸書簡 大石清麿宛
		七母図 (泡)
		古地図(仁井田)
		古地図(種崎)
「高知名所」など二三件。		絵葉書 一式
(北支事変関係記事スクラップ)	昭和一二年八月	北支事変新聞報
	昭和一二年	板垣会館落成記念品
備考	年代	資料名



濱口雄幸書簡 大石清麿宛

二〇二二 (令和四) 年度 図書等寄贈者一覧(五十音順 敬称略)

高知市総務課国際平和担当 高知県立歴史民俗資料館 東京江戸東京博物館

団体

蒼空の会 青森県立郷土館 宮内庁書陵部 宜野座村立博物館

秋田県立博物館

熊本市歴史学研究会

神戸市立博物館 高知みらい科学館

倉敷市文書館

安曇野文書館

般財団法人地域創造

慶応義塾 15 年史資料集編集委員会

月刊社会教育

愛媛県歴史文化博物館

大分市歴史資料館

愛媛県総合科学博物館 愛媛県観光スポーツ文化部

大阪経済大学日本経済史研究所

オーテピア高知図書館

科学研究費補助金特別推進研究「地域歴史資

料科学を機軸とした災害列島における地域

存続のための地域歴史文化の創成」グループ

貫汪館

木更津市

高知県立牧野記念財団

知立市史編さん委員会

千葉県文書館

国立歴史民俗博物館

大手前大学史学研究所

面河山岳博物館

高知県立のいち動物公園

高知県立美術館

高知県立坂本龍馬記念館

高知県立公文書館

高知県立高知城歴史博物館

仙台市博物館

創和文学会

専修大学大学史資料室

世界思想 水平社博物館

高知県文化財団

高知県芸術祭執行委員会

公益社団法人全国公立文化施設協会

大阪大学大学院文学研究所

公益財団法人ポーラ伝統文化振興財団

公益財団法人日本教育会

公益財団法人神奈川文学振興会

公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課

静岡県近代史研究会

四国電力株式会社

佐川町立青山文庫 埼玉県立文書館

渋沢研究

四万十市教育委員会

昭和館

兵庫県立歴史博物館

福井県文書館

福澤諭吉記念慶應義塾史展示室

文学プロジェクト

大学共同利用機関法人人間文化研究機構 法政大学大原社会問題研究所

松山市立子規記念博物館

明治大学史資料センター

横浜開港資料館

- 76 -

徳島県立近代美術館

徳島県立博物館 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館

高知文芸年鑑編集委員会 高知文学学校機関誌担当部 高知大学総合研究センター

徳島市立徳島城博物館 徳島県立文書館

独立行政法人日本芸術文化振興会日本事務局

土佐山内記念財団

栃木県立文書館

長野県立歴史館

南丹市立文化博物館 長野市公文書館

沼津市明治史料館

広島県立文書館

福岡市総合図書館

横浜市ふるさと歴史財団近現代歴史資料課史

資料室担当

立命館大学文学部横山隆一記念まんが館

全習完大会 大会 完 入て外和歌山市立博物館

アーカイブズ学専攻 学習院大学大学院人文科学研究科

二〇二四年三月

「高知市立自由民権記念館紀要」

第二八号

高知市桟橋通四丁目一四番三号

発編 行集

高知市立自由民権記念館

℡ (○八八) 八三 一三三三六